0029596000

0029596-000

338.64-Ty992t

朝鮮殖産銀行十年誌

朝鮮殖産銀行

1928

ADI

朝鮮
22
調第534號

東京都立中央図書館蔵書

朝鮮殖産銀行十年志

338.64
Ty992t

33324

例言

一、本書は當行が昭和三年十月を以て創立滿十年を迎ふるにあたり之が記念として編纂したもので主として當行の創立事情並に以降十年の業績の變遷を略敍したものであるが當行と朝鮮の產業乃至公共事業との密接な關係から敍述は自然此の方面にも及び寫眞なども挿入するに至つた。

一、本書は編纂の都合上之を昭和二年末に打切つたけれども或事項に就ては其後に及んだものもある。又使用統計は主として昭和二年中又は末現在を用ひたが然らざるものには夫々調査年月を附記して置いた。

昭和三年十月

朝鮮殖產銀行

正	誤
十頁四行十二字目賀。とあるを容。に	
二十七頁十五行三十字目國。とあるを箇。に	
五十四頁三行一字目除。とあるを徐。に	
六十二頁三行十五字目一。とあるを市。に	
百八頁五行十六字目儘。とあるを設。に	
六十二頁の次の挿繪說明中(十四。年十月)とあるを(十五。年十月)に各誤正のこと	

朝鮮殖産銀行十年志　目次

口繪　本店及其所在地竝に其沿革を示すもの六葉――重役の小照十四葉

第一章　緒言……一

第二章　沿革……七

第一節　設立事情……七

朝鮮殖産銀行設立以前の産業信用――農工銀行――朝鮮殖産銀行令の公布――度支部長官の聲明――設立委員の任命及設立命令の下附――株式の割當及募集――朝鮮殖産銀行の成立――三島頭取の挨拶

挿繪　政府倉庫の遺物二葉――於音票二葉――農工銀行本店五葉――設立關係者五葉

第二節　政府の保護及監督……三二

債券發行上の特典――政府所有株式に對する配當免除――配當保證――資金調達上の援助――政府の監督

第三節　既往十年の過程……三五
第三章　組織及管理……四二
第一節　資本金及株式……四二
挿繪　朝鮮殖産銀行新舊十株券
第二節　本店及支店……四五
挿繪　朝鮮殖産銀行營業所所在地圖——支店十藥附近の名勝舊跡其他八葉
第三節　重　役……五〇
第四節　相談役……五二
第五節　職　員……五五
第六節　事務分掌……五八
執務の組織——課長及支店長——挿繪　第四回支店長會議列席者の照影
第四章　業務及實績……六五
第一節　産業及公共金融……六五

概況——産業公共貸付高及殖産債券發行高累年表——借主の種類——
貸付金の分布——産業及公共貸付金分布狀況圖表——擔保の種類——
貸付金の期限——用途——年賦及定期貸付標準利率移動狀況圖表
第二節　普通銀行業務……七五
概況——普通銀行業務預金貸付在高圖表——貸付金の擔保
第三節　貯蓄預金業務……八二
概況——貯蓄預金業務成績圖表——殖産積金——貯金の運用
第五章　朝鮮殖産債券……八九
第一節　債券の性質……八九
朝鮮殖産債券分布圖
第二節　發　行……九一
挿繪　債券募集用ポスター二種
第三節　發行條件……九三
挿繪　第七拾參回朝鮮殖産債券五千圓券

第四節　元利の支拂……九八
第六章　營業成績……九九
第一節　損益計算……九九
第二節　利益金分配……一〇一
第七章　産業及公共貸付用途の概要……一〇三
第一節　行政……一〇四
道地方費――府――面――挿繪一葉
第二節　教化……一〇六
學校――學校組合――學校費――宗教――挿繪四葉
第三節　金融組合聯合會……一〇九
金融組合聯合會――金融組合――代理媒介貸付――挿繪三葉
第四節　衛生……一一四
當局の施設――地方公共團體の施設――挿繪二葉

第五節　交通運輸……一一七
私設鐵道――鐵道網計畫――軌道――挿繪四葉
第六節　農業……一一九
現況――農業開發の途――農事の改良――挿繪六葉
第七節　土地改良……一二三
開墾干拓の奬勵――産米增殖計畫――干拓事業――挿繪六葉
第八節　水利事業……一二七
灌漑の改善――堤堰及洑――水利組合――小規模灌漑――挿繪十二葉
第九節　林業……一三一
林野の荒廢――當局の施設――施設の結果――挿繪四葉
第十節　蠶業……一三三
蠶業資金の用途――當局の方針――百萬石計畫――挿繪五葉
第十一節　畜産……一三六
畜産の規模――畜産同業組合――畜産の資質――挿繪五葉

第十二節　工業……一三八
工業の奬勵――有望なる工業――挿繪二十九葉
第十三節　水産……一四一
水産地朝鮮――當局の施設――當業者の順應――挿繪六葉
第十四節　電氣及瓦斯……一四四
電氣事業――瓦斯事業――挿繪四葉
第十五節　釀造……一四七
原料の豐富――當局の奬勵――挿繪二葉
第十六節　土木……一五〇
各種土木事業――道路の改修――挿繪四葉
第十七節　鑛業……一五三
鑛物の豐富――鑛業の將來――挿繪一葉
第十八節　商業……一五六
商業の發達――商人――取引の組織――挿繪六葉

第十九節　土地家屋……一五九
市街地の發展――資金の需要――挿繪一葉
第二十節　舊債整理……一六二
不動産の擔保力增進――不動産擔保貸の盛行――救濟を要する所以
附錄
一　株式會社朝鮮殖産銀行年表……一
二　朝鮮殖産銀行令……八
三　株式會社朝鮮殖産銀行定款……二一
四　農工銀行令……三三
五　農工銀行條例……四一
六　手形組合條例……四五
七　朝鮮殖産銀行第二十期貸借對照表……四七
八　朝鮮殖産銀行關係水利組合一覽表……四九

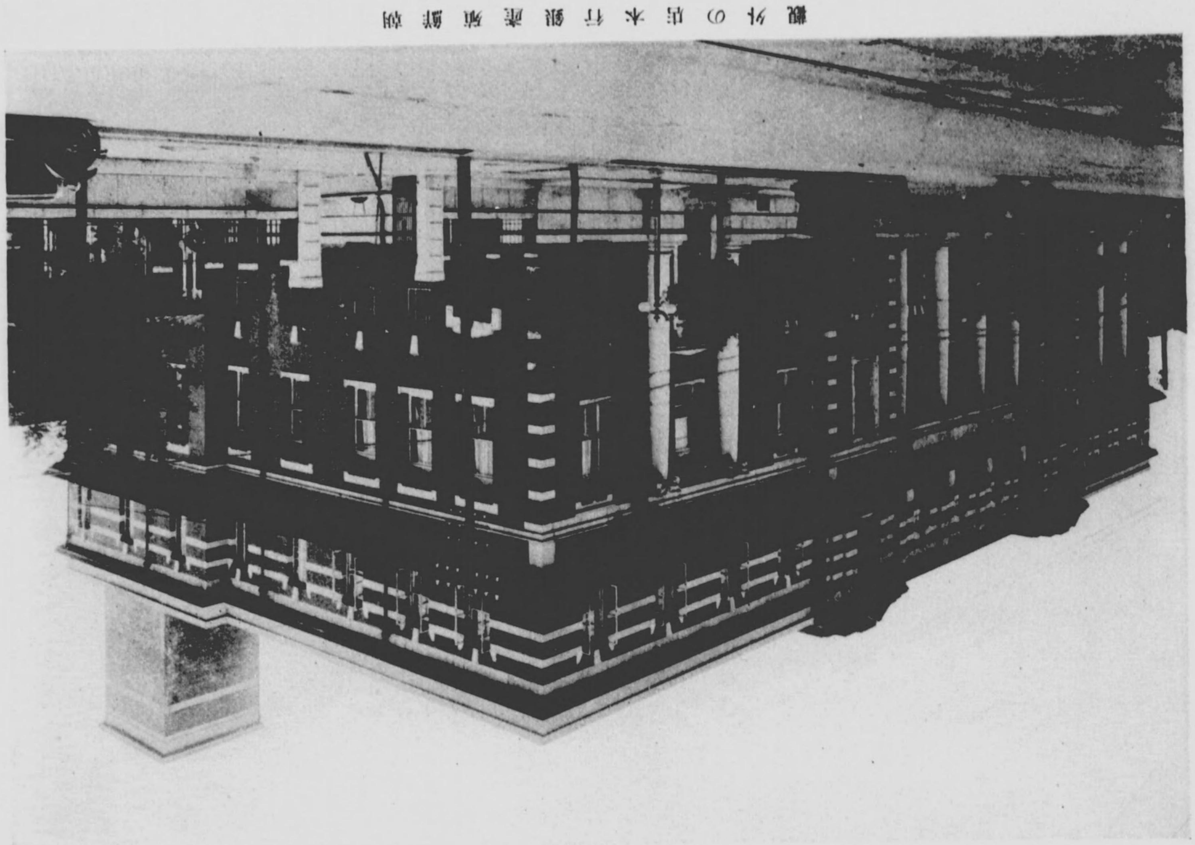

觀外の店本行銀產殖鮮朝

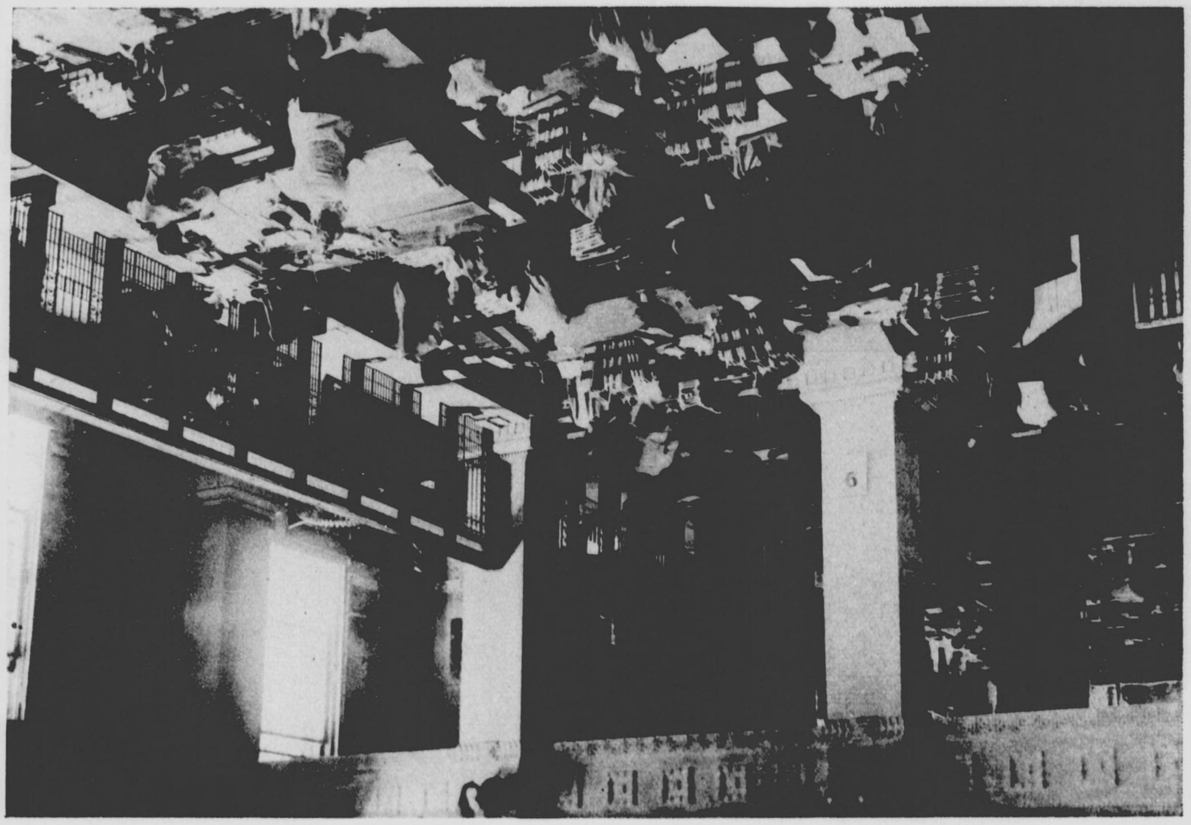

都一の産業會館本

現時の京城（×印は當行の所在を示す）

南大門及南大門通

現時の京城（×印は當行の所在を示す）

漢湖農工銀行

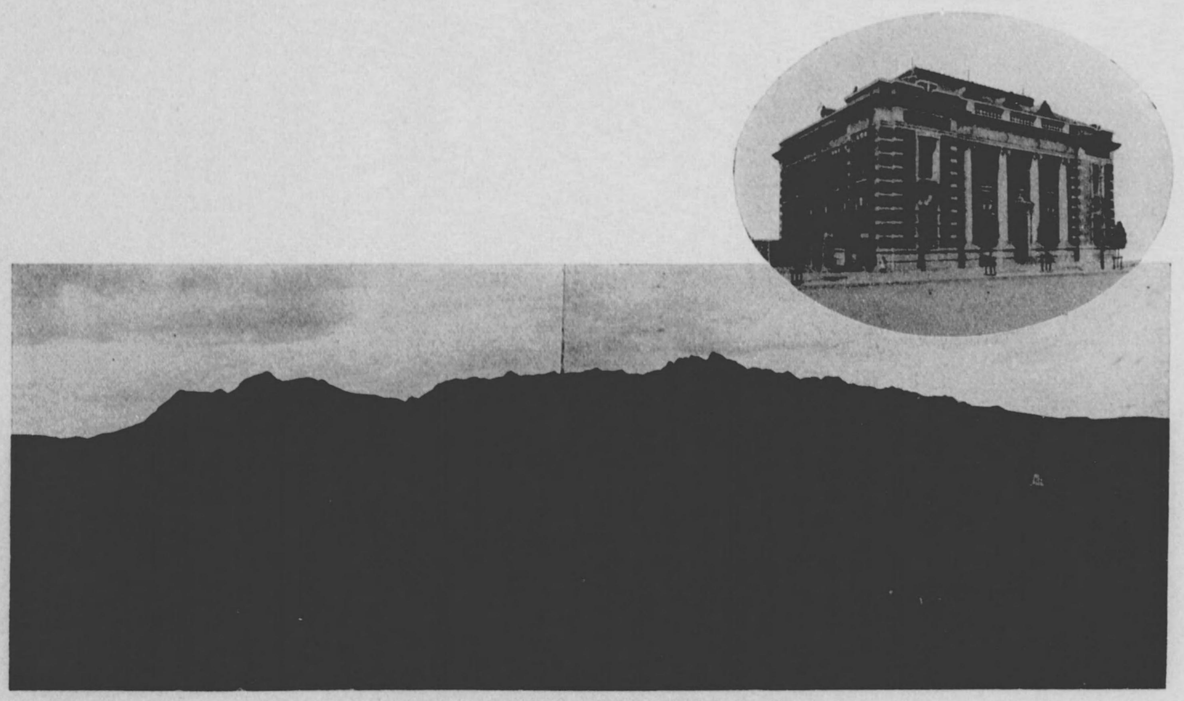

農工銀行條例公布當時の京城(明治三十九年頃)

漢湖農工銀行

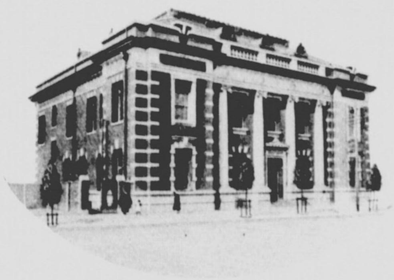

農工銀行條例公布當時の京城（明治三十九年頃）

前頭取　故三島太郎氏

頭取　有賀光豐氏

前理事 故中村光吉氏

前理事 櫻井小一氏

前理事 深尾道恕氏

前理事 石井光雄氏

理事高久敏男氏

理事森　悟一氏

理事侯爵朴　泳孝氏

理事矢鍋永三郎氏

監事 廣瀬滿正氏

前監事 故 男爵 李根澔氏

監事 釘本藤次郎氏

監事 子爵 尹德榮氏

朝鮮殖産銀行十年志

第一章　緒言

我が朝鮮殖産銀行も本年十月一日を以つて創立後滿十ヶ年の歳月を閲することになつた、一般經濟狀態猶未だ幼稚の域を脱しなかつた朝鮮に於いて産業開發を使命とする朝鮮殖産銀行の運營は夫自身が既に輕易の事業ではなかつた、加ふるに創業一年有餘にして歐洲戰後財界反動の一大暴風に會し續いて世界的不況の波に漂ひ更に幾何もなくして關東大震災の餘沫を被る等過去十年の行程は決して順風船をやるが如きものではなかつた、其の間幸にして大過なかりしのみならず着々として其の業績を擧げ行礎漸く固く行運日に增し隆盛を加ふるに至つたのは偏に同業者竝に一般世人の同情と當局の懇篤なる指導とによるところ株主各位と共に感謝してやまない次第である。

朝鮮の歴史は古い、しかし歴年秕政の後を享けてすべての文物制度殆んど見るに足るものが無

かつたが明治三十七年二月保護關係が設定せられ三十九年二月伊藤統監の就任を見次いで四十三年八月韓國併合の大業成就するに至つて初めて日本の手によつて近代的の政治が敷かれ產業が起さるゝに至つた。爾來二十有餘年我が朝鮮半島は百般の施設其の面目を一新し人をして隔世の感に堪へざらしむるものがある。

朝鮮に於ける銀行業の開祖は實に第一銀行の釜山支店である。明治十一年今から丁度五十年前故大倉男爵と澁澤子爵との間に議が纏り在留日本人の爲に貸付及爲替業務を開始せられたのが其の濫觴であつた。次いで二十三年には十八銀行、二十五年には五十八銀行が夫々支店を開設し、二十八年に至り初めて朝鮮人を株主とし朝鮮人を取引の對象とする大韓天一銀行今の朝鮮商業銀行の前身が出來、三十三年には今の漢城銀行が創立せられた。しかしこれら銀行は或は一部地方或は一部階級に利用せらるゝに止まり普遍的でもなく又何等連絡もなく統制あるものでもなかつたのである。

明治三十七年の十月目賀田男爵が韓國政府の財政顧問として赴任せらるゝや鋭意朝鮮財政の整理に着手せられ其の基礎を確立すると同時に系統的の金融組織を創始せられた。即ち第一銀行券の無制限通用を公認し金本位の貨幣制度を採用せられ次いで三十九年三月銀行條例が發布せられて今の韓一銀行が出來同時に農工銀行條例が發布せられ之に依りて產業金融機關として全

鮮樞要地十一ヶ所に農工銀行が創設せられた。更に明治四十年五月には地方金融組合規則が制定せられ庶民金融の利便が開かれ翌四十一年十二月には拓殖竝に其方面の金融機關として東洋拓殖會社が出來、四十二年十月には韓國銀行の創立があつて第一銀行から中央銀行としての業務を繼承した今の朝鮮銀行が夫である。かくして中樞金融機關以下庶民金融機關に至る各種の施設が一の體系を備ふるに至つた。

其後我が產業金融の方面に於ては先に設置せられた十一の農工銀行は時勢の進運に促がされ漸次合併せられて六農工銀行となつたが其の資力到底駸々として開發の機運に向つて居る朝鮮產業界の需要を滿すには足らなかつた。殊に此方面に最も期待せられて居た東洋拓殖會社本店の東京移轉等が實行せらるゝに及んで有力なる產業金融機關の創設を要望する聲が朝野の間に起り大正七年十月前記六農工銀行を合併して茲に朝鮮殖產銀行を設立するに至つた。一面庶民金融機關としての金融組合も漸次順調なる發達を遂げ組合數三百を算するに及び一道每に金融組合聯合會が組織せられ所屬組合の連絡を計るとともに朝鮮殖產銀行を親銀行として資金操縱の任務に當ることとなつた。猶亦東洋拓殖會社は鮮內樞要の地に支店を置き自ら開墾、水利、農事改良、移民事業等を經營すると同時に此方面への資金供給に當つて居る。

過去五十年間に於ける朝鮮金融機關の變遷は大體上述の如きものであるが之を統計から見る

と併合當時朝鮮に本店を有したる銀行數十一は今や十八となり、其の公稱資本金一千二百萬圓は一億圓となり各種預金合計一千八百萬圓は二億四千萬圓となり、貸出總計四千萬圓に過ぎなかつたものが今や四億八千萬圓を算するに至つた、金融制度の上から見ても其の業務の實質から見ても其の進展の跡誠に驚歎に價するものがあると言はねばならない、之を我が朝鮮殖産銀行だけの數字について見ても大正七年十月農銀より承繼當時に於ける一千一百萬圓の預金は今や六千五百萬圓(貯蓄預金を含む)となり同一千二百萬圓の貸出は二億四千萬圓となり發行債券の殘高は三百萬圓から一億七千三百萬圓に增加して居る、これらを全鮮金融統計に比較して見ると預金に於ては其約三割貸出に於いては其約五割を當行が占めて居るのである。

然らば之等巨額の資金は如何なる方面に投資せられつゝあるかと言ふに其の約四分の一が商業資金として貸出されて居る外は概ね公共的施設並に産業方面の貸出であり、前者は各種公共團體の經營する文化的施設への投資となり之によりて水道が設けられ下水が通じ學校病院其の他公共的設備が整へられ電氣やなども供給せられて行く今黎明の朝鮮は新なる文化への改造に忙殺せられつゝあるのみならず今後これらの方面への資金需要は猶一層旺盛なるものあるべきは想像に難くない、後者は各種産業團體及個人の經營する産業方面への投資でありこれ亦累年增加の傾向にある、朝鮮の米は獨り朝鮮自體の經濟問題ではなくして我が國食糧問題解決上の鍵とさ

へ言はれ從つて水利組合、契又は個人の事業として經營せられて居る土地改良事業は當局の産米增殖計畫につれて將來一層資金の需要を呼ぶものがあり其の他大豆、棉花、煙草、人蔘、繭、果物等朝鮮に於ける各種農産物の生産は一として資金の需要に迫つて居らぬものはない、況んや朝鮮に於ける畜産界を見て其の産牛の內地に於ける需要を考ふるとき、水産界を凝視して魚族の豐富と販路の廣大なるを想見するとき、山林の荒廢を觀して植林の急務なるを察するとき、鑛業を達觀して砂金や石炭や鐵鑛の豐富なるを思ふ時、今日當行其の他の金融機關によりて供給せられつゝある資金の其の資源に對して如何に微々たるものであるかを察知するに難くはあるまい、而かも現在の朝鮮は今猶大部分農業を主とする原始的基礎的な産業狀態を脫して居ないが近く豐富にして廉價なる動力の供給が朝鮮に行き亘つた時相繼いで勃興して來る製造工業の普及時代を想見すれば朝鮮開發は眞に今日以後のことに屬し資金の需要年と共に增大すべきを察知するに難くはない、しかも朝鮮は後進國の常として依然として資本に乏しい現今各種銀行、東拓、金融組合等によつて貸出されて居る金額は前述の如く約四億八千萬圓に達して居るが一方これら金融機關の總預金は約二億四千萬圓であつて其の半額に過ぎない、從つて朝鮮の産業公共方面への投資は從來殆んど全部を內地の資本市場に仰いだと言ふても過言ではない、試に併合後今日迄どれ位の內地資金が流入して居るかを概算して見ると朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社の債券二億一千萬圓、一般會

社々債三千萬圓、地方公債六百萬圓、朝鮮特別會計所屬公債三億圓、併合後中央政府一般會計から朝鮮特別會計への補給を受けたるもの一億七千萬圓合計約七億二千萬圓の巨額に上つて居る、而かも朝鮮の現狀は猶一層これを期待しなければならぬ狀態にある、而してこれら投資の實績については之を幾多の事例に徵し得べきではあるが試に全鮮生產高について見ると併合當時僅かに三億圓のものが今や十八億圓を算するに至り其の輸移出貿易高について見るも併合當時僅かに一千九百萬圓に過ぎなんだものが今日優に三億五千萬圓を算して居ることによつても其の效果の如何に顯著なるかを知るに足るであらふ。

當行がこれら朝鮮產業開發上の大なる使命を負ひ過去十年微力を其の達成にさゝげて聊か貢獻するところありしはこれ偏に內地資本の援助に基くものであつて衷心感謝に堪へざるところである。

創立十年の紀念日を迎ふるに際し過去十年の經過を記述し之を頒つて感謝の微忱を表するとともに朝鮮產業開發上に於ける當行の使命の一層よく理解せられむことを庶幾し併せて將來更に一層の援助を希望してやまない次第である。

第二章　沿革

第一節　設立事情

朝鮮殖產銀行設立以前の產業信用　當行設立以前の朝鮮に於ける產業信用は主として農工銀行、金融組合及東洋拓殖株式會社等の取扱ふところであつた、しかしこれらの機關は各獨自の使命を持つて居り金融組合は相互組織の庶民金融機關として其の貸出は組合員に限られて居り、東洋拓殖會社は概して拓殖資金の供給に當るといふ樣な譯で汎く產業一般に對する金融はともかくも農工銀行の司どるところであつたのである、從つて當行の設立事情を說くには必らずや其の前身であつた農工銀行を振返つて見る必要が起つて來る。

農工銀行　朝鮮の財政經濟を論ずる者は何と言つても明治三十七年目賀田顧問によつて着手せられた朝鮮の財政整理を見逃してはならない、朝鮮が舊來の陋制を脫して新なる經濟組織に進出し得た契起は皆ここに置かれてある、就中產業金融政策樹立の必要から明治三十九年三月農工銀行條例の制定を見たるが如きは特筆大書すべきものであると思ふ、次で同年六月先づ漢城、平壤

現全州支店倉庫

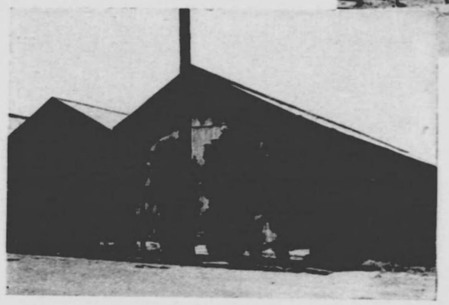

現大邱稅關倉庫

政府倉庫の遺物

大邱及全州の四農工銀行が設立せられ以降翌四十一年八月に至る期間に晋州、光州、忠州、海州、鏡城、公州及咸興の七農工銀行が設立せられた。

これら農工銀行の設立に當つては時の韓國政府は其の株式を引受け更に無利子貸下金を爲して特に之が成立を援助したのみならず營業の各般に亘つても保護を加へられた、かくして各農工銀行は專ら農工業資金の供給に當り朝鮮産業の振興を圖るとともに一般金融機關の備はらざる地方の金融をも疏通せんがため併せて普通銀行の業務をも兼營することを許された、然るに政府はこれら農工銀行の設立に先だち明治三十八年十月地方金融の梗塞を緩和せんがため各地に政府倉庫を設置し財務官をして動産又は不動産擔保の貸付を取扱はしめたが右農工銀行の設立後

は其の貸付の大部分を之に肩替りせしめたる所謂政府倉庫の貸付金中には回收意の如くならず長く整理上累を胎すに至つたものも少なくなかつたが當時信用取引の發達せざる朝鮮としては寔にやむを得ないことであつた、其の後農工銀行業務の狀況は地方の經濟圏の擴大及金融取引の實情等に鑑みて一層資金の充實を圖ること更に取引の圓滑敏速等を期する爲めに農工銀行の一部合併の機運を促進して來た、卽ち四十年六月忠州及公州農工銀行を漢城農工銀行に合併して漢湖農工銀行となし、翌四十一年八月晋州及大邱を合して慶尙農工銀行と呼び、海州、平壤を合して平安農工銀行とし、鏡城、咸興兩行を合併して咸鏡農工銀行と稱し、以て一面資力の充實を圖ると共に業務の擴張に資するところがあつた、かくして明治四十一年末に於いては農工銀行は本店六、支店二十二、公稱資本金百二十萬圓、拂込資本金五十五萬五千餘圓、農工債券七十五萬圓を發行し、預金七十五萬二千圓、貸出二百六十八萬一千圓を算するに至つた。

其の後農工銀行の業務は漸次發達の機運に向つて居たが大正元年七月手形組合の解散があり同時に其の業務は一切農工銀行に於て承繼することとなり業務の範圍愈擴張せらるゝにつれてこゝに農工銀行の增資並に銀行條例の改正などか試みらるゝに至つた。

手形組合といふのは明治三十八年に制定せられた約束手形條例及手形組合條例に基いて作られたもので往時朝鮮商人間の取引に用ゐられた於音票於音票は其性質持參人拂の約束手形の一

種にして拂受人發給人互に兩斷したる手形の一片を所有して他日之を符合せしめたる上債務の辨濟をなすもので信用ある發給人の手形は恰も紙幣の如く轉轉流通し且つ金額に於ても一枚にして數萬元に及ぶものあり形式の極めて不完全なるに拘らず比較的受授の貿易にして流通の圓滑なる驚くべきものがあつた)の流通が因襲の久しきに亘つて弊害を釀し健全なる金融の發達を阻害すること甚だしいので之を一掃すると同時に當時貨幣整理の爲に造られた新貨幣の流通を促し取引の安全を圖ることが組合の目的であつた。これら組合は政府の保護監督の下に先づ漢城手形組合が設立せられ、次て平壤、大邱、晋州、全州及公州等の各組合が成立し何れも政府より基本金及無利子貸下金の下附を受け其の資金の三倍を限度として組合員の手形に對し支拂保證を與へ以て割引融通の便を與へた。この結果どれだけ朝鮮に於ける商取引の面目を更ためたか量り知ることが出來ない從つて組合の業務も頗る好成績を收め明治四十五年七月

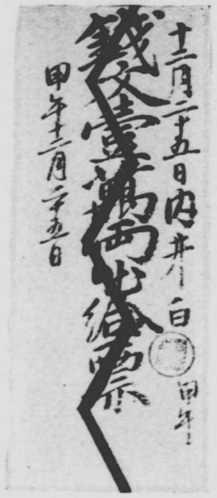

に於ては其の支拂保證高が二百五十八萬七千餘圓に達したが當時金融機關も漸次整備し手形組合の如き過渡的な施設の必要を完く認めなくなつたので同月之を解散し其の業務は擧げて之を各農工銀行に分屬承繼せしむることになつたのである。

斯くて大正元年に漢湖農工銀行は六十萬圓、慶尙農工銀行は四十萬圓、全州農工銀行は二十萬圓の增資を爲し、翌二年光州農工銀行も二十萬圓の增資をした。大正三年五月には舊來の農工銀行條例を廢して新に農工銀行令を制定公布し以つて時勢の進運に副ふところあつたが其の主要點は業務の範圍を擴張して產業の發達に伴ふ物資の移動竝に之が取引に便宜を與へんがため生產物に對する貸付、爲替及荷爲替を取扱ふことを得しめたること、東洋拓殖株式會社の業務を代理し得ることとし以つて殖產資金普及の途を開きたること、更に一面地方金融組合に對し農工銀行業務の代理又は媒介貸付を營ましめ地方產業資金の疏通に資する等の諸點であつた。こゝに農工銀行の面目は一新せられ業績漸く顯著なるものがあり、大正六年末に於いては本店數六、支店數四十一、公稱資本金二百六十萬圓(內拂込濟百四十六萬九千餘圓)、農工債券發行殘高三百萬圓、預金總高九百七十三萬四千餘圓、貸出金合計一千七百六十八萬六千餘圓を算するに至つた。

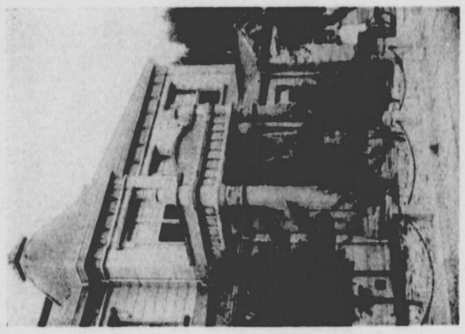

行銀工農州光

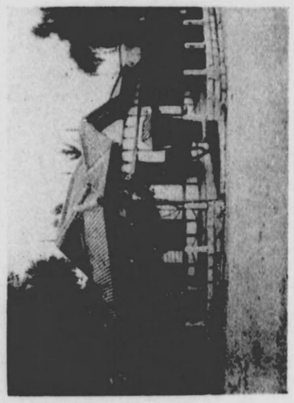

行銀工農州全

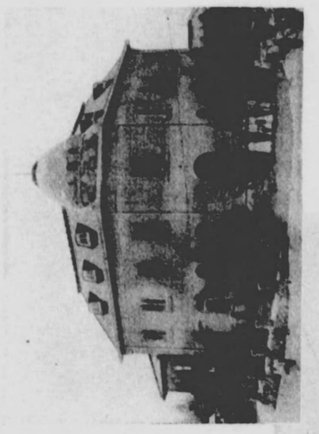

行銀工農安平

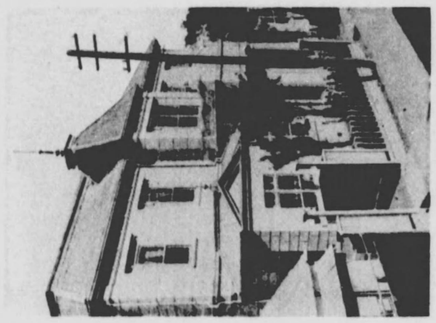

行銀工農鏡成

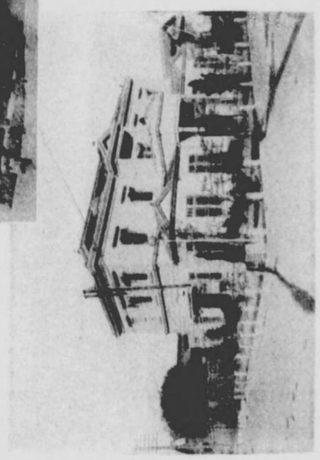

行銀工農尙慶

農工銀行一覽表

年次	本店數	張支所店數出	資本金公稱	資本金拂込	積立金	農工債券發行高	預り金	貸出金		
								年賦及割引	其の他	計
明治卅九年末	八	一〇	一、二〇〇千圓	四、三千圓	一千圓	四五〇千圓	一、六三千圓	三六千圓	八九三千圓	九、一九二千圓
同四十年末	九	二〇	一、三〇〇	五、九〇	一、五	四五〇	五、二	三、三八	一、九六五	二、二〇三
同四十一年末	六	二、三	一、三〇〇	六、五	八四	七五〇	七、五三	一〇三	二、五七九	二、六八一
同四十二年末	六	二、六	一、三〇〇	五、五	二、四	一、〇五〇	一、六五〇	四、四四	三、六八三	四、二一六
同四十三年末	六	二、七	一、三〇〇	六、五	二、四	一、〇一〇	三、三〇五	一、〇八八	五、三五六	六、三四四
同四十四年末	六	二、〇	一、三〇〇	八、八	二、五	一、九七〇	四、一〇〇	一、六三三	六、八六六	八、五〇九
大正元年末	六	二、六	一、四〇〇	一、二〇八	三、〇	一、七六〇	四、四九九	二、一〇四	八、三五三	一〇、四五六
同二年末	六	二、六	一、六〇〇	一、四七	四、九	二、九九〇	四、五九九	二、六七一	八、三三	一一、五八四
同三年末	六	二、七	一、六〇〇	一、四九	五〇	二、九一〇	四、七一八	三、八八三	七、六七一	一一、五四
同四年末	六	二、七	一、六〇〇	一、四九九	四、七	三、三一九	六、四六	三、四九四	七、九六八	一一、四六二
同五年末	六	二六	一、六〇〇	一、四九九	四、九九	一、七五九	八、〇一七	三、一七四	九、五三九	一二、七三三
同六年末	六	二、四	一、六〇〇	一、四九九	五、三	三、〇〇〇	九、七三四	四、三九三	一三、三三三	一七、六六六
同七年六月末	六	二、四	一、六〇〇	一、四九九	五、八四	三、〇〇〇	一一、九七	六、九七八	一一、一一九	一八、〇九七
同七年九月末	六	二、四	一、六〇〇	一、四九九	六〇六	三、〇〇〇	一一、〇三四	五、九三四	一三、六五四	一八、六〇八

備考　上掲支店出張所の外大正七年九月末現在に於て二ヶ所の派出所があつた
金額千圓以下切捨以下千圓單位のものは千圓以下切捨同斷)

以上は大體舊農工銀行の發達史であるが渾沌草昧なる朝鮮經濟の曠野から我が產業金融の生育し來る經路を窺うに足るとともに今日から見ては頗る微弱なりしこれら農工銀行がともかくも其の全力を擧げて地方產業の開發を助成し金融の梗塞を緩和し來りたる功績は朝鮮金融史上忘るべからざるものと言はなければならない。殊に當時職をこの農工銀行に奉じたる人々之が監督指導に任せられたる官邊の人々の努力苦心に對しては感謝敬服措くところを知らざるものがある。

隨つて朝鮮產業一般の進展を顧みると總督政治諸般の施設漸く徹底するにつれて其の發達益著しきものがあり資源の開發、生產物の取引等此の方面の資金の需要年と共に增加し當時の農工銀行の規模を以てしては到底之を賄ひ得ることが出來なかつた。玆に於いて各農工銀行は勢ひ資本の增加を必要とするに至つたが元來農工銀行の株式は當該農工銀行の營業區域內に居住する農工業者に限られたる關係上株式の賣買移轉は自ら局限せられて居たため增資の如きは頗る困難なるものがあり更に一方債券の發行により資金の充實を企てても小農工銀行の微弱なる信用を以つてしては之が實現は殆んど不可能のことに屬して居た。唯前記六農工銀行の聯合の下に政府の幹旋援助により僅かに東洋拓殖株式會社及日本興業銀行の引受によりて小額の資金を得たるに過ぎなかつた。殊に小農工銀行の分立は往々にして資金の厚薄を生じ需給の調節を失つたのみならず內地其の他の銀行との爲替取引に付いても不利不便の點が尠くはなかつた。加ふるに新なる金融方法に十分訓練せられて居ない取引先を對象とする銀行經營は往々にして回收の順調を缺き資金の固定年と共に其の度を增し銀行自體の存立をさへ危くするものも二三現はるゝに至つた。朝鮮殖產銀行設立の希望は實にこれらの諸原因に發足するものであつて畢竟各農工銀行を合併統一し全鮮の資力信用を一團とする一大銀行を新設すること、廣く內鮮の資金を蒐集して以つて朝鮮產業金融の改善を企圖するといふことは當時官民一般の輿論であつた。

朝鮮殖產銀行令の公布　當局亦夙にこゝに見るところがありこれが實現につき銳意研究調査を進められて居たが時恰も豫て論議せられて居た東洋拓殖株式會社本店の東京移轉が愈確定せられた等の事情もあり此處に農工銀行を合併して朝鮮殖產銀行を設立するの機運熟し之が準據法規たる朝鮮殖產銀行令は時の朝鮮總督長谷川好道氏により大正七年六月七日制令第七號を以て公布せらるゝに至り同時に時の度支部長官鈴木穆氏は次の如き聲明書を發して其の設立の理由を明かにせられた。以て當時の事情を知ることが出來ると思ふ。

度支部長官の聲明　今回制令第七號ヲ以テ朝鮮殖產銀行令ヲ發布セラレタルカ同銀行ハ卽チ現在朝鮮各地ニ分散スル六農工銀行ヲ統一合併シ同時ニ資本ヲ增大シ朝鮮ノ殖產上重要ナル金融機關トシテ成立スルモノニシテ今其ノ設立趣旨及順序ノ綱要ヲ說明セムトス

併合以來諸般ノ施設ハ着々トシテ其歩武ヲ進メ殊ニ産業ノ發達ハ實ニ顯著ナルモノアリ今試ニ主要農産品ニ付之ヲ觀察スルニ明治四十三年ノ總生産價額一億五千萬圓ニ對シ大正五年ハ三億一千五百萬圓ニ達シ殆ト倍額以上ノ增進ヲ示シ就中農家副業ノ進歩ハ刮目見ルヘキモノアリ又水利事業ノ如キ比年各地ニ大小ノ計畫ヲ見現在水利組合十四其蒙利地面積三萬町歩ニシテ之ニ投セラレタル資金ハ實ニ四百萬圓ノ巨額ニ上リ又林業ニ至リテハ併合以來造林面積十二萬二千町歩此ノ投資二百五十萬圓ト積算セラル其他水産業、鑛業、商工業等今一々茲ニ絮說ヲ爲サスト雖併合後數閱年眞ニ隔世ノ感アラシム

抑朝鮮農工銀行ハ明治三十九年六月ヨリ漸次各地ニ設立セラレタルモノニシテ政府ハ其株式ヲ引受ケ或ハ多額ノ貸下金ヲ爲シ其營業ヲ保護シ現今本店六支店四十一ヲ各地ニ分布シ設立以來農工資金ノ供給ト併セテ商業金融ノ任ニ當リ金融機關ノ全然缺如シタル朝鮮ニ於テ周ク金融ノ利便ヲ理解セシメ殊ニ朝鮮農民ノ如キ從來疲憊ノ極ニ達シタルモノニ對シ進ミテ資金ノ融通ヲ圖リ扶掖誘導只管其向上發展ニ務メ以テ産業興隆ノ素因ヲ與ヘ經濟思想ノ喚起ニ寄與スルトコロ尠少ナラサルモノアリ然ト雖其擁スル資本額ハ各行合計僅ニ二百六十萬圓ニシテ創始ノ時ニ適應ノ施設モ今ハ既ニ時代ノ推移ニ後ルヽコト遠ク如上産業發達ノ狀態ヲ對比シ且最近經濟躍進ノ趨向ニ鑑ミ更ニ之ヲ戰後來ルヘキ大勢ニ想到シテ轉タ其勢力ノ微弱ナル

ヲ思ハサルヲ得ス依テ茲ニ農工銀行組織ノ根本ニ革新ヲ加ヘ農工銀行分立ノ制ヲ改メ之ヲ統一シテ一大銀行トナシ朝鮮全道ノ資力及信用ヲ一團トシテ内鮮兩地ヨリ普ク資本ヲ蒐集シ材能アル理事者ヲ擧ケテ其管理ヲ委ネ以テ半島將來ノ經濟ニ貢獻セムトス

一、農工銀行ノ資本金ハ各行ヲ通計シテ二百六十萬圓ナルモ新銀行ハ之ヲ增大シテ一千萬圓ト爲セリ

二、農工銀行ノ株主ハ營業區域内ニ一年以上住所ヲ有スル農業者ニ限リタリシモ前號ノ如ク資本ヲ增大セシ結果普ネク株主ヲ求ムルカ爲此資格制限ヲ撤廢シテ帝國民ハ住所及業態ニ係ラス株主ト爲ルコトヲ得セシム

三、債券ノ發行能力ハ從來拂込資本ノ五倍ナリシモ之ヲ拂込資本額ノ十倍ニ擴張セリ卽新銀行ノ第一回拂込資本金ハ四百萬圓ナルヲ以テ成立ノ曉ニハ必要ニ應シ四千萬圓迄債券ヲ發行シ得ルモノトス

四、農工銀行ノ法定業務ハ不動産ヲ擔保トスル農工資金農産物及或種ノ有價證券ニ對スル放資ノミナリシモ斯クテハ産業奬勵上遺憾尠カラサルニ依リ營業ノ種類及其範圍ヲ左ノ如ク擴張セリ

（イ）從來不動産ヲ擔保トスル貸付ハ其用途ヲ農工資金ニ限リタルモ苟モ産業ノ發達ニ必要

ナル資金ハ不動産及不動産上ノ權利ヲ擔保トシテ貸出スコトヲ認メ且年賦償還ノ年限ハ二十年以内ナリシモ三十年ニ延長セリ例ヘハ地上權、永小作權其他國有未墾地利用法ニ基ク權利等ヲ擔保トシテ貸出スコトヲ得ルモノトス

(ロ) 新タニ漁業權及財團ヲ擔保トスル貸付ヲ認ム

(ハ) 從來產物擔保ノ貸付ハ朝鮮ノ產物ニ限リタルモ斯クテハ產業ニ必要ナル材料等ニ對シ融通ヲ與フルコト能ハサルノ憾アルニ依リ今回ハ朝鮮產物擔保ノ外朝鮮ノ產業上必要ナル貨物ヲ質トスル貸付ヲ追加セリ

(ニ) 從來有價證券ニ對スル貸付ハ朝鮮ニ於テ農業又ハ工業ヲ營ムコトヲ主タル目的トスル株式會社ノ株券又ハ其社債券及倉荷證券ニ對スル貸付ニ限リタルモ今回其範圍ヲ擴張シ弘ク國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ニ對シ貸付ヲ爲シ得ルコトニ改メタリ

(ホ) 新タニ公共團體ノ債券又ハ朝鮮ニ於テ拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ社債券ノ應募又ハ引受ノ業務ヲ加ヘタリ

(ヘ) 新タニ信託ノ業務ヲ認メタリ

(ト) 東洋拓殖株式會社又ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ代理シ且此場合ニ於テハ債務者ノ爲メ其債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得セシメタリ

五、從來農工銀行重役ノ就任ニハ何等ノ制限ナク却テ其支配人ハ凡テ總督府ノ推薦ニ依ルヘキコトトナリ居リシモ今回ハ全然之ヲ改メ朝鮮銀行其他特殊銀行ノ例ニ依リ新銀行ノ頭取及理事ハ朝鮮總督之ヲ任命シ且政府ハ特ニ監理官ヲ置キ業務ヲ監視セシムルコトトシ以テ國家的機關タルノ實ヲ明カニセリ

右ノ外手形割引又ハ當座貸越ノ如キ普通銀行ニ屬スル業務ハ未タ地方ニ金融機關ノ普及セサル朝鮮ノ現狀ニ照シ之ヲ繼續セシムルノ必要アルヲ以テ依然之ヲ認メタリ

殖產銀行設立委員ハ近ク總督ヨリ任命セラレ設立事務ヲ開始シ農工銀行株主ニ對シテ其拂込金額ニ應シ均一ニ殖產銀行株ヲ割當テ其殘株式ハ之ヲ公募(公募條件等ハ設立委員ニ於テ決ス)スルモノトス次テ第一回ノ拂込ヲ終リ創立總會ヲ開キ設立事務ヲ完了シタルトキハ茲ニ朝鮮殖產銀行ノ成立ヲ告ケ之ト同時ニ各農工銀行ハ當然解散スルノ順序ナリ而シテ朝鮮殖產銀行成立ノ時期ハ新株式募集ノ都合ニ依リ確實ニ豫定シ難シト雖遲クモ十月一日迄ニハ之カ成立ヲ見ルコトヲ得ヘシ朝鮮殖產銀行ノ本店ハ現在ノ漢湖農工銀行建物ヲ以テ之ニ充テ地方所在ノ各農工銀行本店(五)ハ之ヲ新銀行ノ支店トシ又現在ノ支店(四十一)ハ新銀行ノ支店若ハ出張所トシテ其儘繼續シテ營業ヲ開始スルコトトナルヘシ

斯クテ殖產銀行成立ノ上ハ直ニ農工銀行ノ權利義務ノ一切ヲ承繼スルコトトナリ從來農工銀

前韓國財政顧問
故男爵 目賀田種太郎氏

設立當時の朝鮮總督
故伯爵 長谷川好道氏

行ノ擁スル固滯貸ノ整理ニ就テハ政府ハ殖産銀行ニ對シ低利資金ノ融通ヲ圖リ之カ運用ノ利益ニ依リ以テ整理ヲ遂ケシムル計畫ナリ之ト同時ニ政府ハ殖産銀行株主ニ對シ設立後五年間ハ年七分ノ利益配當ヲ保證シ以テ新銀行株主ノ利益ヲ確保セムトス

此ノ如ク從來地方ニ分立シタル微弱ナル各農工銀行ハ茲ニ統一セラレ一大勢力トナリ更ニ朝鮮銀行ト資金ノ關係上充分ナル連絡ヲ保持シ又東洋拓殖株式會社ニ對シテハ不動産金融上密接ナル關係ヲ有スル外主トシテ殖産銀行債券ノ引受ヲ爲サシメ尚進ミテ日本勸業銀行トノ關係ニ於テハ代理貸付ノ方法ニ依リテ同銀行ノ豐富ナル資金ヲ朝鮮ニ招致シ以テ殖産資金ヲ潤澤ニスル等新銀行活動ノ範圍ハ綽々餘裕ヲ存シ其ノ前途ハ實ニ洋々タルヲ觀取シ得ヘキヲ以テ從來各農工銀行ノ成績ニ於テ多少ノ逕庭アルヲ認ムルモ一旦統一セラレタル上ハ等シク前序ノ如キ利益ノ中ニ包容セラルヽ次第ナルヲ以テ各農工銀行ノ株主ハ大ニ意ヲ安シテ可ナリ之ヲ要スルニ朝鮮殖産銀行ノ設立ハ時勢ノ要求ニ順應シテ益朝鮮産業ノ開發ヲ促進セムトスルノ目的ニ外ナラサルカ故ニ從來農工銀行設立ノ沿革ニ鑑ミ其株式ノ募集及今後資金運用ニ當リテモ常ニ朝鮮農民ノ利益ヲ擁護シ且其助長ヲ怠ラサルハ勿論普ク内鮮人ニ對シ金融ノ利便ヲ圖リ彼等ヲシテ同心協力以テ本府ノ施設方針ニ適應シテ殖産興業ヲ擧ケシメンコトヲ期ス

設立委員長
故山縣伊三郎氏　當時の政務總監

設立委員
鈴木穆氏　當時の度支部長官

設立委員
美濃部俊吉氏　當時の朝鮮銀行總裁

設立委員の任命及設立命令の下附　次で六月二十日朝鮮總督は時の政務總監山縣伊三郎氏を設立委員長に其の他內鮮官民左記三十一名に對し設立委員及幹事を委囑し同時に朝鮮殖產銀行設立に關する命令を下附せられた。

朝鮮殖產銀行設立委員

委員長　朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎

設立委員（內地）

拓殖局次長　立花俊吉
大藏省銀行局長　森俊六郎
日本勸業銀行總裁　志村源太郎
日本興業銀行總裁　土方久徵
東洋拓殖株式會社總裁　石塚英藏
第一銀行頭取　佐々木勇之助
三十四銀行頭取　小山健三
百三十銀行頭取　安田善三郎
日本銀行理事　片山貞次郎

（朝鮮）

東洋拓殖株式會社理事　高瀨梅吉
朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆
朝鮮總督府農商工部長官　小原新三
朝鮮總督府總務局長　荻田悅造
朝鮮銀行總裁　美濃部俊吉
同　理事　三島太郎
同　木村雄次
東洋拓殖株式會社理事　川上常郎
朝鮮郵船株式會社社長　原田金之祐
韓一銀行長　子爵閔泳徽
漢城銀行專務取締役　韓相龍
朝鮮商業銀行長　趙鎭泰
漢湖農工銀行長　白完爀
平安同　李鎭泰

慶尙農工銀行長　李柄學
全州同　朴永根
光州同　金衞玉
咸鏡同　金秉洧

幹事

朝鮮總督府事務官　有賀光豐
同　河內山樂三
同　野坂直次
朝鮮銀行司事　中村光吉

朝鮮殖產銀行設立ニ關スル命令

株式會社朝鮮殖產銀行設立委員長　山縣伊三郎
外　設立委員　二十七名

株式會社朝鮮殖產銀行設立ニ關スル事務ハ左記事項ニ依リ取扱フヘシ

大正七年六月二十日

朝鮮總督　伯爵　長谷川好道

記

一、朝鮮殖産銀行令ニ依リ株式會社朝鮮殖産銀行設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

二、朝鮮殖産銀行每營業期ニ於テ定款ノ定ムル所ニ依リ株主ニ配當スヘキ利益金カ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本額ニ對シ年百分ノ七ノ割合ニ達セサルトキハ設立初期ノ末日ヨリ五年ヲ限リ之ニ達スル金額ヲ政府ヨリ補給スヘシ但シ其ノ補給金額ハ如何ナル場合ト雖政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本額ニ對シ百分ノ七ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

三、朝鮮殖産銀行令第六十九條ニ依リ政府所有ニ屬スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セサル期間ハ設立初期ヨリ十五年トス但シ最後ノ五年間ハ其ノ配當ニ相當スル金額ヲ缺損補塡準備金ニ繰入ルルモノトス

四、設立委員會ハ委員長之ヲ招集スヘシ

設立委員會ノ事務章程ヲ定メタルトキハ之ヲ屆出ツヘシ

五、設立委員ノ旅費ハ官廳ノ旅費規程中勅任官ノ例ニ依リ之ヲ支給スヘシ

六、常務委員ヲ置キタルトキハ其ノ氏名ヲ屆出ツヘシ

七、委員長事務所ヲ開設シタルトキハ其ノ日時及場所ヲ屆出テ朝鮮總督府官報ニ之ヲ公告スヘシ

八、定款ヲ議定シタルトキハ其ノ認可ヲ申請スヘシ

九、株主ノ募集ハ左ノ事項ヲ記載シ官報、朝鮮總督府官報及新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

一、定款ノ認可ヲ受ケタル旨及其ノ認可ノ年月日

二、株式申込人ニ定款ヲ閲覽セシムルコト及其ノ場所

三、株式申込ノ方法、期日及場所

四、株式募集決定ノ方法

十、株主ノ募集ヲ終リタルトキハ其ノ結果及農工銀行ノ株主ニ對スル株式ノ割當ノ經過ヲ屆出ツヘシ

十一、創立總會ヲ招集セムトスルトキハ其ノ日時、場所其ノ他ノ手續ヲ定メ招集ノ通知案ヲ添ヘ屆出ツヘシ

十二、株式會社朝鮮殖産銀行頭取ニ事務引渡ヲ爲シタルトキハ創立ニ關スル顚末ヲ屆出ツヘシ

かくて設立委員は同年七月一日午前十時より創立事務所たる漢湖農工銀行に第一回委員會を開催し山縣委員長以下委員鈴木穆、小原新三、荻田悅造、子爵閔泳徽、川上常郎、美濃部俊吉、韓相龍、片山

貞次郎、三島太郎、高瀬梅吉、趙鎭泰、白完燦、李柄學、朴永根、金衞玉等の諸氏參會し朝鮮殖產銀行令及前記命令に基き定款其の他緊要事項を議了し鈴木、小原、荻田、美濃部、三島の諸氏を實行委員に擧げた次で七月二日定款の認可を得たので右實行委員は直ちに株式の割當及募集に着手した。

株式の割當及募集　朝鮮殖產銀行の株式二十萬株中六萬三千五百九十七株は農工銀行株主に對して割當て十三萬六千四百三株は之を廣く內鮮に公募することとした、而して農工銀行株主に對する割當は農工銀行株式總數十三萬株中割當を受くる爲提供したる株式十二萬九千二百五十株であつて內割當に適合せるもの十二萬八千六百五十二株に對し殖產銀行株式六萬三千百十六株を割當て其の割當に適合せざるもの五百九十八株及所定の期間內に之を提供せずして權利を失ひたる株數七百五十株は入札の方法を以つて賣却したる上其の買受人に對し殖產銀行株式四百八十一株を割當て猶割當に適合せざる十圓拂込農工銀行株式一株は朝鮮總督の指定により咸鏡農工銀行に於いて買入銷却をすることにした。

公募株十三萬六千四百三株は同年七月十六日から十八日迄を申込期間とし內鮮各地に於て之が募集に着手した。先づ東京在住の設立委員會を東京銀行集會所に開催委員木村雄次氏主として之が斡旋の勞をとられ有賀幹事又之が說明につとめられた、次で鈴木度支部長官、美濃部鮮銀總裁の兩委員上京東京大阪の在住委員と連絡をとり周く朝鮮の產業經濟の狀況を紹介し朝鮮殖產銀

行設立の趣旨、目的及新設銀行に對する一定期間配當の補償、農工銀行より承繼すべき滯貸整理資金の融通等總督府の保護援助の施設方針を說明し上下の理解を求め內地資本の投下を勸說したる處幸にして一般の諒解を得るに至り內地朝鮮並に滿洲に亘りて應募申込異常の好況を呈し應募總株數二千五百七十一萬九千五百九株口數二萬一千四百口に達した、この內農工銀行株主の申込に屬する四萬九千四百十一株四百四十八口は優先募入の取扱をなしたるが故に之を差引き八萬六千九百九十二株に對する一般應募申込は實に二百九十五倍餘に達した、依つて先づ按分に依る募入額を定め端數切捨の結果生ずる一株未滿の端數を四捨五入の法を用ゐて一株宛を募入額に加算し尙按分に入らざるもののうち百四十八株以上の申込に對し一株宛を割當てることとし同年八月五日其募入を決定し、同八日第一回株金拂込の通知を發し、同月二十六日滯りなく之を終了したので、朝鮮殖產銀行株式は舊農工銀行株主に對する割當株式六萬三千百十六株、農工銀行失權株式の買受人に對する割當株式四百八十一株、一般應募者に對する募入株式十三萬六千四百三株、合計二十萬株此株主七千四百二十六人と決定し、九月十日各株式引受人及株式の割當を受けたる舊農工銀行株主に對し朝鮮殖產銀行創立總會開催の通知を發した。

朝鮮殖產銀行の成立　大正七年十月一日、創立事務所であつた漢湖農工銀行に創立總會を開いた、出席株主三千九百六十七人此の株數十三萬二千三百九十株權利固數三萬六箇である。

第一、山縣設立委員長は朝鮮殖産銀行設立に關する事項の報告をなし

第二、設立費用增加の爲定款變更の件を附議し定款第六十五條に規定したる設立費用三萬圓は株式應募申込意外に多數に達したる上物價騰貴に依り其費用四萬九千九百四十八圓を要したるを以つて右定款の規定三萬圓を五萬圓と變更することを可決し

第三、設立事項報告を調査せしむる爲檢査役を選任し之を報告せしむる件を可決し櫻井小一、李根湘の兩氏を選任之が報告を是認し

第四、理事候補者選擧及監事選任を附議し委員長の指名に決定委員長は左記の通指名した

理事候補者

有賀光豐　中村光吉　櫻井小一　侯爵朴泳孝　伯爵李完用

伯爵津軽英麿　大家七平　柵瀬軍之佐

監事

廣瀨滿正　男爵李根湘

第五、監事の報酬額決定の件を附議し原案通り年額各千圓とすることに決定を見た

右にて創立總會を終了し朝鮮殖産銀行は全く成立を見たが朝鮮總督は卽日三島太郎氏を頭取に任命この旨委員長より紹介するところあり次で選擧せられたる前記候補者中より理事として

有賀光豐、中村光吉、櫻井小一、侯爵朴泳孝の四氏任命せられた、依つて設立委員長は直ちに一切の事務を朝鮮殖産銀行頭取三島太郎氏に引渡し、同時に各農工銀行を解散して其の權利義務は擧て朝鮮殖産銀行の承繼するところとなり、舊漢湖農工銀行本店に朝鮮殖産銀行本店を置き、其の他の農工銀行本支店を支店として開業、翌二日には設立登記を了してこゝに全く當行の設立を完了したのである。

顧みれば當行の創立は洵に坦々たる順路を辿れるが如くである、其因て來る所當行の創立が朝鮮經濟の實情より見て最も緊要なりし事實にあらうけれども當時の朝鮮自體の經濟力から見更に歐洲戰爭に直面して居る母國經濟の不安から見て其の最も肝要なる株式の應募が果して豫想通りに實現するや否やは當局竝に設立委員の等しく憂慮せられたるところであつた、從つて委員長以下各委員殊に時の度支部長官鈴木穆氏、理財課長有賀光豐氏、鮮銀總裁美濃部俊吉氏、同理事木村雄次氏、同行員石井光雄氏等の朝鮮關係の人々及內地側委員の此方面に對する苦心努力は寔に多とすべきものがあり從つて約三百倍に近き實績を擧げたる盛況に對しては朝野等しく意外とするところであつた、

されば委員長山縣伊三郎氏は創立總會の席上に於てこの點に關して次の如く述べられて居り

前略、其の設立經過に關しては重要なる事項は時々御報告申上置たる通りにして第一回設立委

員會の決定に基き設立事務を執行せしが恰も出兵問題等の爲株式の募集は大に懸念せし所なりしも幸に豫想外の盛況を顯し募集株に對し應募額は殆ど二百九十六倍餘の多きに達し當銀行の一般に對する信用の程度も證明せられたるものにして將來當銀行の業務經營に於ても多大の便益あることを信じます是偏に各位の御盡力の齎らす功果にして大に感謝する次第であります云々

美濃部委員(時の朝鮮銀行總裁)は同席上に於て

前略「實は私共に置きましても株式募集の結果に就きましては多少の疑念を持つて居りましたが非常なる盛況で募集を終りました。斯く申す私は內地に居りまして其の實狀を見まして餘りの盛況に却て其の勢を殺ぐに力を盡しましたので御座います。それが內容を分析しましても決して浮薄でなく堅實なものが多いとは一般の風評で御座います」云々

と述べられて居る。以て當時の豫想と實績とに非常なる相違のあつた一端を窺ふことが出來る。

最後に三島初代頭取の總會席上にて述べられたる就任の挨拶を記してこの項を結ぶこととする。

三島頭取の挨拶　私が只今委員長閣下から御紹介を受けました三島で御座います。只今朝鮮總督より朝鮮殖產銀行頭取の辭令を受取まして恰度皆樣の御集りの機會に於て一言御挨拶を申上げ度いと思ひます。

當朝鮮殖產銀行は設立委員の方々の御盡力に依つて非常の盛況を以て株式の募集を終り本日を以つて正に成立を遂げましたのは諸君と倶に御同慶に堪へない次第で御座います。是らは朝鮮殖產銀行の設立が正にこの時運に適應して居つたといふ爲でも御座いませうが設立委員の方々の御盡力によることと存じますので株主諸君と倶にこの機會に於て厚く御禮を申上げ度いと思ひます。

朝鮮の經濟界が近年著しき發達を成し來りましたことは皆樣の御承知の事で御座いますが殊にこの最近一二年の間に於きまして工業といふものは漸く萠芽して來た樣に思ひます。これは正にこの朝鮮經濟界に於て一新紀元を劃するものでないかと固く信ずるのであります。此の場合に於いて朝鮮殖產銀行が出來たといふことは頗る意味深長なるものがあつて其の施設經營の如何によつては朝鮮の產業界に偉大なる効果を成すことも出來やう。又一つには朝鮮殖產銀行の前途は頗る多望であるといふことを固く信ずるのであります。私も多年當地に居りまして多少の調査を不斷爲して居つたこともありまするし又少しく豫てから考へて居る處もありまするので甚微力で御座いまするが出來るだけの力を盡して見たいと言ふ考を起して此重大なる任務を知りつつ御受をすることに致した次第であります。乍併この任は極めて重大でありまして私共微力の者には餘程困難なることであらうと存じますので皆樣の厚き御同情があるにあらずんば到底出來

ぬことと存じます。此機會に於いて殊に總督府の當局の方々の御指導又此設立委員となられて創立の爲めに多大の御盡力をなさつて下さつた有力なる方々の御援助並に株主諸君の厚き御同情を偏に御願ひする次第で御座います。終りに臨みまして當殖產銀行の前途を祝し併せて株主諸君の御健康を祈ります　島渡御挨拶まで。

第二節　政府の保護及監督

朝鮮殖產銀行は朝鮮殖產銀行令なる特別法に基き政府當局斡旋の下に設立せられたるものであることは前述の通であるが之れ政府が特に當行をして朝鮮の產業開發に關する金融上の使命を遂行せしめんとするの意圖に出づるものである。斯の如き當行の使命は政府をして一面種々なる保護と特典とを附與せしむると同時に他面嚴重なる監督を加へ相俟て當行をして業務經營上萬遺漏なきを得せしむるの制を爲して居る以下其大要を述べることとする。

債券發行の特典　當行の使命とする金融は其性質多く低利にして且つ長期なるを必要とするが故に普通の預金を以て其資源と爲し難きは勿論である。されば當行は一定の限度に依り債券を發行するの特典を認められ此發行に依り取入れたる資金を以て其主たる金融業務に充當する而して當行が本特典に依り大正八年六月其第一回債券を發行して以來昭和二年末まで回を重ぬる

六十二回其發行高二億六千百三十三萬五千圓の多きに上つて居る。尙債券に關しては別に一章を設けて說明することとする。

政府所有株式に對する配當免除　當行株式の內政府の所有に係る株式に對しては設立初期より十五箇年間特に利益配當を免除せらる而して其現在所有株數は六千五百九十八株で其拂込金額は三十二萬九千九百圓である。

配當保證　尙當行に取りて非常の恩典と認めらるゝものは株主に對する利益配當の保證であつて當行の利益配當金が政府所有株以外の株式に對し年七分の割合に達せざるときは設立初期の末日より五箇年を限り之に達する金額の補給を政府より受くることを得るのである。但し此特典によりて當行が實際補給を受けたといふのは創立の初期に於ける三萬九千八百餘圓及其翌期に於ける四萬三千圓合計八萬二千八百餘圓のみであつて第三期以降は全く補給を受くる必要なきに至つたので進んで之を辭退することにした。

資金調達上の援助　當行債券の發行に對し常に政府の援助を受くるは勿論であるけれども尙當行が特に低利の條件を以て貸出を取扱ふの必要ある場合に於て其資源として大藏省預金部に當行債券の引受を願ふ場合などには政府の特別なる援助を受くるを常とし此等援助により既往當行債券の大藏省預金部により引受けられたる額は四千三百五十萬五千圓の多きに達して居り

今後産米増殖計畫其他の賚金調達上其援助を受くる場合が一層多からむとする大勢にある。

政府の監督　當行は政府の保護に浴する以上の如き一方に於て又政府の嚴密なる監督の下に在るものであつて朝鮮總督は當行の業務を監督せられ當行は重要なる事項に就ては總督の認可を受くるのみならず總督の任命に係る監理官の監視の下に其業務の經營に當り萬遺漏なきを期しつゝある。當行創立以來の監理官は次の通りである。

朝鮮總督府事務官	司計課長	河内山榮三	自大正七年十月一日 至同八年九月十一日
同	理財課長	矢鍋永三郎	同 十八年九月十一日 十一年七月三日
同	稅務課長	水口隆三	同 十一年七月三日 十一年八月二十五日
同	關稅課長	井上主計	同 十一年八月二十五日 十三年二月二十日
同	理財課長	水口隆三	同 十三年二月二十日 十三年十二月八日
同	同	園田寛	同 十三年十二月八日 十五年五月十七日
同	同	松本誠	同 十五年五月十七日 昭和二年一月三十一日
同	同	林繁藏	同 二年一月三十一日 現任中

第三節　既往十年の過程

當行の創立せられたる大正七年十月は時恰かも歐洲戰爭の終期に當り戰時好況の爛熟時代であつて翌十一月には早くも休戰條約成立の飛報至り財界に大なる衝動を與へ各方面警戒一時に嚴重を極め朝野を擧げて其歸趨を氣遣はしめたけれども此衝動は一時的であつて大なる惡影響を及ぼすに至らずしてやみ財界は依然好況裡に越年。

大正八年を迎へ其三月彼の萬歲騷擾事件勃發朝鮮財界に尠からざる打擊を與ふべきことが豫想せられたるにも拘らず之亦一片の杞憂と化し六月講和條約の成立も亦多く影響する所なく物價は連りに騰貴を續け貿易は空前の殷賑を呈し財界は却て休戰前に勝るの盛況を示し當行の諸業務亦此の間順調なる進展を遂げ同年十月創立以來初めて債券一千萬圓を公募するの機運を迎へ(本債券は當行發行第二回債であつて第一回債券は大藏省預金部の引受にかゝり一般に公募せるは之を以て嚆矢とする)大成功裡に之を募入することが出來た。

財界の好況前記の如きも天變は如何ともし難く同年夏季降雨順を失し未曾有の旱魃一部南鮮地方を除き殆んど全鮮を襲ひ農作物の不作甚だしく農家に糧食缺乏の憂あるを以て當行は其の筋の求めに應じ旱害救濟賚金の貸出をなし罹災民の救濟に當り寄與する所があつた。

一部農家の事情前述の如く救濟を要するの實情にありたるにも拘らず一般經濟界は依然好況裡に推移し却つて投機の弊風起り地方民間には奢侈浪費の風浸潤するの傾向があつたので當行は一方商人に對し警告を發し他方本支店相戒しめて投機資金の貸出を警戒し萬一に備ふると共に勤儉貯蓄奬勵の急務を認め朝鮮總督の承認を經て同年九月一日貯蓄預金部を開始し當行貯蓄業務取扱の端を開いた。

斯くして九年に入つた春初は實に好景氣の絶頂をなし物價竝勞銀の昂騰、企業の隆盛、商況の活躍等空前の現象を呈し事業計畫資本の如き一月より三月に至る三箇月間に早くも前年中の之れが總額を凌駕し尚其少なきを憂ふるの狀態を呈したので當行は時代の趨向に考へ資金運用の實情に察し增資決行の好機たるを認め當時の資本金一千萬圓に二千萬圓を增加して三千萬圓とすることとし三月一日朝鮮總督の認可を受け同六月第一回四分の一の拂込を了した。

當行の增資決定後旬日にして內地財界は貿易の逆調及一、二銀行の窮狀を導火線とし先づ株式界に混亂を生じ急轉直下戰後の大恐慌期に入り銀行會社其他事業界に破綻續出金融は極度の梗塞を告げ波瀾重疊を極めた。其影響は直に朝鮮にも及び各方面多少の打擊を被らざるものはなかつたけれども朝鮮は戰時の好影響を受くることも尠かつた代りに其反動も亦甚尠なく其の上鮮內同業者相提携して極力之が緩和に努めたるを以て一部不堅實なるものを除き一般商人の之が

渦中に陷るを未然に防止し得たるは幸とせねばならない、金融の梗塞其の極度に達して居る一面總督府の第一次產米增殖計畫は本年を以て實行期に入り之れが資金需要の必然的に期待せらるるものがあり彼之當行の債券による內地資金の取入は朝鮮產業の興廢に迄かかつて居る實狀となつたので八月理事石井光雄氏を東京に駐在せしめ主として內地資金取入の機務に當らしむることとし此方面資金の充實に一歩を進むるを得た。

其の後沈衰に次ぐに沈衰を以てせる朝鮮財界は十年下半期に入り米、大豆等重要農產物價格の昂騰に加へ之等物資の移出貿易の殷賑、株價の恢復等により稍々好轉の徵を示したけれども空しく中間景氣として消へ去り財界は更に沈滯を深ふし大正十一年を終つた。

翌十二年を迎ふ此歲九月一日關東地方に前代未聞の大震災あり殊に東京及橫濱は震災に加ふるに火難を以てし一擧本邦經濟組織の中心を破壞せるを以て其影響は帝國の全土に及び朝鮮亦其餘殃を被り金融一時に梗塞し慘憺たる不況の裡に此の年を送つた。

十三年を迎へ下半期に入れば春來の天候不順は更に旱魃となり挿秧期に方り南鮮を脅かし、成熟期更に全鮮を襲ひ農收穫を著減せるが上に時を同じうして政府の行財政整理を斷行するありて不況は一層深刻を加へ。

翌十四年不景氣は寧ろ徹底の域に入り物價は愈低落し事業界は整理に追はれ金融は緩漫にし

て金利は著しく低下した。當行は此の機を捉へ七分利七分五厘利債券の公募を爲し震災以來始めて資金調達難より脱することを得愁眉を開いた。此歳七月京城以南連日豪雨、河川氾濫、京畿、慶尙の諸道最も被害甚しかつたけれども全般より見て農作は左まで惡からず春來の繭價高、豐作見込等により地方景氣幾分擡頭せるも豐作による米價の暴落、北米棉花の下落の影響を受け人氣頓に阻喪した。

十五年を迎ふるも大勢未だ整理の時期を脱するに至らず解散減資を斷行する事業の多くして企業計畫に見るべきものなく加ふるに對米爲替相場の平價に近き恢復により輸出貿易の豫期を裏切れる一般物價の激落する等ありて內地財界は更に一段の不況を加へ朝鮮亦依然不振の裡に終始歳末畏くも　大正天皇の御登遐に遭ひ舉國哀愁に包まれ市況沈靜を極めた。

昭和二年政府に金輸出解禁の意圖ありとせられ財界は之を機として好轉すべしなど期待する向動くはなかつたが三月圖らずも帝國議會に於ける震災手形整理法案の審議に關聯し一部銀行に於ける內容の缺陷暴露するや人心極度の不安に襲はれ取付各地に起り銀行の破綻相踵ぎ辛くも同法案の通過により三月下旬一先づ鎭靜四月上旬更に巨商鈴木商店の整理問題を端とし中旬以降金融界大混亂に陷り遂に全國銀行の臨時休業次でモラトリアムの發布となりて漸く收拾せられた。朝鮮亦內地に順應臨時休業に次でモラトリアムを實施混亂を未然に防止し得たるも財界は

依然不振の舊套を脱する能はざる實情にあり、此の間一部預金は中小銀行を去りて大銀行に集中し大銀行は澎湃として寄せ來る預金の消化に苦しみ爰に異常なる金融緩慢を現出せるが當行は此機を失せず六分利債券の公募に成功し朝鮮に於ける產業資金金利の低下に寄與するを得た。

以上當行の創立以來經過せる十年の歳月は其端を歐洲戰時財界の最好況時に發し大正九年三月の大恐慌、同十二年九月の關東地方大震災、昭和二年四月の金融大恐慌等大事變の荐りに勃發せる時代であつて此間財界は好不好共に極端より極端に走り一日として寧日なく各種事業は有爲轉變を極め慘憺たる運命に翻弄せられたるもの尠からざりしも當行が此困難時を無事に通過し各般の業務順調なる發達を遂げ其使命とする所に聊かの貢獻をなし得たるは洵に天祐とするの外はない。

今や當行は朝鮮及內地に跨がり六十に近き支店派出所を有し、一億七千三百餘萬圓の債券を發行し、二億四千餘萬圓の貸出を有する盛況にあれども、其創立當時卽舊農工銀行の業務を承繼せる當時に於ては店舗は勿論朝鮮內に限られ內地との連絡機關を有せず其債券發行額は僅かに三百萬圓であつて、其貸出總額は千八百六十餘萬圓に過ぎなかつた。既往十年間に債券發行高は五十八倍となり、貸出は十三倍に達した。其他預金は千百餘萬圓より五千二百餘萬圓となりて約五倍し、貯蓄預金部を新設して千三百餘萬圓の零細資金を取入れ收支計算に於ても每期好成績を擧げ相當

なる配當を持續しつゝ夢からざる償却をなし、尚諸準備金の積立てたるもの今や四百九十五萬餘圓(第十九期決算積立金を含まず)を算して居る。次に當行が創業當時農工銀行より承繼せる貸借對照表と當行最近のそれ(昭和二年末)とを表示し業況を比較すると左の通りである。

農銀承繼貸借及第十九期貸借諸勘定比較表　(單位圓)

資産 摘要	金額 農銀より承繼	金額 第十九期
拂込未濟資本金	一、一三〇、〇一一	三、〇〇〇、〇〇〇
債券價格改差	—	一、六三〇、〇一一
諸預け金	四、七三六、八	五、六八六、三一四
地方費貸越	四、六八、六	—
年賦及定期貸付	三、九四六、三一	一、四三五、〇三四
引受債券	—	一四〇、〇〇〇
當座及手形貸付	九、三六六、〇四〇	三、三八六、四八一
當制引産手形	三、三四六、三三	四、三八、三三〇
荷付爲替手形	六、四七、三六	六、六〇六、三九

負債 摘要	金額 農銀より承繼	金額 第十九期
資本金	三、三九九、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
諸積立金	八〇六、三五〇	四、九三、三五〇
未拂配當金	三、三四八	四、三一〇、九
債券發行高	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三四三、〇〇〇
當籠債券	一、四〇	八、八五〇〇
未拂債券利子	三八	三、三一〇、四九
政府諸貸下金	一、四九、九〇	一、三九、九〇
地方費	一、〇五〇、四八	二、一〇八、四〇〇
諸預り金	二、六〇、二一	三、四八、三、九〇
諸貯蓄預金	—	三、三八、九三

資産 摘要	金額 農銀より承繼	金額 第十九期
拂込未濟資本金	一、一三〇、〇一一	三〇、〇〇〇、〇〇〇
債券價格改差	—	一、六三〇、〇一一
諸預け金	四、七三六、八	五、六八六、三一四
地方費貸越	四、六八、六	—
年賦及定期貸付	三、九四六、三一	一、四三五、〇三四
引受債券	—	一四〇、〇〇〇
當座及手形貸付	九、三六六、〇四〇	三、三八六、四八一
當制引産手形	三、三四六、三三	四、三八、三三〇
荷付爲替手形	六、四七、三六	六、六〇六、三九
合計	三四、九四、四三	三四、一四三、四九〇

負債 摘要	金額 農銀より承繼	金額 第十九期
資本金	三、三九九、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
諸積立金	八〇六、三五〇	四、九三、三五〇
未拂配當金	三、三四八	四、三一〇、九
債券發行高	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三四三、〇〇〇
當籠債券	一、四〇	八、八五〇〇
未拂債券利子	三八	三、三一〇、四九
政府諸貸下金	一、四九、九〇	一、三九、九〇
地方費	一、〇五〇、四八	二、一〇八、四〇〇
諸預り金	二、六〇、二一	三、四八、三、九〇
諸貯蓄預金	—	三、三八、九三
合計	三四、九四、四三	三四、一四三、四九〇

資産 摘要	金額 農銀より承繼	金額 第十九期
金流込土地建物其他	三、三九、〇一一	三〇、〇一一、三一一
營業用土地建物什器	八、三、六三	三、六八、六六六
所有有價證券	八、四六、三一	八、三四、〇五八、一一
新築費	—	七、一四、九
假拂金	一、八三	八、一四、三一
代理貸付	—	一四〇、〇四
支拂承諾見返	—	六、三六、三一
本支店間未達	一、六三、四	一、三四、〇一一
他店へ貸	六、三五、九	一、四八、四六
日本勸業銀行代理店信用貸付	—	三、三六、六三一
朝鮮銀行代理店保證貸付	四、九〇〇	三、三一、四〇一
諸借入金	一、四〇、三一一	一、三八、〇〇〇
合計	三四、九四、四三	三四、一四三、四九〇

備考　圓以下切捨(以下圓單位のものは圓以下切捨同斷)

第三章　組織及管理

第一節　資本金及株式

當行は株式會社組織であつて其存立期間は設立登記の日より百年とし朝鮮總督の認可を經て之を延長することを得ることになつて居る。其の資本金は前述の如く創立當時一千萬圓であつたが大正九年二月の株主總會に於て之を三千萬圓に增加することとし三月朝鮮總督の認可を得同六月第一回の拂込を了した。此資本金は之を六十萬株に分ち一株の金額を五十圓とす中二十萬株は創立當時の株式にして既に全額を拂込み殘り四十萬株は四分の一の拂込を了して居る。卽現在の拂込資本金一千五百萬圓の拂込は創立當時の株式に就ては全額を一時に拂込みたる政府所有株を除き他は前後四回に亘り拂込をなしたもので其第一回は開業前大正七年八月、第二回以降は當行業務の發達に伴ひ大正八年十月、同九年二月、同三月夫々拂込をなし增資株は大正九年六月第一回の拂込を了したものである。

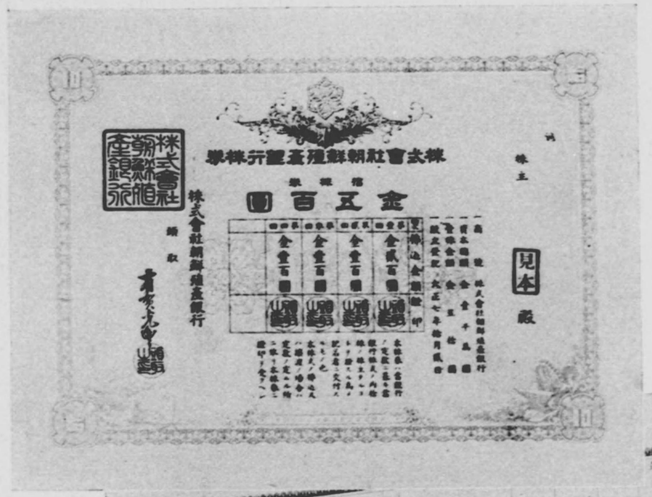

舊十株券表面

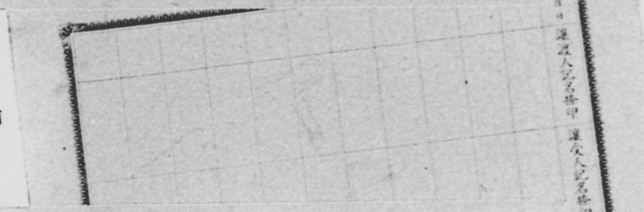

裏面

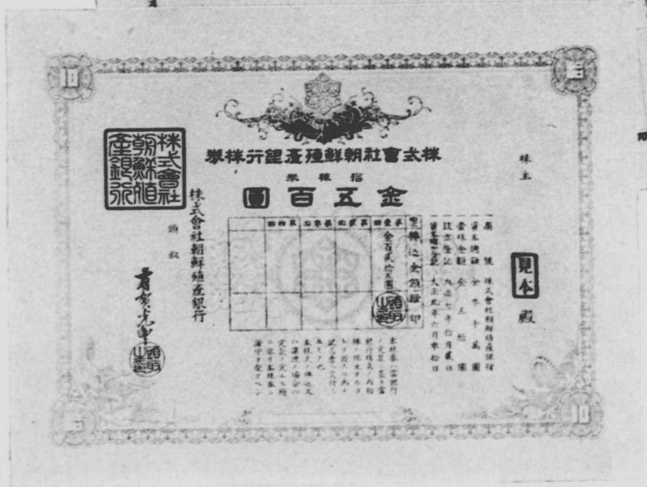

新十株券表面

朝鮮殖產銀行株券

資本金拂込表

種別	回次	拂込通知書發送日	拂込期間	拂込高	拂込高累計
創立資本金	第一回	大正七年八月八日	自大正七年八月十六日至同年八月二十日	政府持株は全額其以外は一株に付二十圓宛 四、一九七、九四〇圓	四、一九七、九四〇圓
	第二回	大正八年七月一日	自大正八年七月十九日至同年七月三十三日	政府持株以外一株に付十圓宛 一、九三四、〇二〇	六、一三一、九六〇
	第三回	同 十月三日	自大正八年十月二十日至同年十一月四日	政府持株以外一株に付十圓宛 一、九三四、〇二〇	八、〇六五、九八〇
增加資本金	第四回	同 十二月十三日	自大正九年一月十日至同年一月十五日	政府持株以外一株に付十圓宛 一、九三四、〇二〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
	第一回	大正九年四月三十日	自大正九年五月三日至同年五月七日	一株に付十二圓五十錢宛 五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇

株主は朝鮮殖産銀行令に依り帝國臣民又は帝國の法令に依り設立した法人たるを要するものとし此の外政府又は公共團體は特に株主たることを認められ現に株主たるものは宮內省、帝國政府を始め各種團體、銀行會社一般個人とし其數七千三百五十五人である。株主數は大正九年增資後に於て割當てられた新株の浮動分散並に財界好況に依る株式民衆化の影響を受け一時著しく增加し八千三百人の多きに達したけれども大正十二年以降當行株式が漸次確實なる資產家筋に買取られ集中するの勢を示すに及び一路減少の歩を辿つて居る。

各期に於ける當行株式の賣買讓渡及各期末現在株主數は次の通りである。

期別		株式賣買讓渡數	期末現在株主數
第一期	大正七年下半期	四八、三二四株	六、五〇三人
第二期	大正八年上半期	一三二、〇六三	六、四五九
第三期	大正八年下半期	八六、二六六	六、三六二
第四期	大正九年上半期	三八、八三三	七、六六四
第五期	大正九年下半期	一一三、二二一	八、〇八八
第六期	大正十年上半期	六七、一四四	八、二一八
第七期	大正十年下半期	六一、四七九	八、二七九
第八期	大正十一年上半期	五六、一二三	八、三七七
第九期	大正十一年下半期	四一、四二九	八、三八四
第十期	大正十二年上半期	四一、七七〇	八、三二三
第十一期	大正十二年下半期	二九、五九九	八、三二六
第十二期	大正十三年上半期	二七、五〇六	八、一八〇
第十三期	大正十三年下半期	三五、七四六	八、〇七九
第十四期	大正十四年上半期	四六、六二一	七、八六〇
第十五期	大正十四年下半期	五九、一二三	七、七〇六
第十六期	大正十五年上半期	四〇、〇三九	七、六一三

第十七期	昭和元年下半期	三九、三八九	七、五二五
第十八期	昭和二年上半期	三七、八四八	七、四五〇
第十九期	昭和二年下半期	三四、一四九	七、三五五

第二節　本店及支店

當行は本店を京城に置き支店若は派出所を廣く全鮮の樞要地に設け其數現在五十七箇所を算し此外東京に事務所大阪に支店ありて店舗數の多き本邦有數の銀行である、而して鮮内に於ける本店外五十七店中四十九店は農工銀行より承繼したるものであつて爾餘九店及内地に於ける事務所竝に支店は悉く新設にかゝるものである。

由來當行店舗の分布は其使命とする所に鑑み朝鮮内に限られ内地との連絡を缺いて居たが朝鮮に於ける資金の需要は逐年增進し鮮内の資金のみでは到底之に應ずることが出來ない、のみならず一方朝鮮物産の移出年と共に增加するありこれらの調節を目的として東西金融の中心地たる東京及大阪に店舗又は事務所を開設したるものであつて、東京事務所に於ては主として債券發行並に資金調節上の事務を取扱ひ、大阪支店に於ては此外朝鮮對大阪貿易の實情に鑑み爲替業務並に之が關係者の當座預金を取扱つて居る、當行本支店の所在地竝に其開設年月日は次の通りで

ある。

本支店一覽表（昭和二年末現在）

店名	所在地	開設年月日
本店	京城府南大門通貳丁目百四拾番地の壹	大正七年十月一日農工銀行より承繼
仁川支店	京畿道仁川府海岸町四丁目壹番地	大正八年五月五日
水原支店	同　水原郡水原面梅山里參拾九番地	大正八年四月十日
開城支店	同　開城郡松都面北本町九拾六番地	大正七年十月一日農工銀行より承繼
清州支店	忠清北道清州郡清州面本町貳丁目拾參番地	右同
忠州支店	同　忠州郡忠州面忠州邑百貳拾六番地	同
公州支店	忠清南道公州郡公州面本町貳百拾參番地	同
鳥致院支店	同　燕岐郡鳥致院面鳥致院里貳百拾參番地	同
大田支店	同　大田郡大田面本町壹丁目參拾五番地	同
論山支店	同　論山郡論山面本町百六番地	同
江景支店	同　論山郡江景面本町百貳拾九番地	同
春川支店	江原道春川郡春川面大板里貳百九番地	同
鐵原支店	同　鐵原郡鐵原面官田里九拾番地	同
江陵支店	同　江陵郡江陵面本町八番地	同

店名	所在地	開設年月日
全州支店	全羅北道全州郡全州面八達町參拾番地	大正七年十月一日農工銀行より承繼
群山支店	同　群山府全州通拾番地の壹	大正八年八月一日
裡里支店	同　益山郡益山面裡里六百貳拾六番地の參	大正七年十月一日農工銀行より承繼
井邑支店	同　井邑郡井邑面水城里七百拾參番地	同
金堤支店	同　金堤郡金堤面新疊里貳百拾壹番地の壹	同
南原支店	同　南原郡南原面下井里百四番地	同
茁浦派出所	同　扶安郡乾先面茁浦里七百拾七番地	同
光州支店	全羅南道光州郡光州面北門通參拾壹番地の甲	同
木浦支店	同　木浦府幸町貳丁目貳番地	同
麗水支店	同　麗水郡麗水面西町千貳百六拾五番地	同
筏橋浦支店	同　寶城郡筏橋面筏橋里六百四番地の壹	同
榮山浦支店	同　羅州郡榮山面榮山里貳百四拾七番地	同
濟州島支店	同　濟州島濟州面三徒里七拾壹番地	同
松汀里派出所	同　光州郡松汀面松汀里七百拾番地	大正八年一月二十四日
大邱支店	慶尙北道大邱府上町參拾參番地	大正七年十月一日農工銀行より承繼
浦項支店	同　迎日郡浦項面浦項洞貳百五番地	同
金泉支店	同　金泉郡金泉面鏞町百四拾五番地の貳	同
尙州支店	同　尙州郡尙州面城下里拾番地の壹	同

朝鮮殖産銀行營業所所在地圖

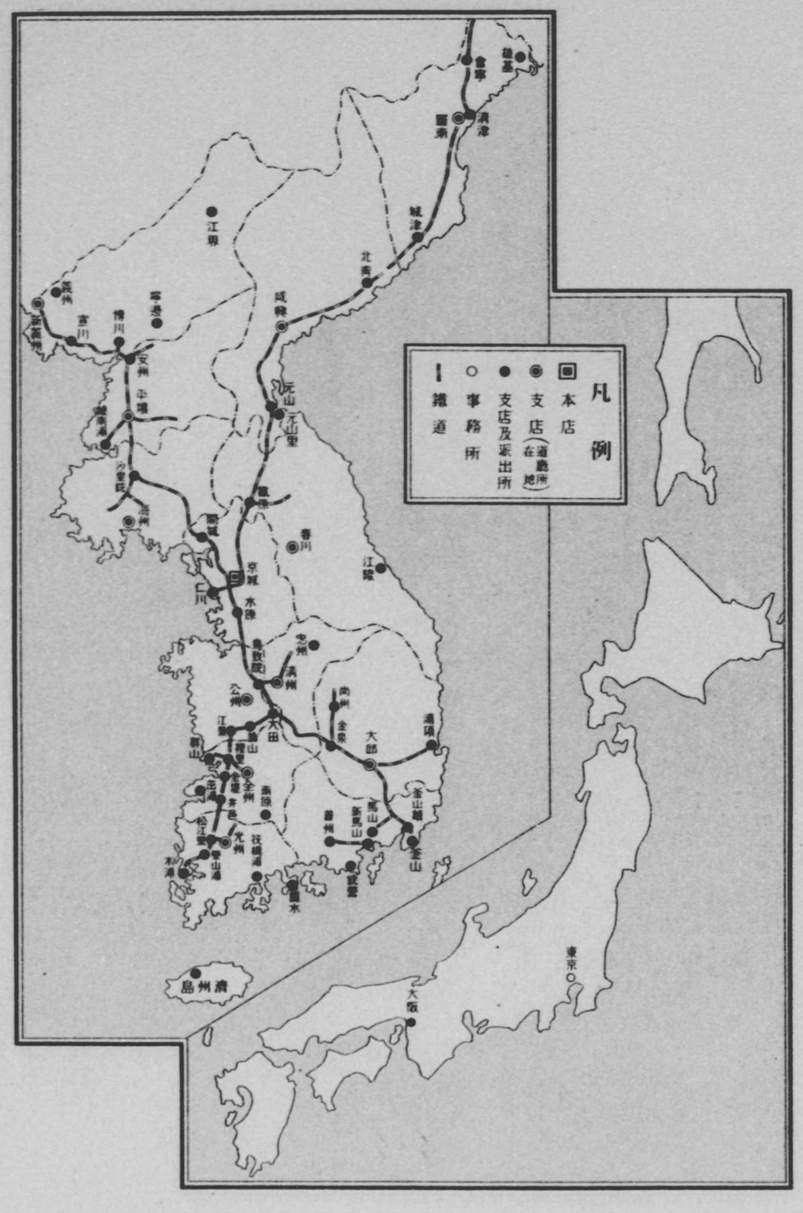

釜山支店	慶尙南道釜山府埋立新町參拾番地	同	同
馬山支店	同 馬山府元町百四拾貳番地	同	同
統營支店	同 統營郡統營面敷島町五拾五番地	同	同
晉州支店	同 晉州郡晉州面東城洞貳拾九番地	同	同
釜山鎭派出所	同 釜山府佐川町六百四拾六番地の壹	同	大正八年一月二十五日
新馬山派出所	同 馬山府京町貳丁目四番地	同	同
海州支店	黃海道海州郡海州面北本町百貳拾八番地	同	大正七年十二月十五日
沙里院支店	同 鳳山郡沙里院面北里五拾六番地	同	大正七年十月一日 農工銀行より承繼
平壤支店	平安南道平壤府壽町拾六番地	同	同
鎭南浦支店	同 鎭南浦府後浦里六拾壹番地	同	同
安州支店	同 安州郡安州面七星里貳拾九番地	同	同
義州支店	平安北道義州郡義州面東部洞百拾八番地	同	同
新義州支店	同 新義州府常盤町八丁目拾六番地	同	同
博川支店	同 博川郡博川面西部洞貳拾五番地	同	同
宣川支店	同 宣川郡宣川面川南洞貳百四番地	同	同
寧邊支店	同 寧邊郡寧邊面東部洞六百四拾六番地	同	同
江界支店	同 江界郡江界面東部洞千貳拾五番地	同	大正八年十月二十五日
元山支店	咸鏡南道元山府本町四丁目拾貳番地	同	大正七年十月一日 農工銀行より承繼

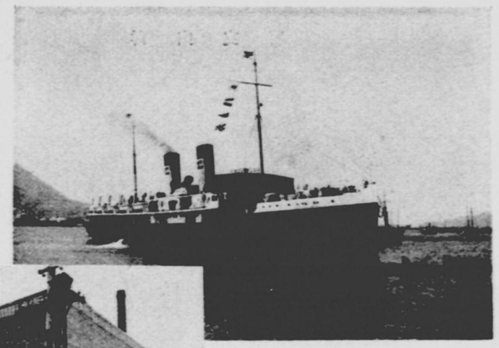

關釜連絡船

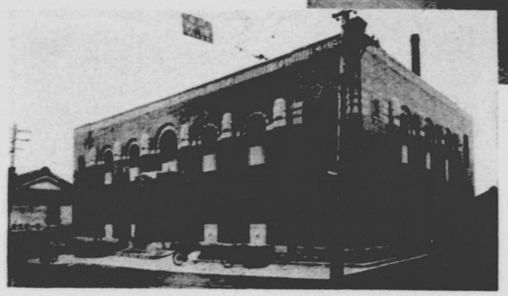

釜山支店

大邱支店

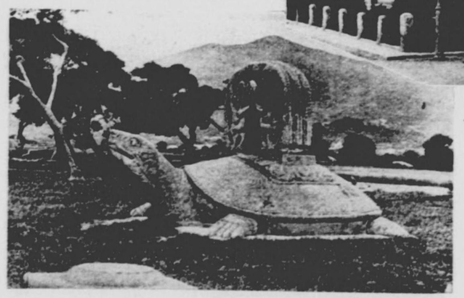

新羅武烈王陵の碑石

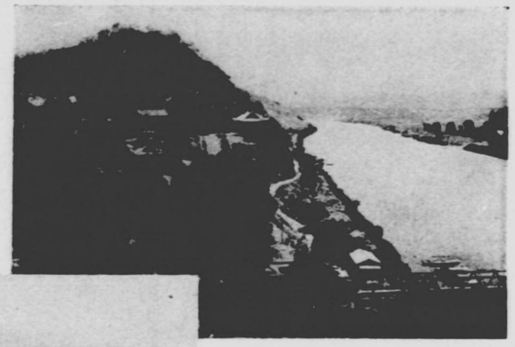

牡丹臺

平壤支店

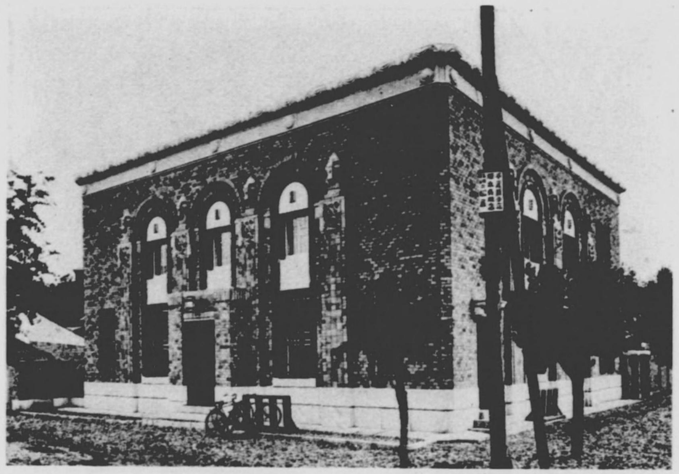

鎭南浦支店

群山支店

扶餘の大哉閣

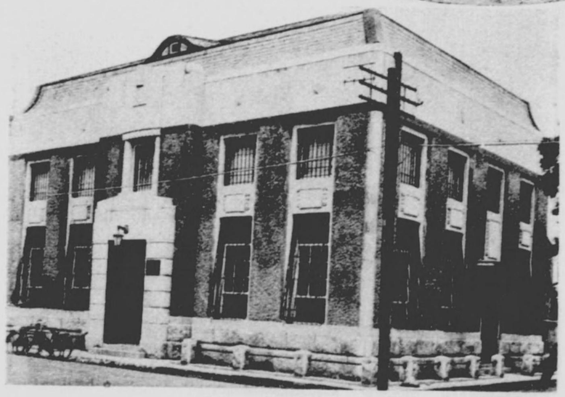

木浦支店

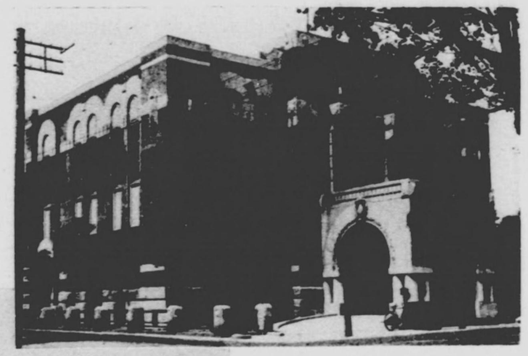

新義州支店

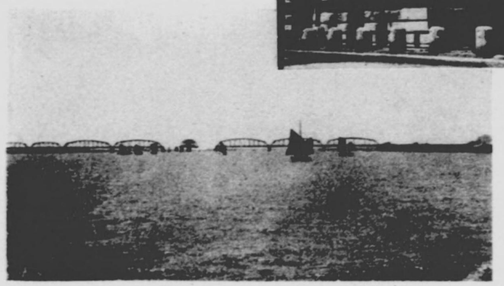

鴨綠江の鐵橋

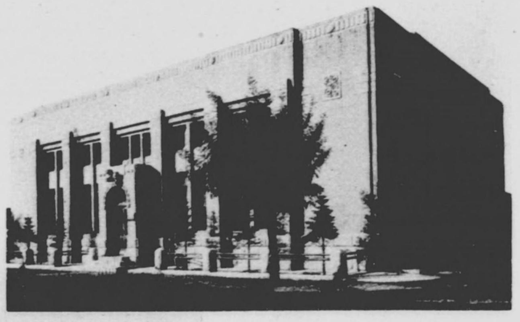

仁川支店

仁川築港

元山支店

金剛山新萬物相

清津支店

清津港

咸興支店	咸鏡南道咸興郡咸興面鐘閣里五番地	大正七年十月一日農工銀行より承繼	
北青支店	同　北青郡北青面内里參拾九番地	同	
元山里派出所	同　元山府上里二洞貳拾四番地	同	
清津支店	咸鏡北道清津府明治町貳拾番地	同	
羅南支店	同　鏡城郡羅南面本町八拾九番地	同	
城津支店	同　城津郡城津面本町拾四番地	同	
雄基支店	同　慶興郡雄基面雄基洞百八拾六番地	同	
會寧支店	同　會寧郡會寧面二洞百九拾八番地	大正九年四月十五日	
東京事務所	東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地丸ノ内ビルヂング三一二區	大正八年六月二十一日	
大阪支店	大阪市東區今橋參丁目拾五番地	大正十四年五月二十日（前身事務所は三年三月廿日開設）	

第三節　重役

當行の重役は頭取、理事及監事であつて其定員は頭取一人、理事三人以上監事二人以上とする、共に朝鮮殖産銀行令に依りて定められ、頭取は朝鮮總督之を命じ其任期を五年とし、理事は五十株以上を有する株主中より株主總會に於て選擧したる二倍の候補者中から朝鮮總督之を命じ其任期を四年とし、監事は三十株以上を有する株主中より株主總會に於て選任し其任期を二年とする、頭取は朝鮮殖産銀行を代表し其事務を總理するものとし、理事は頭取を補佐し銀行の業務を分掌し、

又監事は業務を監査するものとする。其外頭取及理事は定款に基づき重役會を組織し當銀行の重要なる業務を議決する。

頭取及理事の地位は斯く重要なるを以て之等の職にあるものは原則として他の職務又は商業に從事することを禁ぜられ已むを得ざる場合は總督の認可を要することとなつて居る。

當行創業以來今日に至る重役の氏名及其移動は次の通りである。

役名	氏名	初任	解任	備考
頭取	三島太郎	大正七年十月一日	大正九年六月二十六日死亡	
	有賀光豐	大正九年七月二日		大正十四年七月二日重任
理事	有賀光豐	大正七年十月一日	大正九年七月二日	頭取三島太郎死亡に付自大正九年六月二十六日至同年七月二日頭取の職務を行ふ
	中村光吉	同	大正十二年七月十一日	大正十一年十月一日重任
	櫻井小一	同	大正十五年七月二十六日	大正十一年十月一日重任
	朴泳孝	同		
	石井光雄	大正九年八月二十七日	昭和二年二月五日	大正十一年十月一日重任、大正十五年十月一日重任、大正十一年十月一日重任
	深尾道恕	大正十年八月二十三日	大正十四年七月二十八日	
	森悟一	大正十二年八月十八日		
	矢鍋永三郎	大正十四年八月二十四日		大正十五年十月一日重任

	高久敏男	昭和二年二月二十八日	
監事	廣瀨滿正	大正七年十月一日	
	李根湘	同	大正九年一月二十日死亡
	尹德榮	大正九年二月二十四日	
	釘本藤次郎	昭和三年八月十七日	

第四節　相談役

相談役は當行の定款により認められ頭取之を囑託するものである。蓋し當行の創立が農工銀行の合併に端を發したる關係上舊農工銀行重役諸氏に對して之を囑託したものである。之等諸氏は地方に於ける先覺者であり名望家であるのみならず其の地方に確固たる勢力を有して居るは多言を俟たない。當行が創立日尚淺きに拘らず克く鮮人の理解を得其信望を高めて今日の隆運を迎ふるに至れるものは本相談役に負ふ所尠しとしないのである。從つて今日猶尠なくとも年二回之を招集して當行營業上の諮問機關として居る。

相談役の員數は囑託の當初にありては三十八名であつたが死亡其他により八名を減じ現に三十

大正九年十月一日重任
大正十一年十月一日重任
大正十三年十月一日重任
大正十五年十月一日重任

大正九年十月一日重任
大正十一年十月一日重任
大正十三年十月一日重任
大正十五年十月一日重任

名となつて居る。其氏名前職其他左の通である。

相談役一覽表

氏名	住所	前職	備考
白完燁	京畿道京城府	漢湖農工銀行取締役銀行長	
白寅基	同	同　取締役	
趙乘澤	同	同	大正十三年九月七日死亡
趙鎭泰	同	同	
朱性根	同	同	
金容泰	同	同　監査役	
金漢奎	同	同	大正十一年十一月七日死亡
李鎭泰	平安南道平壤府	平安農工銀行取締役銀行長	
金泳澤	黃海道海州	同　取締役	
尹聖運	平安南道平壤府	同	
林祐敦	同　鎭南浦府	同	
李明煥	平安北道義州	同　監査役	
劉光祚	平安南道安州	同	
李柄學	慶尙北道大邱府	慶尙農工銀行取締役銀行長	

李宗勉	慶尙北道大邱府	慶尙北道大邱府	慶尙農工銀行取締役	
金璞部	慶尙南道晋州	同	同	
除丙朝	慶尙北道大邱府	同	同	
尹相泰	同	慶尙南道蔚城郡	同	
鄭在學	同	同	同	
姜渭秀	慶尙南道晋州郡	同	監査役	
朴永根	全羅北道全州	全州農工銀行取締役銀行長	同	
朴基順	同	同	取締役	
白南信	同	同	同	大正八年十二月廿五日依願解職
李康元	同	同	同	
金道弘	同	同	同	大正十三年六月八日死亡
辛泰斌	同	同	同	大正十年二月二日死亡
金駿熙	同	金堤郡	同	
金銜玉	全羅南道光州	光州農工銀行取締役銀行長	同	
鄭洛敎	同	光州郡	取締役	
朴夏駿	同	同	同	
立基奉	同	木浦府	同	
李興來	同	寶城郡	監査役	大正十三年七月七日死亡

鄭丙鉉	同	光州郡	同	
李澤鉉	咸鏡南道元山府	咸鏡農工銀行取締役銀行長		大正九年六月二十一日依願解職
金秉淸	同	同	取締役	
金忠熙	同	咸興郡	同	
宋德鉉	咸鏡北道鏡城郡	同	監査役	大正十五年四月五日依願解職
全珍鎬	咸鏡南道北靑郡	同	同	

第五節　職員

職員は分ちて行員、雇、傭員及囑託の四種とする其總人員は現在千三百二名であつて之を大正七年末の六百二十名に比較すると六百八十二名割合にして十一割の增加である、此等職員の增加は當行業務膨脹の反映であることは言を俟たない、而して此等職員は創業當初にありては殆ど全部男子であつたが數年來女子に適する方面例へば主計、原簿、審査、貯蓄等の補助的事務並にタイピスト等には努めて女子を採用するの方針を採り事務の性質に應じ適材適所の實を擧げつゝあつて、女子事務員數は大正十年頃より漸次增加し現在五十三名を算し最近朝鮮人女子事務員を採用し其の成績概して良好である。

人事上に於ける當行の特色と認むべきは職員中に朝鮮人の多數を包容する事及其の給與が內

鮮人一律であるといふことである、當行職員の約三分の一は朝鮮人とし朝鮮人にして既に支店長、支店長代理其他要位に在るものがあり之等を督勵して專ら對鮮人取引先との意志の疏通、信用の調査等に萬全を期して居る。

行員は當行職員の中堅をなし曾ては之を司事、技師、書記、書記補、技手及見習の六階級に分けたけれども大正十一年六月之等の階級を廢し一樣に行員とし今日に至つた、現在に於ける行員數は八百五十六名であつて內二百二十三名は本店にあり六百三十三名は支店にある。

雇はタイピスト、計算其他の補助的事務を採り現に雇たるもの本店に四十八名支店に四十七名計九十五名を算して居る。

傭員は守衛、給仕、運轉手、交換手、小使其他の常傭人とし專ら庶務課長の命を承け職務に服すべきものとし現に其數三百七名あり內八十七名は本店に二百二十名は支店に勤務して居る。

囑託は貯蓄囑託其他であつて貯蓄囑託は貯蓄勸誘事務を取扱ふ外務員及貯蓄集金員であつて大正十四年七月の制定にかゝり現に本職にあるもの四十一名あり內十七名は本店に二十四名は支店にある、其他行員に準すべき囑託三名內一名は本店に二名は支店に勤務して居る。

之等職員の各期末現在は次表の如くであつて該表中雇の兩三年來急增して居るのは女子事務員採用の結果であり囑託の同樣增加せるは貯蓄囑託制實施に因るものである。

累年職員表

期別	行員	雇	傭員	囑託	計	大正七年末現在員數を一〇〇とする指數
大正七年下半期末	四一〇	二七	一五三	一	六一〇	一〇〇
大正八年上半期末	五三三	二四	二一一	一	七七七	一三五
大正八年下半期末	六六四	六	二四四	一	九一五	一四八
大正九年上半期末	七八二	一三	二八八	一	一〇八三	一五五
大正九年下半期末	七七三	三	三〇七	二	一一〇四	一七九
大正十年上半期末	八六八	二七	三二六	一	一二二三	一九五
大正十年下半期末	八五四	二九	三三三	二	一二〇八	一九五
大正十一年上半期末	八八五	四二	三四九	二	一二七八	二〇八
大正十一年下半期末	八七七	四四	三五九	二	一二八六	二〇七
大正十二年上半期末	九二七	五五	三五四	二	一二三八	二一六
大正十二年下半期末	八九八	五五	三二一	二	一二八四	二〇七
大正十三年上半期末	八一一	六〇	三〇六	一	一二七八	一九〇
大正十三年下半期末	七九二	六七	三〇一	一	一二六三	一八七
大正十四年上半期末	八三二	六八	三〇一	一	一二二三	一九六
大正十四年下半期末	八二六	六五	三〇二	一	一二二一	一九七

大正十五年上半期末	八三五	八四	一〇一	九五	三〇	一、二七〇	三〇五	三〇五	三〇一	九五
昭和元年下半期末	八四四	八四	三〇三	一〇〇	元	一、三七〇	三〇五	三〇三	三〇一	八四
昭和二年上半期末	八七〇	一〇〇	三〇五	八四	四四	一、三九	三一三	三〇五	三〇三	一〇〇
昭和二年下半期末	八六	九五	三〇七	八四	四四	一、四〇二	三一〇	三〇五	三〇七	九五

第六節　事務分掌

執務の組織　當行の事務は上に頭取ありて之を總理し理事頭取を補佐して之を分掌することは既述の通りである、而して現在本店に於ける執務の組織は秘書課、檢査課、調査課、主計課、勸業金融課、公共金融課、技術課、商業金融課、貯蓄課、庶務課の十課より成り各課に課長を置きて當該事務を掌理せしむ、うち秘書課のみ頭取に直屬し其他の各課は理事分擔して其監督に當る仕組であり、支店の事務分掌は支店長之を定め支店に於ける各種事務の監督は本店に於ける當該關係課に於て之を所管することになつて居る。

本組織は當行業務の發達に伴ひ前後數回の改正を經て今日に至れるものであつて創業當初の組織は三部十二課を置き秘書課を頭取直屬とし他の十一課は夫々部に分屬し部長所管事務を掌理するの制度であつたが大正八年四月貯蓄部を新設するに當り之を一室四部十三課制に改め（秘書課を秘書室とし依然頭取に直屬せしめ貯蓄部を新設して其下に貯蓄課及原簿課を置く）後大正

九年十一月之を改正して四部十五課制を採り（秘書室を秘書課とし勸業貸付課より公共貸付課を分立し普通營業課に出納課を併合し新に營繕課を設く）更に大正十年十一月部制を廢して理事直接課を擔任監理することとし事務の敏活を圖つたが爾後事務の實情に應じ課の廢合を行ひ現在の十課制となつた。

創業當時の事務分掌組織

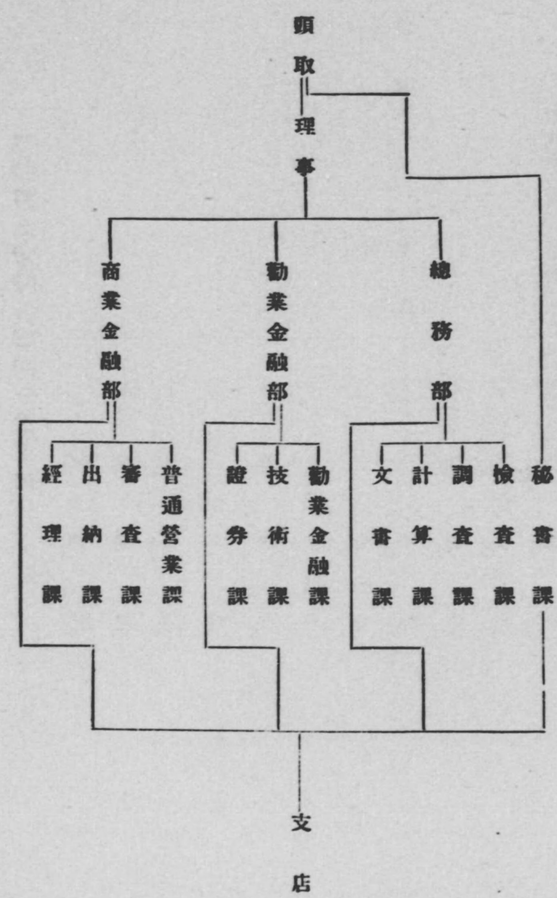

部制廃止當時の事務分掌組織（大正十年十一月實施）

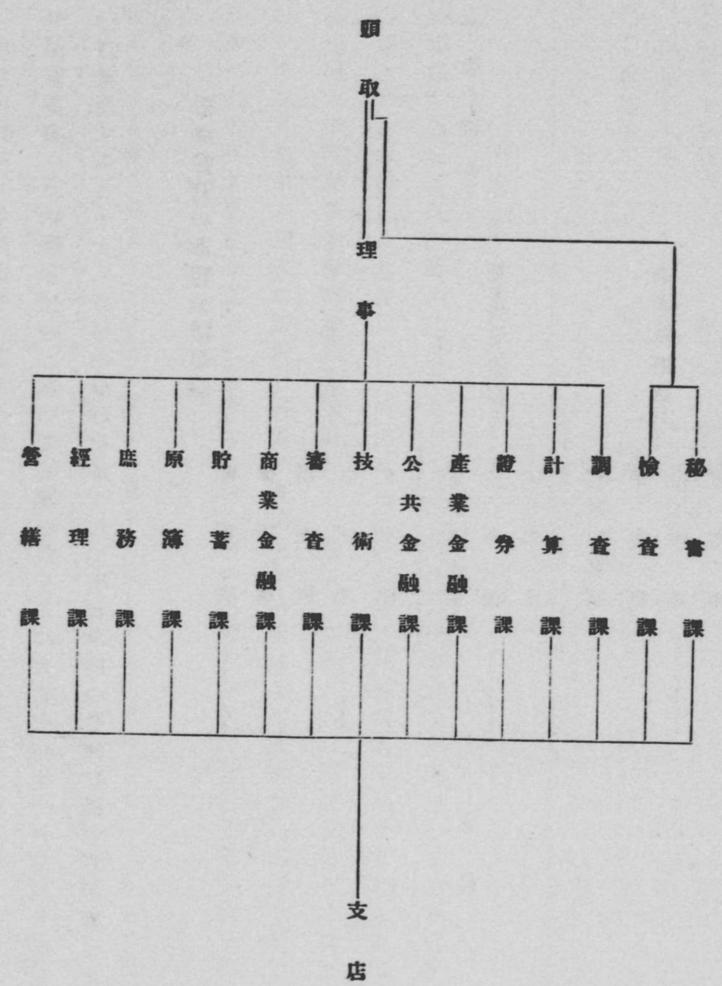

現行事務分掌組織

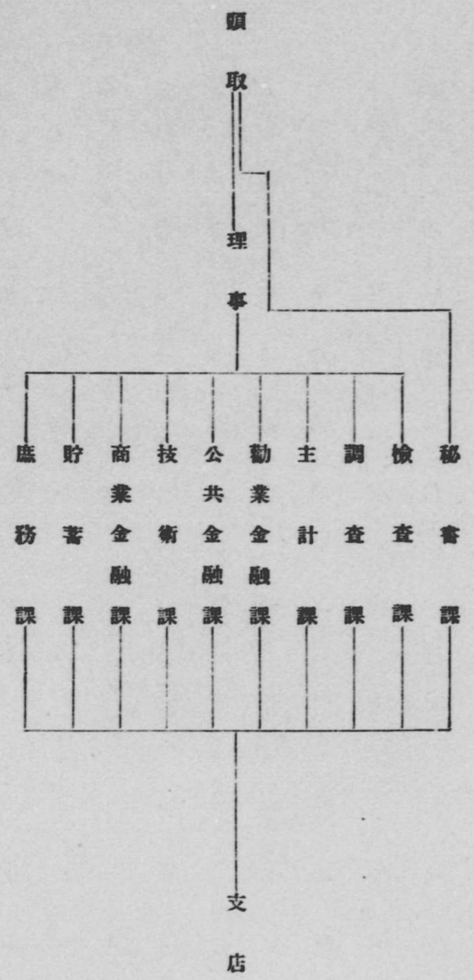

課長及支店長

現任課長及支店長は左の通りである。

（昭和三年六月末現在）

秘書課長　安井　清
検査課長　七田常一（大邱支店長心得兼）
調査課長　守屋德夫
主計課長　木村和水
勤業金融課長　戸津學
公共金融課長　山口重政
技術課長　太田黒宣三
商業金融課長　伊森明治
貯蓄課長　宮崎匡雄
庶務課長　松井彦治郎
東京事務所主任　渡邊彌幸
前勤業金融課長歐米出張中　野田新吾
大阪支店長　水間美繼
仁川支店長　伊賀誠一
水原支店長　荒木健之助
開城支店長　尾崎俊甫
清州支店長　佐藤作造
忠州支店長　中村孝嗣
公州支店長　安部直介
鳥致院支店長　渡邊敏
大田支店長　三島竹男
論山支店長　井村定省
江景支店長　板橋勝巳
春川支店長　館野一夫
鐵原支店長　豊福豊
江陵支店長　三村梅雄

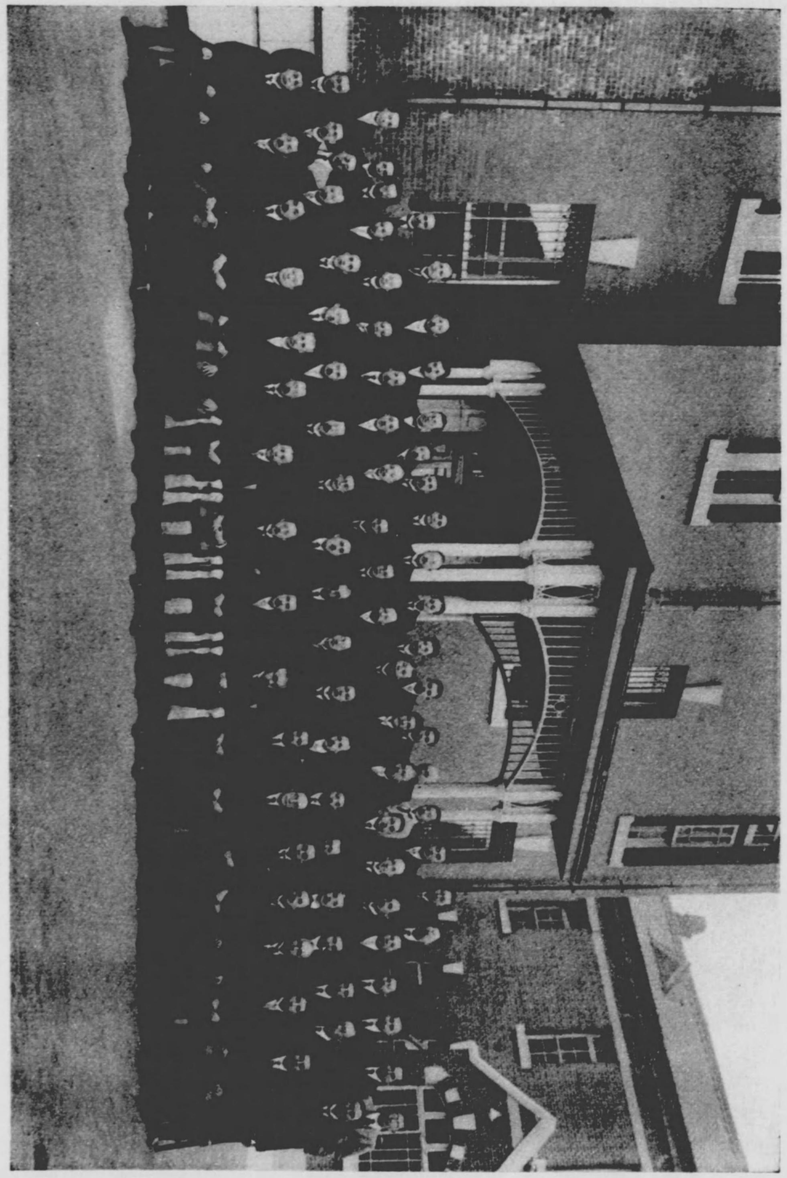

第四回支店長會議席の者（昭和三年四月十五日）

全州支店長　平原保
裡里支店長　相良升六
金堤支店長　木山文勇
光州支店長　土屋泰助
麗水支店長　佐々木恭
榮山浦支店長　井田魯一
大邱支店長（蘇米出張中）　山木好造
金泉支店長　好見清一
釜山支店長　白石甚吉
統營支店長　佐藤作太郎
海州支店長　永松統治
平壤支店長　菊池一德
安州支店長　加藤喜一
新義州支店長　中富計太
宣川支店長　西岡市次郎

群山支店長　安永傳七
井邑支店長　山崎陳平
南原支店長　廣瀨敬二
木浦支店長　牛木新吉郎
筏橋浦支店長　佐藤久成
濟州島支店長　三根伊之十
浦項支店長　安井隆雄
尙州支店長　渡邊太三郎
馬山支店長　三宅富治
晋州支店長　久保正次郎
沙里院支店長　福地義二郎
鎭南浦支店長　蓮井靜
義州支店長　片桐啓治
博川支店長　朴魯
寧邊支店長　中根之智

江界支店長　平野井喜助
咸興支店長　鹽川清吉
清津支店長　田中篤二
城津支店長　小村鷹
會寧支店長　加藤三郎
元山支店長　林　疊
北青支店長　安藤榮貳
羅南支店長　近藤得三
雄基支店長　中村靜一

第四章　業務及實績

當行の現在業務は朝鮮殖産銀行令に基き又は朝鮮總督の命令の下に營み居るものであつて大別して産業金融、公共金融、普通銀行業務及貯蓄銀行業務の四種となすことが出來る、此の外當行は日本銀行京城代理店たる朝鮮銀行の委任を受けて國庫金の取扱を爲し又道金庫として地方費の出納を取扱ひ尚日本勸業銀行の代理店として勸業債券、復興貯蓄債券の鮮内一手賣捌及代理貸付業務をも取扱つて居る、此の様な次第で當行は農工銀行であると同時に商業銀行であり貯蓄銀行である極めて變則的な制度の様に見受けらるゝが朝鮮の實狀から見て各種産業の分化未だ全からず主として農業といふ基礎産業の興隆時代に屬して居る民衆を對象とする朝鮮の金融機關としてはいづれ過渡的な形態とは云へ當分最も時代に適應したものと言ひ得ると思ふ。

第一節　産業及公共金融

概況　産業金融及公共金融は共に當行本然の業務に屬し其取扱ふ貸付は五十年以内の年賦償還、五年以内の定期償還、債券又は社債券の應募又は引受等の方法に依るものであつて其貸出

は概して長期に亘るを常とする、創業時代に於ては之を勧業金融と呼んで居たが各種公共團體事業の勃興につれ其需要に應ずる爲め公共金融を獨立せしめ産業金融、公共金融の二つとした。

産業金融に於て取扱ふ年賦償還貸付及定期償還貸付は擔保として不動産、不動産上の權利、財團若は漁業權等を徴するを原則とし特に農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對しては無擔保を以て定期償還貸付をなすことが出來、其取扱ふ社債券の應募又は引受は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の發行するものに限られて居る。

公共金融に於て取扱ふ貸出は道、府、面、學校組合、水利組合等の公共團體に對する五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る貸付、金融組合、漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對し同じく五十年以内の年賦償還及五年以内の定期償還の方法に依り無擔保貸付をなすものとし此外公共團體の發行する債券の應募又は引受をも取扱ふことが出來る。

之等貸付業務の經過を見るに産業金融は當行の創業が既述の如く恰かも世界戰時戰後に於ける財界の好況時にありて朝鮮産業勃興の機運に投せると之と前後して朝鮮の土地調査の大業漸く完成して土地の所有權が確定せられ不動産登記制度の施行と相俟て土地の資金化を助くるあり加ふるに政府の産業施設が年と共に進捗を見たる等に依つて比年進展の一路を進み其貸出高は昭和二年十二月末一億百四十餘萬圓を算するに至つた、一面公共金融は朝鮮地方の開發につれ

産業公共貸付高及殖産債券發行高累年表

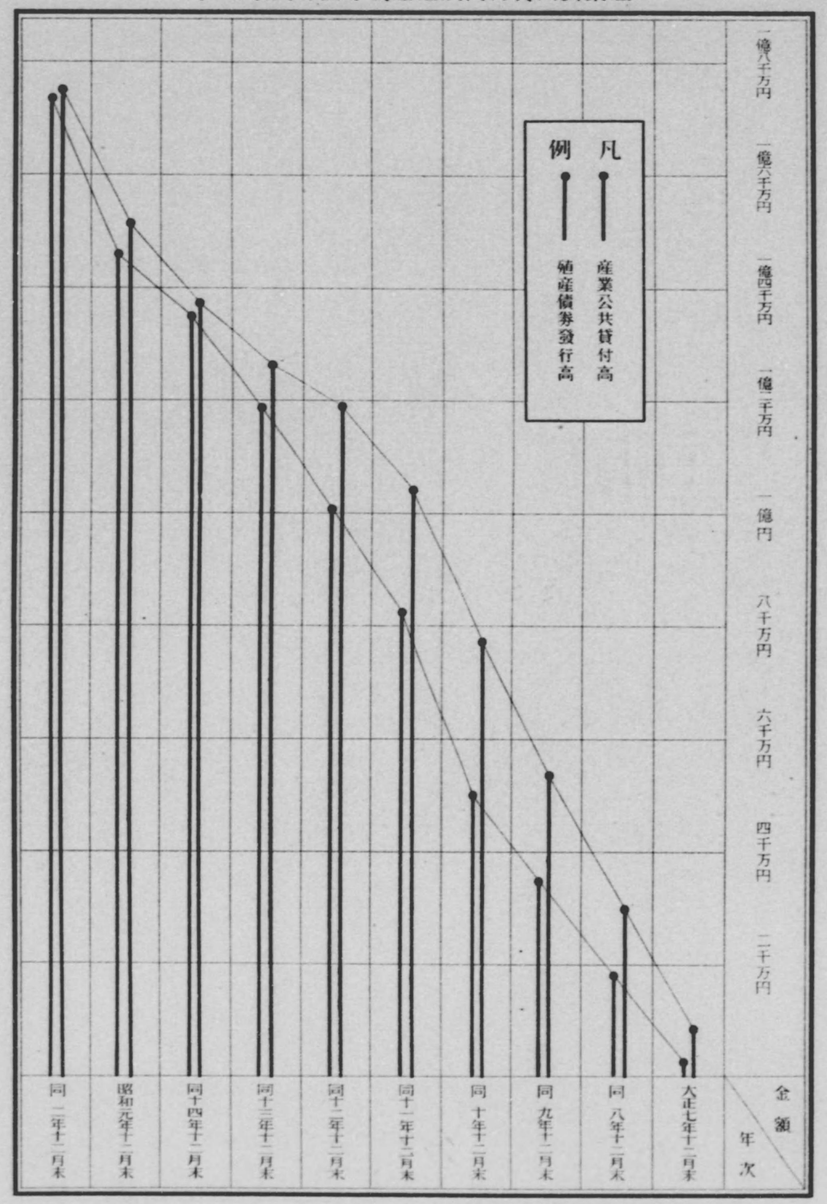

從來朝鮮に於て最も缺如せる各種公共的施設例へば上下水道、避病院等の衛生施設から道路、電氣鐵道等の交通施設、學校、公設市場等の開設に至る迄何れも焦眉の急を要する關係上之が計畫をなすもの甚だ多きを加へたると金融組合、漁業組合、特に水利組合が第一次第二次産米增殖計畫の實施に伴ひ朝鮮の産業開發に意活躍するに至れると相俟て自ら盛況を呈し、其貸付在高は比年增進して昭和二年十二月末七千三百四十七萬餘圓を算するに至つた、惟ふに産業の施設に於いて、文化的事業に於いて、今猶黎明期に屬する朝鮮としては此の方面の資金需要は今後一層盛なるものがあらう。

産業及公共貸付殘高表

期別	産業貸付			公共貸付			合計	
	年賦及定期	引受債券	計	年賦及定期	金融組合當座貸越	計		承繼本貸付在高を100とする指數
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
大正七年農銀より承繼十月一日	—	—	—	—	—	—	五、九三四、六一三	一〇〇
大正七年下半期末	—	—	—	—	—	—	八、一一六、七〇九	一三七
大正八年上半期末	—	—	—	—	—	—	一二、八五五、九五〇	二六八
大正八年下半期末	—	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	五五九、八二〇	五五九、八二〇	二九、三七一、六九七	四九五
大正九年上半期末	—	四九〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	—	一、四四六、二一〇	一、四四六、二一〇	四四、八三三、二九五	七五〇
大正九年下半期末	—	四九〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	—	四、〇九九、二九五	四、〇九九、二九五	四三、二三三、〇六七	七二〇
大正十年上半期末	—	四九〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	—	五、七四四、四七五	五、七四四、四七五	六四、〇五五、七八六	一、〇七九

産業貸付は産業の種類に從ひ借主も亦多種に亘るは當然である。試に上記兩金融を通じ年賦及定期貸付金につき之が借主の種類及借主別各期末貸付高を掲ぐれば次の如くであつて、昭和二年十二月末に於ける貸出は、農業者に對するもの第一位を占め、公共團體に對するもの之に亞ぎ、商業者、組合等の順位をなして居る。蓋し對農業者貸出が第一位を占むるは農業が朝鮮の中心産業たるの現狀より來る當然の結果であつて、公共團體に對する貸付の增進は之等團體の文化的施設を反映

借主の種類　公共貸付の借主が公共團體若くは諸産業團體であることは前述の如くであるが

年賦及定期貸付金各期末借主種類別表

期別	公共團體	組合	農業者	工業者	商業者	鑛業者	漁業者	其他	計	○特産業團體の借入
大正十年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十一年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十一年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十二年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十二年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十三年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十三年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十四年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十四年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十五年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和元年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

し、對商業者貸出の伸長は朝鮮物産の增進と商取引の活躍に伴ふ各種施設の充實を物語るものである。而して大正十二、三年頃まで貸出拔群の增額を示して居た對組合貸出は金融組合資金の充實につれて近時減退に傾いて居る。

年賦及定期貸付金各期末借主種類別表

期別	公共團體	組合	農業者	工業者	商業者	鑛業者	漁業者	其他	計	○特産業團體の借入
大正十年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十一年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十一年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十二年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十二年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十三年上半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正十三年下半期末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

擔保品別	大正十年末			大正十三年末			昭和二年末		
	數量	貸付在高	貸擔保品別割合	數量	貸付在高	貸擔保品別割合	數量	貸付在高	貸擔保品別割合
雪	一、三七〇千貫	三、八四〇千圓	三五・四%	二、三四七千貫	三、七七五千圓	二九・四%	四四〇千貫	六、三一三千圓	三五・五%

擔保の種類　産業及公共貸付に於ては其性質により有擔保又は無擔保貸付を取扱ふことは既述の通りであるが當行の本業務につき既往取扱へる擔保品は質田、畑、林野、雜種地、未墾地、建物等の不動産、漁業權其他であつて其年賦及定期貸付の擔保品の内容は次表の通りである。

年賦及定期貸付擔保品別表

擔保品別	大正十年末			大正十三年末			昭和二年末		
	數量	貸付在高	貸擔保品別割合	數量	貸付在高	貸擔保品別割合	數量	貸付在高	貸擔保品別割合
合計	一、六一四	一、九〇三	一〇〇・〇	一、〇〇〇	一、三三〇、四九一	一〇〇・〇	一、〇〇〇	一、三四七、三八四	一〇〇・〇
其他	三	四一九	〇・二	三	一、一七四、三一三	〇・二	三〇	三〇四、三一三	〇・二
北道	一、九一四	一、九三四	一〇・一	一、三七四	一、三〇〇、〇一三	一〇・一	一、四六六	一、三三〇、三六四	一〇・一
南道	一八八	三五五	一・八	一九三	三、八五六、九九	二・九	九九九	二、三七九、七一八	一・七
道	三五二	三、八〇〇、三五九	一九・二	三六七	三、四四六、三五二	一九・二	三四四	三、四六六、三七〇	一九・二
北海道	一、七七三	一、一三五、三一四	五・七	一、〇七〇	一、一一三、三一三	五・七	一、〇七〇	一、一一三、三一三	五・七
安南道	四三五	三、九六七、六五	一九・六	四四六	三、八五六、九九	一九・六	四四六	三、四六六、三七〇	一九・六
平安南道	六三二	三、九六七、六五	一九・六	六八九	六、八九七、六二	一九・六	六八九	六、八九七、六二	一九・六
黃海道	一、〇五六	三、九三一、七八	一九・六	一、〇五六	二、三六五	一・一	一、三七七	一、六七七	〇・八
慶尚南道	一九一	一、〇一三、四六二	五・一	一九六	三、三七四	一・七	三〇四八	三四、七七六一	一・七
慶尚北道	一、〇四七	七〇〇、八一四	三・五	一、〇四七	一、一七四、三一三	五・七	一、一七四	一、三三四、四七二	六・七

借主別	大正十四年上半期	大正十四年下半期	大正十五年上半期	昭和元年下半期	昭和二年上半期	昭和二年下半期	昭和二年末現在合計
	三四、九七五	三九、〇八〇	四四、六三四、三二	四九、五四四、八六	四八、六〇一、六一	四五、二六四、四四	三九六
	一七、九九四、三六〇	一六、八四〇、八九〇	一四、九四二、九七九	一六、二四二、三二九	一四、三五八、一四八	一九、九〇四、八〇八	一四
	四六、三一〇、四七三	四七、五〇〇、四〇四	五〇、四二五、五八〇	五三、六八八、一五五	六一、三四一、一四〇	六四、六五五、七二六	五〇
	四七、五四〇、九七五	四四、七三二、八五八	四〇、八二五、九九五	四一、四六九、九九〇	四三、三〇九、六六八	四三、〇四九、四四二	四〇
	三四、二四二、三五〇	二二、八八三、六五八	二二、九九〇、一九〇	二九、八九三、一〇五	三四、七六二、五九一	三四、七六二、五九一	一四三
	一三、九五一、四〇〇	一五、八八、八八八	一五、四〇、六七七	一四、六五、六四五	一四、一四八、三二	一五、九六、八一一	一
	九六、一〇五、三五三	九五、六四六、六六	八六、四四、九七四	九六、一、九四〇	九六、〇、六四	九九、三、七一一	六
	九、三五五、一九一	七、六六四、〇八〇	四、七一六、一三六	五、六六五、一九六	六、二、六五四、七	七、二、八、八四七	四二
	一三六、七八七、一七五	一三八、四〇四、三九八	一四三、七四一、三五五	一五〇、四三五、四三六	一五九、九三三、八〇四	一七四、三七〇、三八四	一〇〇〇
	二三〇五	二四三	二四〇五	二四〇、九五〇	二四五、五五	二四四三	

貸付金の分布

之等借主は大抵朝鮮内に居住し朝鮮に於て事業を營むを常態とするけれども往々内地其他に居住し朝鮮内に事業を經營する向もある。次に借主の居住地別に從ひ貸付金の分布狀況を示して見る。

年賦及定期貸付借主地方別表

地方別	大正十年末			大正十三年末			昭和二年末		
	口數	金額	金額による割合	口數	金額	金額による割合	口數	金額	金額による割合
京畿道	一、四五七	一三、八七一、四五五	一五‰	三、八九	三六、九九三、五六六	二六‰	三、六〇三	三八、七五五、九五三	三三‰
忠清北道	一、二三三	三、六三三、八九九	四九	一、〇五一	三四、七九二、三五五	二八	一、三三四	四、三〇五、一八九	五一
忠清南道	一、五六一	四、八一四、八六八	五二	一、五六八	七、九二〇、五九五	六三	一、一〇四	一〇、六一九、一四九	六一
全羅北道	三、一二七	九、七四五、五〇〇	一三五	三、〇〇三	一三、〇〇〇、〇四七	一〇一	二、四〇七	一九、八九七、七一六	一一四
全羅南道	一、五三四	五、四一五、一二〇	一四	一、七〇七	七、一六五、九八四	五七	二、六〇四	一四、三三三、三九〇	八三

昭和二年末現在

産業及公共貸付金分布狀況圖表

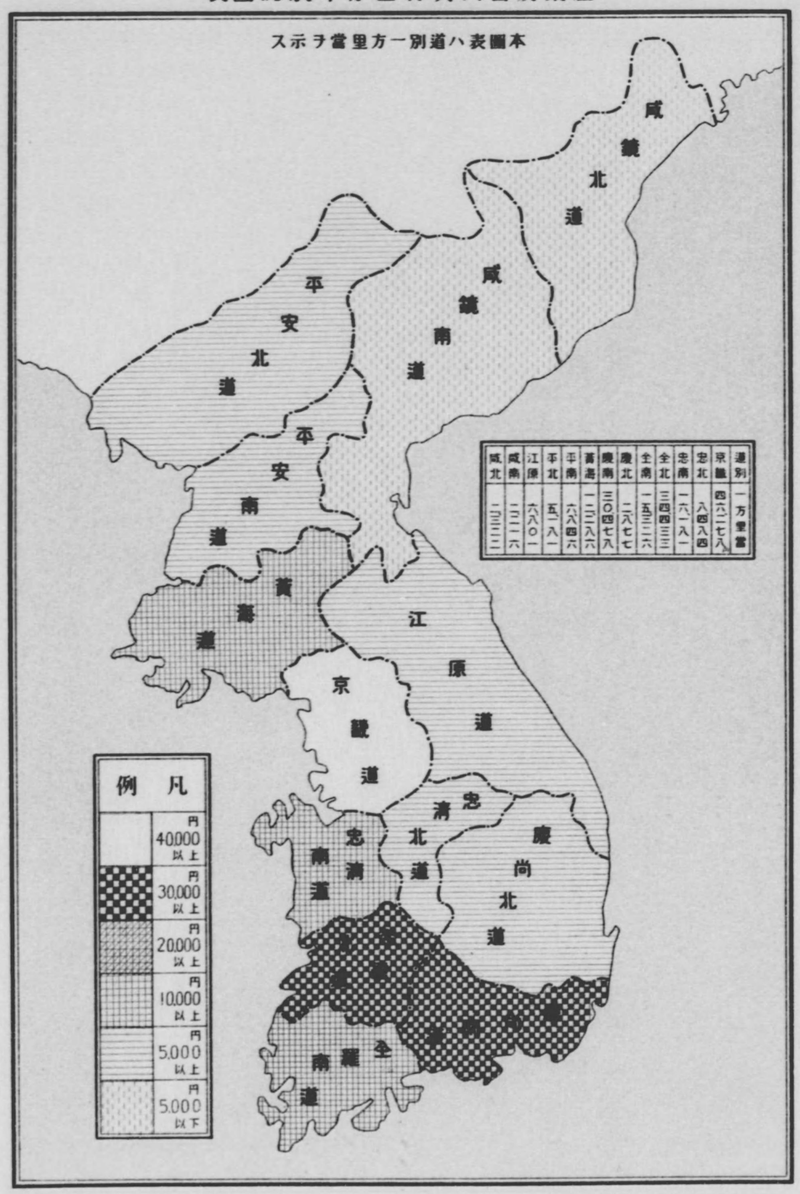

昭和二年末現在

産業及公共貸付金分布狀況圖表

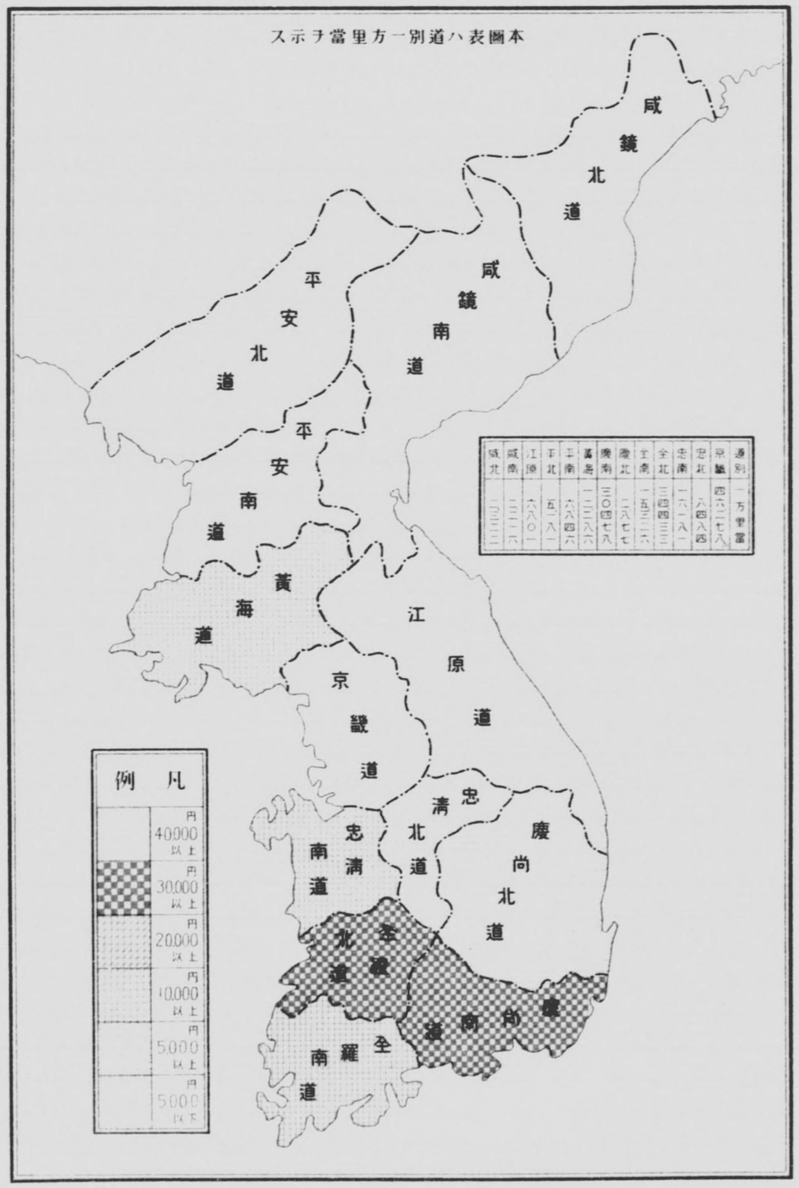

道別	一方里當
京畿	四六二七八
忠北	八四八四
忠南	一八一八一
全北	三四四三三
全南	一五三一六
慶北	二八七七
慶南	三〇四七八
黄海	一三三八六
平南	六八四六
平北	五八一
江原	八八〇一
咸南	一三一一六
咸北	一〇三二一

貸付金の分布

之等借主は大抵朝鮮内に居住し朝鮮に於て事業を營むを常態とするけれども往々内地其他に居住し朝鮮内に事業を經營する向もある、次に借主の居住地別に從ひ貸付金の分布狀況を示して見る。

年賦及定期貸付借主地方別表

地方別	大正十年末			大正十三年末			昭和二年末		
	口數	金額	金額による割合	口數	金額	金額による割合	口數	金額	金額による割合
京畿道	一、四五七口	一、三八七、一四五圓	一七五‰	三、三八九口	二、六九三、五六六圓	三二六‰	三、六〇三口	三、八七五、九五三圓	三三‰
忠清北道	一、三五三	三、六三三、八九九	四九	一、〇五一	三、四七九、三五五	二八	一、三三四	三、一〇四	二五
忠清南道	一、五六三	四、八一四、八六八	六五	一、五六八	七、九二〇、五九五	六三	二、〇〇一	一〇、六一九、一四九	六一
全羅北道	二、一三七	九、七八四、五六〇	二三	二、〇二三	一二、六〇〇、〇四七	一〇一	二、四〇七	一九、八七九、七一六	一二四
全羅南道	一、五三四	五四、一五、二二〇	七四	一、七〇七	七、一六五、九八四	五七	二、六〇四	一四、三三三、五〇	八三
慶尚北道	一、六〇〇	四六、二〇〇、九七三	二、九六	一、〇三〇	一三、八八〇、六三八	一五六	一、〇〇三	九、三五七、一九一	一、五〇五
慶尚南道	一、九五九	四七、三五、九九〇	二一四	二、一八三、六三八	一五、八四〇、三九八	一五六	一、一三四	一三、八四〇、四九八	二、〇三五
黄海道	一、三四四	四六、三〇〇、三五三	一、九〇〇	二、〇三七、三五三	一三、九〇〇、一九〇	一五四	一、二四〇	一〇、三六六、三五三	一、〇〇〇
平南道	一、〇三七	四七、三五、〇四〇	二、〇三〇	二、七六、三五二、九九	一三、八八〇、六三八	一五六	一、二四〇	七、六六四、〇八〇	一、〇〇〇
平北道	一、〇三三	三、三〇、三五二、九九	一、〇三二	二、〇三四、三五二、九九	一三、九〇〇、一九〇	一五四	一、二四〇	一〇、三六六、三五三	一、〇〇〇
江原道	一、〇三三	二、八三、三五二、九九	一、〇三二	二、〇三四、三五二、九九	一三、九〇〇、一九〇	一五四	一、二四〇	九、三五七、一九一	一、〇〇〇
咸南道	一、〇三三	一、〇三、三五二、九九	一、〇三二	一、〇三四、三五二、九九	一三、九〇〇、一九〇	一五四	一、二四〇	一三、八四〇、四九八	一、〇〇〇
咸北道	一、〇三三	一、〇三、三五二、九九	一、〇三二	一、〇三四、三五二、九九	一三、九〇〇、一九〇	一五四	一、二四〇	一〇、三六六、三五三	一、〇〇〇

擔保品別	當	大正十年末			大正十三年末			昭和二年末		
		數量	貸付在高	貸擔保付割合	數量	貸付在高	貸擔保付割合	數量	貸付在高	貸擔保付割合
	千貫		千圓	%		千圓	%		千圓	%
合計	一、三五九、〇五五	二六、一四〇	一六、四〇三、二四〇	二六、三四	二、九〇三	一九、〇三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、三〇〇、〇五〇	三、七二二	一、七四二、〇三三	二、四〇	一六	一、三〇〇、〇五〇	二一	三〇	一、七四二、〇三三	一七
北海道	三、〇四八、〇三三	四、九	一、九八三、〇四〇	二、三五	六四二	三、〇四八、〇三三	二八	三四	一、九八三、〇四〇	三二
南部	一、四九六、三六七	八八	一、六七四、四四四	二、四四	四九六	一、四九六、三六七	一、四九六	九九	一、六七四、四四四	二六
北海道	一、〇一二、七七八	一、三三二	一、〇一二、七七八	一、〇〇〇	一、〇一二、七七八	一、〇一二、七七八	一、〇一二、七七八	一、〇一二、七七八	一、〇一二、七七八	一、〇〇〇
安南道	六三二、六六五	三、九六三、三三五	二、八〇〇、三九九	四四、六六五	二、〇〇〇	一、三三五	七、六四六、三六〇	一、三三五	二、八〇〇、三九九	四、九
安南道	三、九六六、六五	六、三三	二、八六四、〇四一	二、三五四	四、九六六	六、八九七、六六一	六、二九、三三五	一、三三五	二、八六四、〇四一	六、九三三、三三五
海南道	一、〇三五、三三	三、一七二、七八	一、〇三五、三三	一、〇〇〇	一、〇三五、三三	六、二九、三三四	一、〇三五、三三	一、〇三五、三三	一、〇三五、三三	三、一七二、七八
黃海道	一、〇四六、三六	一、三六	一、〇四六、三六	一、〇〇〇	一、〇四六、三六	一、七一五、三六一	一、〇四六、三六	一、〇四六、三六	一、〇四六、三六	一、三六
慶尚道	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇	一、〇〇〇、〇三〇
慶尚道	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇〇〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	一、〇〇〇

擔保の種類　産業及公共貸付に於ては其性質により有擔保又は無擔保貸付を取扱ふことは既述の通りであるが當行の本業務につき既往取扱へる擔保品は畓田、畑、林野、雜種地、未墾地、建物等の不動産、漁業權其他であつて其年賦及定期貸付の擔保品の内容は次表の通りである。

年賦及定期貸付擔保品別表

| 合計 | 保険料 | 保険料 | 保険料

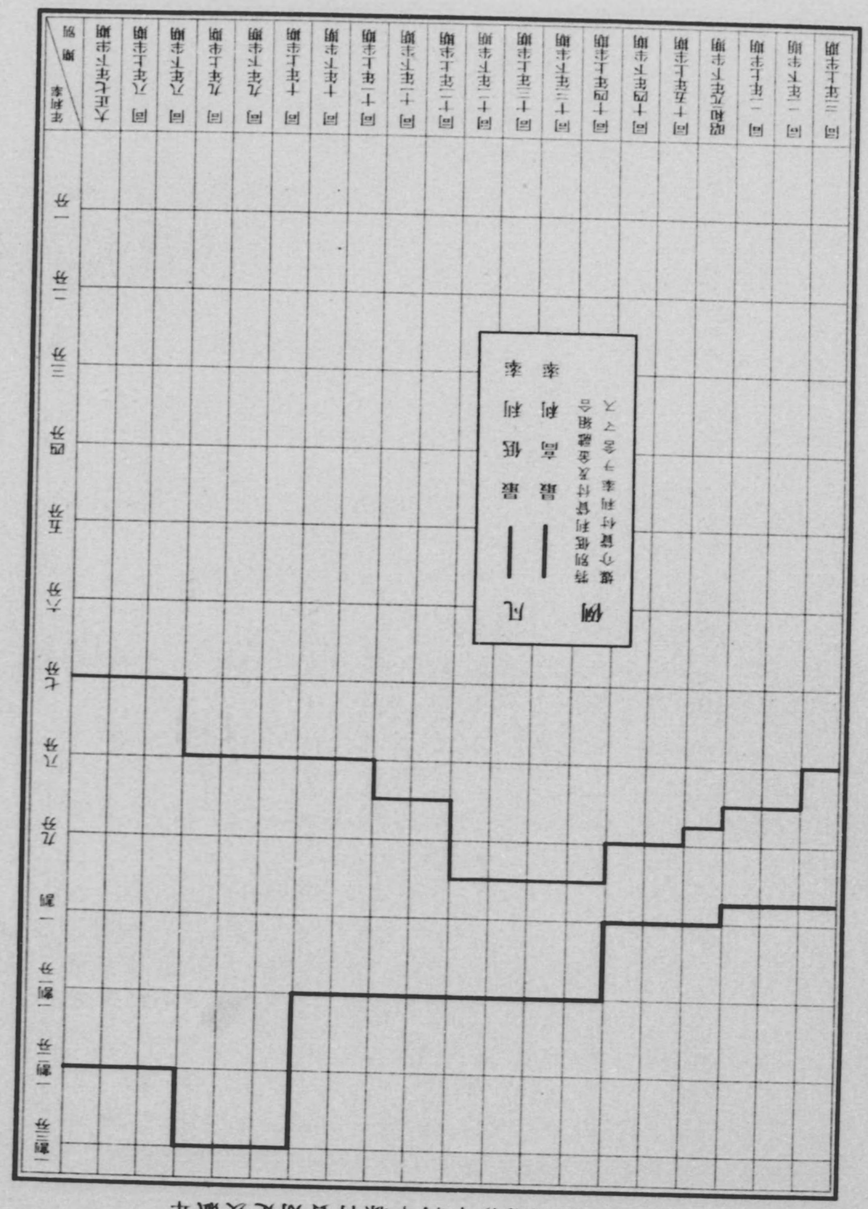

表圖況狀動移率利準標付貸期定及賃宅

年末現在ニ於ケル用途別建物坪數表

用途別	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	大正十三年末	大正十四年末	大正十五年末	昭和一年末	昭和二年末	昭和三年末	昭和四年末	昭和五年末	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末	昭和十五年末
土木	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
鑛業	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
電氣瓦斯業	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
工業	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
商業	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
運輸業	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
業務	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
公益事業	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
教育	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
衛生	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
交通運輸	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
水利事業	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
土地改良	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
森林	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
農業	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
畜産業	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
水産業	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
電氣瓦斯業	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
鑛業	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
土木	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三

年末現在ニ於ケル用途別建物坪數及其割合表

用途別	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	大正十三年末	大正十四年末	大正十五年末	昭和一年末	昭和二年末	昭和三年末	昭和四年末	昭和五年末	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末	昭和十五年末
土木	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
鑛業	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
電氣瓦斯業	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
工業	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
商業	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
運輸業	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
業務	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
公益事業	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
教育	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
衛生	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
交通運輸	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
水利事業	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
土地改良	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
森林	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
農業	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
畜産業	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
水産業	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
電氣瓦斯業	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
鑛業	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
土木	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三

第二節　普通銀行業務

緒　説　銀行が普通銀行業務を営むには工銀行以外の諸銀行と異なり、利便とする点に因るは前述の通りであるが、他の地方に殖んで其存在を見なす事は、地理的に見た銀行分布の上から朝鮮の実情に最も好適するものとせられて居るが、銀行の業務は地理的に見ても、ただ同時に繁盛工銀行時代から執れも普通銀行業務を営業として此業務を補足し来つたに過ぎず、殖産上商業上の関係に基く通の便に富む主要都會地に限られ、其他の地方に於ける普通銀行は、その業務を営業所に於て他の銀行と競争し業務の擴張を図るが如きものも尠からず、之等の地方に於ては進んで金融の疎通に任ずるの方針を採らつゝある。

合計	其他	商業	工業	土地家屋	商業	一般
六二二	五六	四四	四四	六二	四六	一
四四四、六四	四四、六	二四、六	四〇、六	四四、六	二四、六	四六、六

當行が普通銀行業務として前記の如く命令に依て營む營業科目は貸付、當座貸越及諸手形割引の三種であるけれども尙殖産銀行令の規定に基き所謂法定業務として朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付、國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付、爲替、荷爲替、信託業務、預り金及地金銀有價證券の保護預り等の業務を取扱ひつゝある。

之等業務の景況は經濟界の推移に從て時に消長ありしは勿論であるけれども大體に於て順調なる經過を取り着々發展を遂げつゝある、試に預金及貸付につき當行が創業と共に舊農工銀行より承繼せる當時の數字と現在のそれとを比較對照すると、預金は一千百萬圓より五千二百餘萬圓となりて約五倍加し、同貸付金は一千二百六十萬圓より六千六十萬圓となりて之亦約五倍の增加を見て居る、更に法定業務と命令による業務との金額を比較して見ると昭和二年末に於いて法定業務三千九十九萬二千圓、命令業務二千三百六十四萬二千圓合計五千四百六十三萬四千圓である が百分比にして前者は五十七パーセントで後者は四十三パーセントを占めて居る。

預金殘高表

摘要	公金預金	定期預金	當座預金	預金別當座	其他	合計	預金殘高に對する指數
大正七年一月末	六一千圓	二三五千圓	二四〇千圓	四、六一千圓	五六四千圓	二一〇千圓	100
大正七年下半期末	一、三三二	二一八	四、三四〇	五、六八〇	一、三六六	四、三四〇	二〇五
大正八年上半期末	一、六六八	七、六三二	四、三四四	五、七九九	三、三三八	三〇、三七一	二〇五
大正八年下半期末	一、六四〇	一〇、三二	六、一九七	五、七三五	九〇三	三、九一六	二九〇
大正九年上半期末	二、三六一	九、四五九	五、六一九	五、八一九	六、五四〇	三、九七七	二七〇
大正九年下半期末	二、三九八	九、三二六	五、四三二	五、八一六	二、九七七	三、三一八	二三一
大正十年上半期末	二、九四四	二、九三六	七、二三七	七、九九九	八〇三	三、六〇七	二五九
大正十年下半期末	四、六一六	一四、八六八	七、四一九	八、三六六	一、九六	三、七〇六	二六六
大正十一年上半期末	四、七三七	一四、三四九	六、八四七	八、一四八	一、八六七	三、九四〇	二六六
大正十一年下半期末	五、四三〇	一四、五六六	六、三四四	七、一〇三	一、六〇三	三、一八八	二三八
大正十二年上半期末	五、四七一	一六、〇三七	七、一八三	八、八一六	四、六八八	四、二九六	二五六
大正十二年下半期末	五、四三三	一三、三三七	八、五九九	八、三九九	四、六〇七	四、〇三六	二四九
大正十三年上半期末	四、四三三	一四、六六六	八、九四四	九、〇〇六	九、八七四	四、一〇六	二四〇
大正十三年下半期末	四、九六六	一六、一一一	七、八九九	八、三四四	六、六七七	四、九八八	二九九
大正十四年上半期末	四、六九九	一八、四七七	六、九四〇	九、一三三	一三、九六三	五、一一〇	三〇三
大正十四年下半期末	六、六九九	一七、七九九	七、三五〇	八、六一	八、六〇三	四、九四六	二四八
大正十五年上半期末	五、七三七	二〇、一一三	六、九四四	九、四一四	五、一一〇	五、三四四	二四八
昭和元年下半期末	五、七五三	一〇五、一一三	七、五三三	八、〇三六	三、九〇一	五、六九九	二四八
昭和二年上半期末	五、〇四四	二三、三九七	七、〇三八	八、八一九	三、〇三一	四、七六三	二四〇
昭和二年下半期末	六、五四四	二二、〇七一	七、四六六	一〇、九〇一	六、一一六	五、三四八	二四六

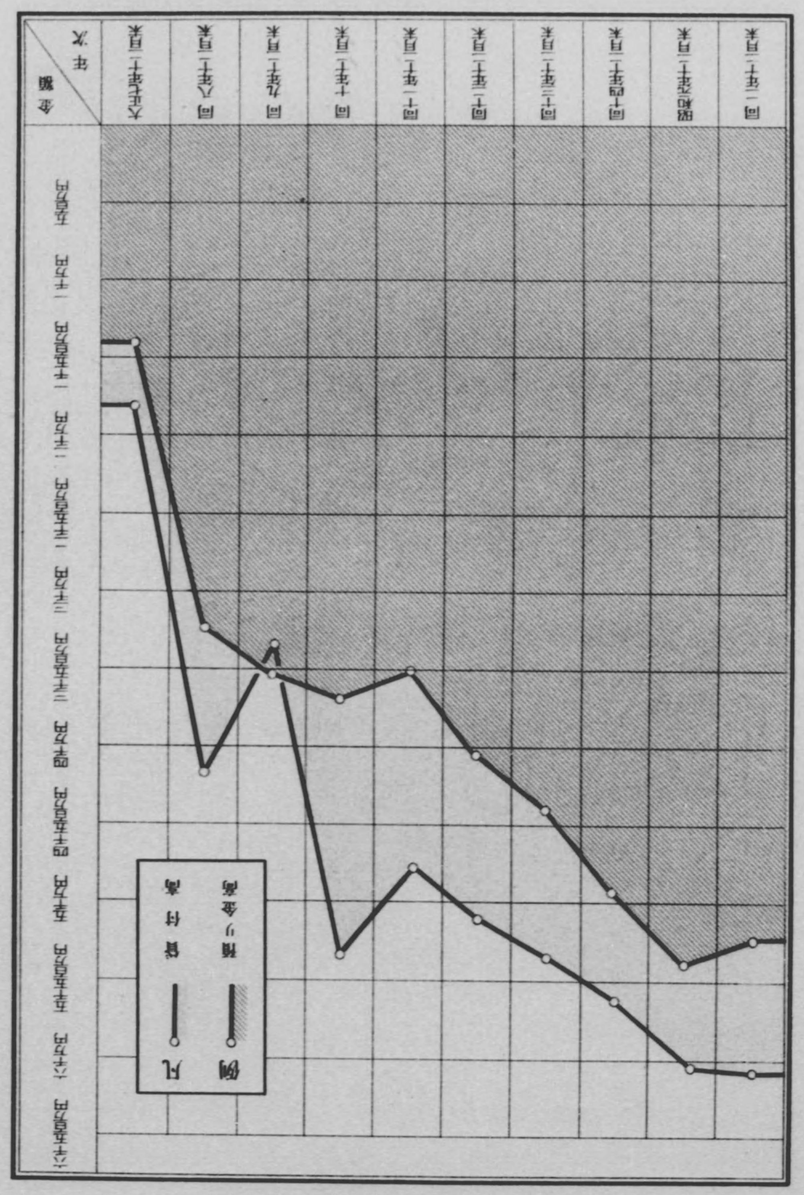

表圖高在付貸金商務業行銀通普

| 年次 | 同一千二百万円 | 同一千三百万円 | 同一千四百万円 | 同一千五百万円 | 同一千六百万円 | 同一千七百万円 | 同一千八百万円 | 同一千九百万円 | 同二千百万円 | 同二千一百万円 | 同二千二百万円 | 同二千三百万円 | 同二千四百万円 | 同二千五百万円 | 同二千六百万円 | 同二千七百万円 | 同二千八百万円 | 同二千九百万円 | 同三千百万円 | 同三千一百万円 | 同三千二百万円 | 同三千三百万円 | 同三千四百万円 | 同三千五百万円 | 同三千六百万円 | 同三千七百万円 | 同三千八百万円 | 同三千九百万円 | 同四千百万円 | 同四千一百万円 | 同四千二百万円 | 同四千三百万円 | 同四千四百万円 | 同四千五百万円 | 同四千六百万円 | 同四千七百万円 | 同四千八百万円 | 同四千九百万円 | 同五千百万円 | 同五千一百万円 | 同五千二百万円 | 同五千三百万円 | 同五千四百万円 | 同五千五百万円 | 同五千六百万円 | 同五千七百万円 | 同五千八百万円 | 同五千九百万円 | 同六千百万円 | 同六千一百万円 | 同六千二百万円 | 同六千三百万円 | 同六千四百万円 | 同六千五百万円 | 同六千六百万円 | 同六千七百万円 | 同六千八百万円 | 同六千九百万円 | 同七千百万円 | 同七千一百万円 | 同七千二百万円 | 同七千三百万円 | 同七千四百万円 | 同七千五百万円 | 同七千六百万円 | 同七千七百万円 | 同七千八百万円 | 同七千九百万円 | 同八千百万円 | 同八千一百万円 | 同八千二百万円 | 同八千三百万円 | 同八千四百万円 | 同八千五百万円 | 同八千六百万円 | 同八千七百万円 | 同八千八百万円 | 同八千九百万円 | 同九千百万円 | 同九千一百万円 | 同九千二百万円 | 同九千三百万円 | 同九千四百万円 | 同九千五百万円 | 同九千六百万円 | 同九千七百万円 | 同九千八百万円 | 同九千九百万円 | 同一千百万円 | 同一千一百万円

貸付金の擔保　之等貸付金の擔保品は國債、地方債、社債、株式、諸證券、貨物、土地建物其他であつて其擔保品別貸付高の消長は次の通りである。

普通銀行業務貸付金擔保別表

摘要	國債	地方債	債社	株式	證券	商品	土地	其他	信用	合計
大正七年末	三千圓	一千圓	四千圓	四千圓	二千圓	六千圓	二千圓	三千圓	一〇、六七千圓	二一、三三千圓
大正八年末	三	一	一〇	二、三三二	八〇	一〇、四四一	四、三一六	二、三七〇	一七、七七六	四一、六八四
大正九年末	七二	一	三〇	二、八一九	四二九	五、一五九	一、八七二	五、八二〇	一五、九一六	三〇、〇六四
大正十年末	三七	一	四九	三、八三二	一、四八四	八、三五三	一、四三七	八、六五三	二、八九四	五三、二二一
大正十一年末	二二	一	七〇	二、九五九	六、七四六	七、一九〇	五、七七	一、四七	一七、三八六	四七、六三四
大正十二年末	四四	一	四六	二、三四七	四、四八六	七、七七〇	四、七〇	一、四四六	一四、〇四三	五一、〇六八
大正十三年末	二八	一	七四	三、五八一	三、四三八	九、八八一	九、五一	一、四八三	二一、八四八	五三、七三一
大正十四年末	四七	一	一四	三、七九〇	四、一四四	一〇、七七〇	一一、〇五三	一、四七四〇	一九、七九九	五六、一〇六

品目	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
清酒	四、三五〇	四、〇〇〇	三、六四二	三、四六〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
醤油	二、八〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麦酒	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他飲料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煙草	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木材	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
建築材	四、三〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
魚介	四、三〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

品目	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
木炭	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他燃料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	四、四〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
薬品	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他雑品	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

産業	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
蚕糸	四、〇〇〇	三、六四〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蚕種	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
繭	四、〇〇〇	三、六四〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生糸	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
真綿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蚕糸	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
綿糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木綿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麻布	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
絹布	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
絹糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
薪	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

産業	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
大豆	四、〇〇〇	三、六四〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
玄米	四、〇〇〇	三、六四〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
白米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大麦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麦粉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麦酒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
清酒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
醤油	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他飲料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煙草	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
建築材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
魚介	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

産業	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
柿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蘭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麻	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
苧	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蘭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大豆	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
白米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
玄米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
豆	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
皮革	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
布	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
花	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

貨物運輸保管貸付種別表

（単位圓）

種別	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
貨物運輸	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保管	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
貸付	三、六〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
在高	四、〇〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
	昭和元年	昭和二年										
貸付	三、六〇〇	三、〇〇〇										
在高	二、〇〇〇	二、〇〇〇										

産業	明治	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
蚕糸	四、〇〇〇	三、六四〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六四〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蚕種	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
繭	四、〇〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六四〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
生糸	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
真綿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蚕糸	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
綿糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木綿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麻布	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
絹布	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
絹糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木材	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
薪	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一〇、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

計	一、九〇七、七三五	一、三四八、四三二	三七一、四三六	三三〇、七三三	一〇〇、〇〇〇	一、六八七、三九三	九四四、六七七
合計	七、三四八、八〇〇	二、〇〇四、〇〇〇	七、八六六、六三七	八、八三二、三二一	二、〇〇四、〇〇〇	三、三三七、一九四	一〇、四八六、三三一	二、三八〇、三二二

第三節　貯蓄預金業務

概況　貯蓄預金業務は當行の前身たる農工銀行時代には之が取扱のことなく當行創立後の新設にかゝるものである。即ち大正八年四月二十五日之が取扱ひ承認方を朝鮮總督宛て申請同年五月一日指令接受九月一日本支店一齊にこの業務を開始したのである。

朝鮮には未だ貯蓄銀行に關する規定がないので當行を始め二三の普通銀行、金融組合などで預金業務の一種として貯蓄預金業務を兼營しては居るが大體内地に於ける貯蓄銀行經營に範をとり各自思ひ思ひの方法を試みて居るといふ狀態で今猶經驗の時代を脱して居ない、當行が特に貯蓄預金業務の開設を思ひ立つた理由は當時の三島頭取が時の長谷川總督にあて提出した申請書によりて之を明かにすることが出來同時に本申請書は當時に於ける此方面の事情を説明するに足る資料であると思ふ。

貯蓄預金取扱に關する件

貯蓄預金業務成績圖表

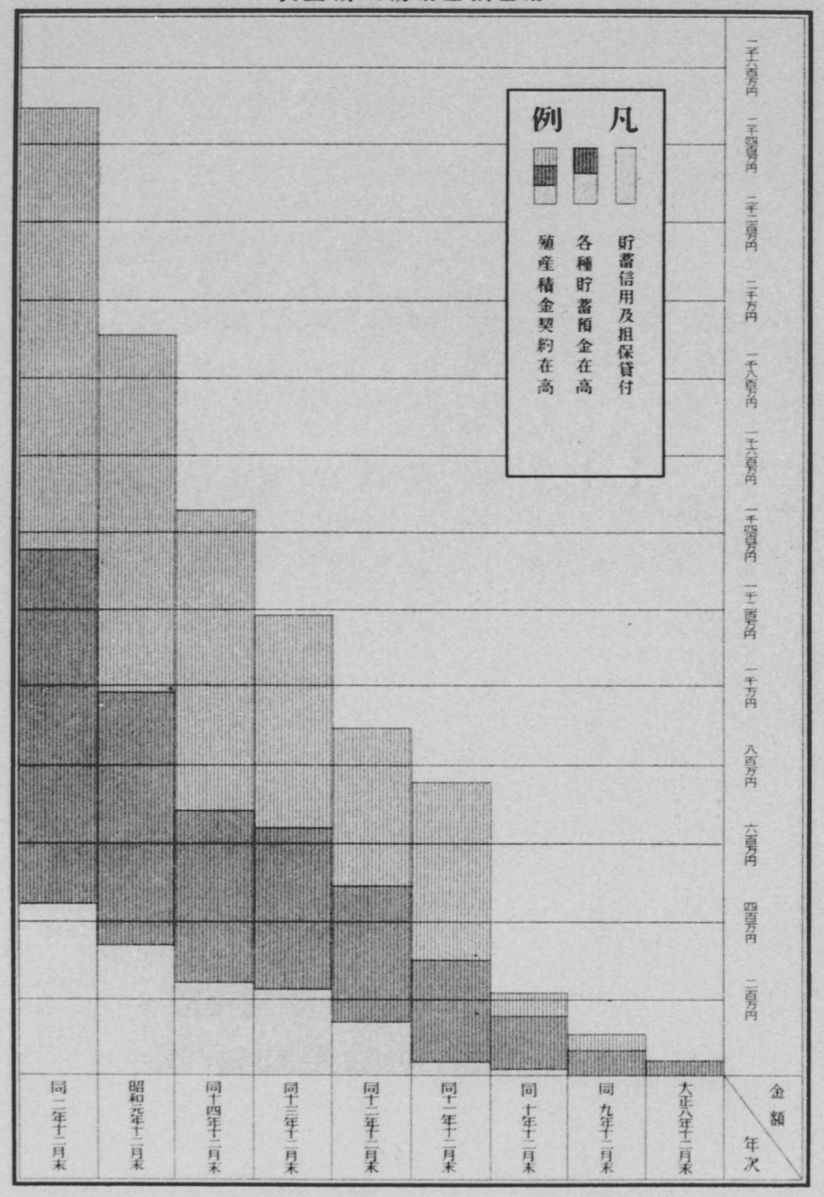

輓近朝鮮ノ產業ハ異常ナル發達ヲ遂ケ從テ一般財界ノ膨脹ト國民經濟ノ發達亦著シキモノ有之候同時ニ勤儉貯蓄ノ思想乃至其ノ實績稍顯著ナルモノアルニ臻リシハ寔ニ喜ハシキ現象ト存候今其ノ主ナルモノヲ擧クレハ郵便貯金、金融組合貯蓄預金其他道、府、郡ノ施設ニカヽル各種貯蓄組合ノ貯蓄等ニシテ夫等當局者ノ熱心ナル奬勵ハ漸次良好ナル成績ヲ擧ケツヽアリト雖之ヲ內地又ハ外國ノ夫レニ對比セハ漸ク其緒ニ就キ一歩ヲ進メタルニ不過將來之カ奬勵施設ノ一層緊切ナルモノアルヲ感スル所ニ候

而シテ貯蓄ノ發達ハ國民ノ思想及經濟ノ發達如何ニ負フモノ多シト雖貯蓄機關ノ整否ト奬勵方法ノ巧拙亦與テ力アルハ此種內外の事績ニ徵シ明カナル所ニ候當行ハ現今ノ實情ニ鑑ミ且ツ當行カ朝鮮樞要ノ地ニ五十有餘ノ支店又ハ派出所ヲ有シ貯蓄機關トシテ最モ適當ナル地位ニ在ルヲ自認シ將來之カ適切ナル施設ニ努メ度存念ニ有之候就テハ其ノ具體的方法ニ關シテハ充分考究ノ上更ニ御報告可仕候得共差當リ當行預金業務ノ一種トシテ內地貯蓄銀行條例第一條ニ列記セル種類ノ貯金業務ヲ營ムコトニ致度候ニ付右事情御諒察ノ上御承認被下度情ヲ具シ此段申請候也

更にかくして集めらるべき貯蓄預金の運用其の他については承認と同時に朝鮮總督により當行に與へられたる指令によつて明かにせられ之に依りて運用せられつゝある當行の貯蓄預金が

如何に有効に各方面に利用せられつゝあるかを窺ひ知ることが出來やう。

記

一、貯蓄ノ方法ニ依リ吸收シタル資金ノ運用ハ左ノ各號ニ掲クルモノニ限ルヘシ

一、府、面、學校組合、水利組合、其他公共團體ニ對スル貸付

二、金融組合、漁業組合其他營利ヲ目的トセサル産業ニ關スル法人ニ對スル貸付

三、國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ノ所有

四、公共團體ノ債券ノ引受

前各號ニ掲クル投資運用方法及其條件ニ付テハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

二、貯金ヲ見合トシテ貯金者ニ貸付ヲ爲シ又ハ貯金者ニ特殊ノ利益ヲ付與シテ貯蓄ノ奬勵ニ資セムトスル場合ハ其ノ方法ヲ定メ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

三、貯蓄ノ業務ハ他ノ業務ト區分整理シ其ノ收支損益ヲ明瞭ナラシムヘシ

四、貯蓄業務ノ爲一部局ヲ設ケ擔任ノ理事ヲ定ムヘシ

五、貯蓄業務ニ關シテハ毎月一回其ノ狀況ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

我が貯蓄銀行業務は前述の如き抱負の下に開始せられたものではあるけれども朝鮮の如く經濟的發達尙甚だ幼稚なるに加へ多年の慣習上資金蓄積の念に乏しき一般民衆をして能く此趣旨

を了解せしめ其實績を擧ぐるといふことは實に容易の業ではなかつた。從つて其當初にあつては貯金の種類も唯普通貯金の一種を取扱つたに過ぎなんだのみならず其勸誘も自ら範を示して後衆に及ぼすの法を採り頭取以下行備員の末に至る迄協力一致して貯金業務開始の第一日より毎月一定額の貯金をすることにした。

次で翌九年九月一日貯蓄業務開始一周年記念日をトし貯金の種類に殖産積金、定期貯金、據置貯金の三種を加へ以て貯金者の便宜を圖るとともに他方漸を逐うて活動寫眞班の地方巡回、貯金函の配布、貯金宣傳印刷物の頒布、勸誘員の差遣等極力貯蓄預金の勸誘に努めたる結果幸にして左表に示すが如く着々其成績を擧げ今や預金在高一千三百五十一萬餘圓を算するの盛況を見るに至つた。

貯蓄預金在高表　（單位圓）

期別	普通貯金	殖産積金	定期貯金	據置貯金	合計
大正八年下半期末	三九五、三三〇	—	—	—	三九五、三三〇
大正九年上半期末	五八六、〇一九	—	—	—	五八六、〇一九
大正九年下半期末	六八〇、八七三	二八、七〇七	一三、四七三	一三、七五一	七三五、八〇三
大正十年上半期末	八七七、六七七	一八七、八六〇	三四、二八六	三八、五三六	一、一三八、三五一

殖産積金　右各種貯金の内殖産積金は勝め一定の限度を定め其限度に達する迄三箇年を期し毎月一定額を預け入れしむるの條件を以て積金の取入に就ては特に力を用ひ一般行員をして貯金として最も効果あるものなるが故に此積金実約の取入に就て積金を蓄積せしむると共に大正十四年七月新に貯蓄外務員の制を設け専門の勧誘員を置き之に能率本位の給與を行ひ其取扱を致さしむるの法を實施し略豫想に近き成績を擧げて居る其契約口數及

期別	契約口數	契約金額	未契約口數	未契約金額
大正九年下半期末	一、〇〇〇	六四、六七四	四、〇三八	一、八九四、〇〇〇
大正十年上半期末	一、二二、一	七五、九七九	四、一四四	一、九五〇、〇〇〇
大正十年下半期末	一、三七四	八三、四四〇	四、二一一	一、九七〇、〇〇〇
大正十一年上半期末	一、五九一	一〇七、六七一	四、二六六	一、九七〇、〇〇〇
大正十一年下半期末	一、七四〇	一二六、八四〇	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十二年上半期末	一、八三三	一四五、七四一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十二年下半期末	一、九二一	一六〇、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十三年上半期末	二、〇二六	一七五、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十三年下半期末	二、一二〇	一八六、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十四年上半期末	二、二二〇	一九七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十四年下半期末	二、三二〇	二〇七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
大正十五年上半期末	二、四二〇	二一七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
昭和元年下半期末	二、五二〇	二二七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
昭和二年上半期末	二、六二〇	二三七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇
昭和二年下半期末	二、七二〇	二四七、〇七一	四、二七〇	一、九七〇、〇〇〇

契約高表　殖産積金契約高表位の給與を行ひ其取扱を重ねしむるの法を實施し略豫想に近き成績を擧げて居る其契約口數及契約金額累加の狀況は左表に依て明らかである。

期別	契約口數	契約金額	増加高	未契約口數	未契約金額	現在高
大正九年下半期末	三、四二〇	一、八九六、〇〇〇				
大正十年上半期末	四、二一一	二、〇七〇、〇〇〇	一七四、〇〇〇	三、四二〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
大正十年下半期末	四、二六六	二、二〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三、二一一	一、二七〇、〇〇〇	一、二七〇、〇〇〇
大正十一年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二六六	一、二四〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇
大正十一年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十二年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十二年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十三年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十三年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十四年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十四年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
大正十五年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
昭和元年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
昭和二年上半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
昭和二年下半期末	四、二七〇	二、二七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三、二七〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇

昭和二年上半期	二、七六三	一、六二二、二〇〇
昭和二年下半期	八、八二一	三、九〇三、八〇〇

貯金の運用　貯蓄預金の運用は貯金者に其貯金を見合として貸付を爲す場合を除き前記指令の示す如く其運用範圍を府、面、學校組合、水利組合、其他の公共團體に對する貸付又は其發行債券の引受、金融組合、漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する貸付竝に國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券の所有に限られて居り、恰かも內地に於ける貯蓄銀行が資金運用上に峻嚴なる制限を加へられて居ると同樣である、蓋し零細なる貯金者の爲めに其貯金の安全を保障せむとする當局の用意に出づるものなるは論を俟たない、尙貯金者に對しては信用若は貯金擔保によつて一定額の貸出を取扱つて居るが之が各期末貸出在高は次表の通りであつて最近四百四十一萬餘圓に達してゐる。

貯金擔保竝信用貸付在高表　（單位千圓）

摘要	大正十年 上半期末	大正十年 下半期末	大正十一年 上半期末	大正十一年 下半期末	大正十二年 上半期末	大正十二年 下半期末	大正十三年 上半期末	大正十三年 下半期末	大正十四年 上半期末	大正十四年 下半期末	昭和元年 上半期末	昭和元年 下半期末	昭和二年 上半期末	昭和二年 下半期末
貯金擔保貸	二	一三	三八	八	一六三	三九	三九	五三四	五四	四四四	五三	六七三	八四一	一〇三二
貯金信用貸	一	三五	八	三八	四九九	一、一四一	一、二四八	一、七三三	一、八二一	二、〇三一	二、二二〇	二、八〇九	三、一五三	三、三八七
合計	二	三六	一二七	三〇八	六六三	一、四六一	一、六八八	二、二七七	二、三六六	二、四五六	二、七三三	三、四八一	三、九九三	四、四一八

第五章　朝鮮殖産債券

第一節　債券の性質

當行が朝鮮に於ける産業及公共金融の疏通を以て主なる使命となすは前段已述の通りである、而してこれらの貸出は其性質上長期にして且つ低利なるを必要とするを以て之れが貸出資源も亦可成低利、長期の債券に待たなければならないことは言ふ迄もない、此れ日本勸業銀行に於て「勸業債券」を發行するが如く其他特殊勸業金融機關皆其揆を一にする所であるが、當行も亦殖産銀行令の定むる所に依り「朝鮮殖産債券」を發行する特典を與へられて居る、但し其發行總額に關しては最初拂込資本金の十倍と限定せられて居たが大正十三年四月現行の如く十五倍と改められ右限度內と雖年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高及殖産銀行令第十六條第十號の規定に依り應募又は引受たる債券及社債券現在高を超過することを得ざるの規定である、尙當行債券は其額面十圓以上なることを要するが實際今日迄の公募債券は額面百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓等の大券のみである、又無記名利札附を原則として居るけれども應募者又は所有者の希望によつて記名

式となすことが出來る。債券の發行は募集の方法を取るを普通とするけれども額面二十圓以下の債券を發行する場合には期間を定めて賣出の方法によることも出來る。

前述の如く當行債券は當行に於ける年賦及定期債還貸付金現在高竝に公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受現在高を超過することを得ざるを以て發行債券は總て不動産擔保貸付又は道、府、面、學校組合、水利組合等の公法人又は金融組合其他確實なる方面に對する投資を實質上見合として保有せる譯である。加ふるに當行業務は當局の周到なる監督の下に堅實なる方針により遂行せられつゝあるを以て其債券が確實なる投資物なるは疑なき事實である。されば「朝鮮殖産債券」は獨に其筋により貯蓄銀行の供託金に代用すべき有價證券中に加へられ內地市場にありても一流債券の間に互し常に多大の聲價を博しつゝある。左に本債券の分布狀況を示すことにするがこの表によりても當行社債の大部分は主として內地に於いて消化せられて居り殊に東京、大阪の兩地方に於いて其の分布の最も厚きを知ることが出來る。此事實は今日尙朝鮮自體に債券應募力の乏しきを示すと共に當行が過去十年の間內地資金の厚き後援に浴せるを裏書するもので內地に於ける資本家竝に證券業者の間に當行を理解するものゝ多きを致せるの結果であらねばならぬ。

昭和二年末現在

朝鮮殖産債券分布圖

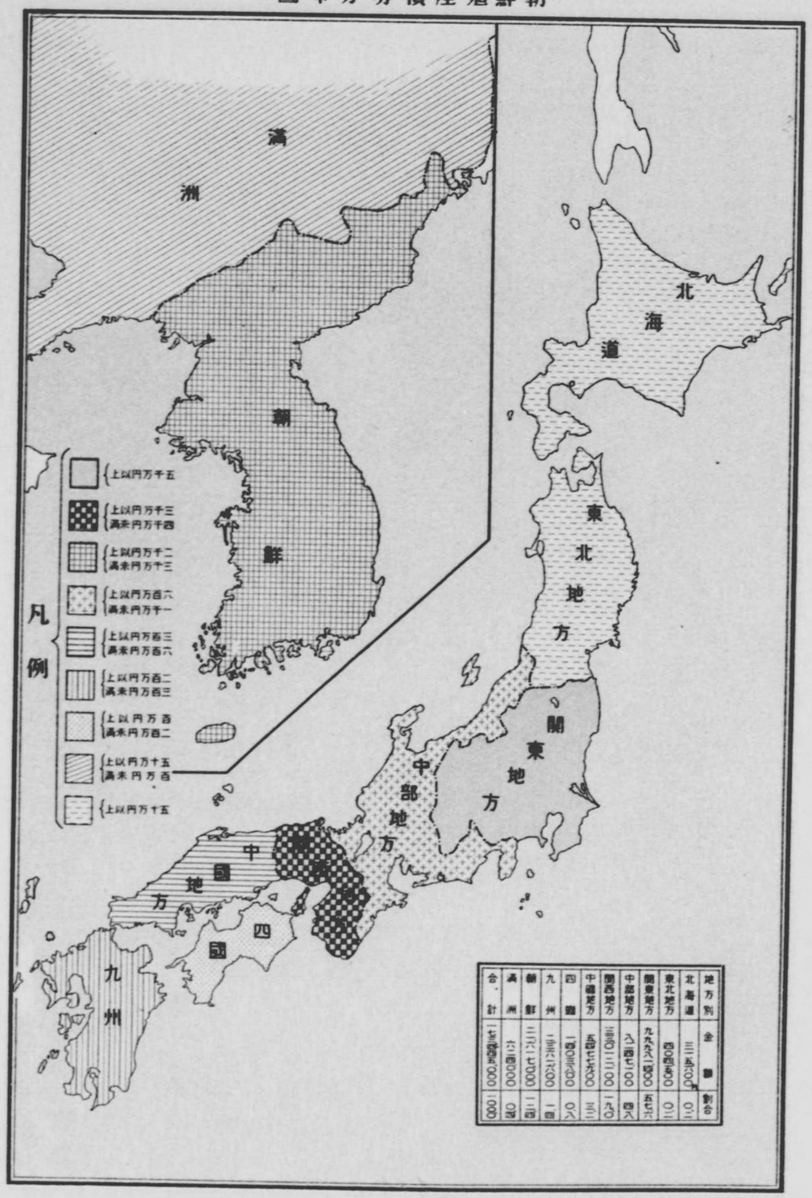

地方別	金額	割合
北海道	三三五〇〇	〇・二
東北地方	四〇四五〇〇	〇・二
關東地方	九九九八一四〇〇	五七・六
中部地方	八八四七〇〇	四・八
關西地方	三三〇二二〇〇	一八・〇
中國地方	五四七五六〇〇	三・二
四國	一四〇三四〇〇	〇・八
九州	一三六一六〇〇	一・四
朝鮮	二一六一七四〇〇	一二・四
滿洲	六一四〇〇〇	〇・四
合計	一七二四九〇〇〇	一〇〇・〇

式となすことが出來る。債券の發行は募集の方法を取るを普通とするけれども額面二十圓以下の債券を發行する場合には期間を定めて賣出の方法によることも出來る。

前述の如く當行債券は當行に於ける年賦及定期償還貸付金現在高並に公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受現在高を超過することを得ざるを以て發行債券は總て不動産擔保貸付又は道、府、面、學校組合、水利組合等の公法人又は金融組合其他確實なる方面に對する投資を實質上見合として保有せる譯である。加ふるに當行業務は當局の周到なる監督の下に堅實なる方針により遂行せられつゝあるを以て其債券が確實なる投資物なるは疑なき事實である。されば「朝鮮殖産債券」は嚮に其筋により貯蓄銀行の供託金に代用すべき有價證券中に加へられ内地市場にありても一流債券の間に互し常に多大の聲價を博しつゝある。左に本債券の分布狀況を示すことにするがこの表によりても當行社債の大部分は主として内地に於いて消化せられて居り殊に東京、大阪の兩地方に於いて其の分布の最も厚きを知ることが出來る。此事實は今日尙朝鮮自體に債券應募力の乏しきを示すと共に當行が過去十年の間内地資金の厚き後援に浴せるを裏書するもので内地に於ける資本家並に證券業者の間に當行を理解するものゝ多きを致せるの結果であらねばならぬ。

昭和二年末現在

朝鮮殖産債券分布圖

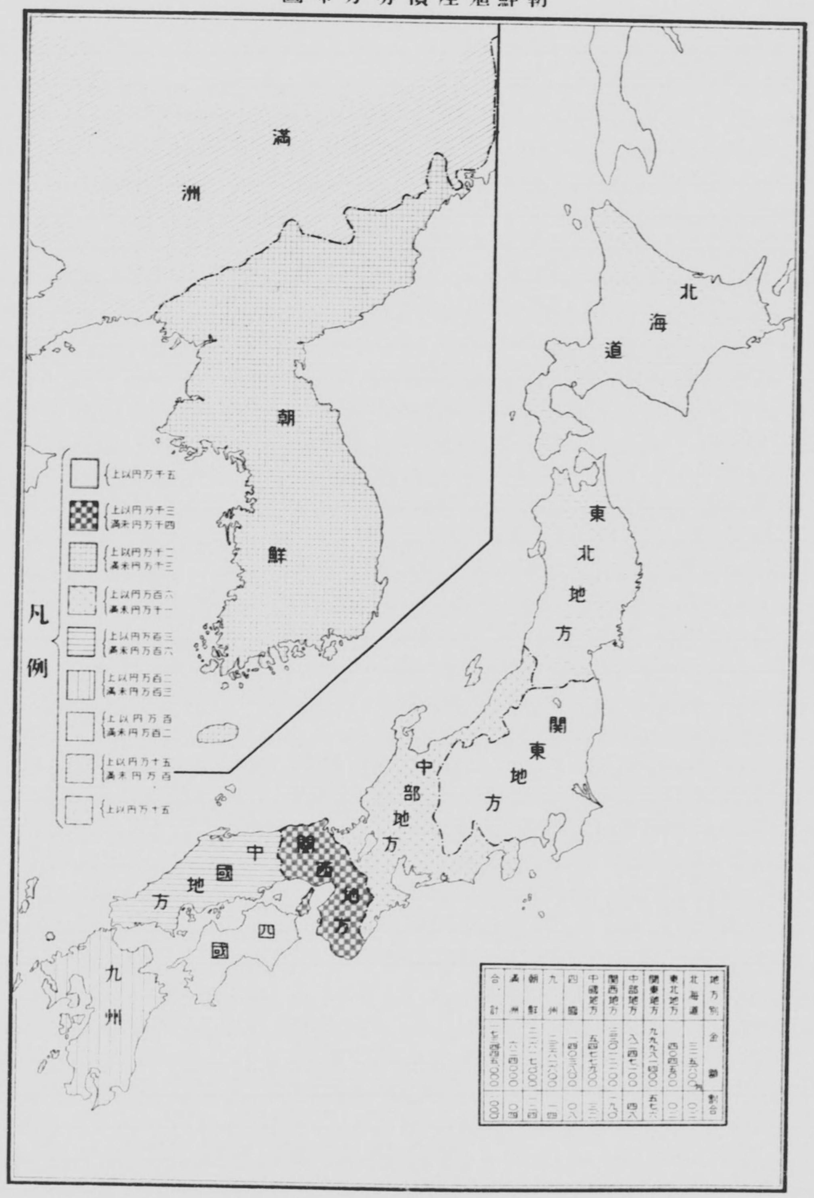

地方別	金額	割合
北海道	三五〇〇〇	〇・三
東北地方	四〇五〇〇〇	〇・二
關東地方	九九六〇〇〇	五・七
中部地方	八一四〇〇〇	四・八
關西地方	三四〇二〇〇〇	一・九
中國地方	五四七〇〇〇	三・二
四國	四〇六〇〇〇	〇・二
九州	三六八〇〇〇	一・四
朝鮮	二二二〇〇〇	一・四
滿洲	六四〇〇〇	〇・四
合計	七四九〇〇〇	〇・〇

殖産債券地方別分布状況表

地方別	大正十年末 額面金額	大正十年末 割合	大正十三年末 額面金額	大正十三年末 割合	昭和二年末 額面金額	昭和二年末 割合
北海道	八二〇〇圓	一%	三四一、九〇〇圓	二%	三三六、六〇〇圓	二%
東北地方	四四、〇〇〇	二	一九、〇〇〇	二	四四、三〇〇	二
關東地方	三一四、六七〇、〇〇〇	六六	六二、三六八、一〇〇	三七	九九、九一四、〇〇〇	三六
中部地方	三八六、八六〇、〇〇〇	九	八九、九八〇、〇〇〇	五	八二四、七〇〇	四
西部地方	二、二三三、〇〇〇	三九	三四、六二一、三〇〇	二九	三四〇、二〇一、一〇〇	一九
國外地方	六四九、六〇〇	一三	三三六、六四〇、〇〇〇	三〇	五四七、九〇〇	一八
內地計	五三七、八〇〇	二	八三、三〇〇	七	一、四〇三、八〇〇	一四
朝鮮	二〇三、一〇〇	四	八三、八〇〇	七	三三六、一、六〇〇	一四
滿洲	四七三、六七〇、〇〇〇	九四	一一一、一〇八、〇〇〇	九二	二三二、四〇二、〇〇〇	八七
合計	一、九二三、〇〇〇	一	六六、一六七、〇〇〇	五六	二一六、七〇〇、〇〇〇	一三
計	四九三、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇	一二八、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇	一七三、四三六、〇〇〇圓	一〇〇

第二節　發行

當行が創業以來昭和二年末までに發行したる債券回數は既に六十二回を算し其金額一億六千

百三十三萬五千圓に上つて居る、內四千三百五十萬五千圓は大藏省預金部の引受にかゝり二億一千七百八十三萬圓は公募又は銀行其他の引受によるものである、此外に舊農工銀行より承繼した債券三百萬圓がある、以上各債券の內には既に償還期限到來して全部若は一部の償還を行ひたるものもある、創業以來各期に於ける債券發行償還の狀況は左の通りである

債券發行高表

期別	繰越高	當期發行高	當期償還高	期末殘高	承繼發行高を一〇〇とする指數
大正七年十月一日農銀より承繼	圓 三,000,000	圓 —	圓 —	圓 3,000,000	100
大正七年下半期	3,000,000	—	—	3,000,000	100
大正八年上半期	3,000,000	2,000,000	—	5,000,000	167
大正八年下半期	5,000,000	12,500,000	—	17,500,000	583
大正九年上半期	17,500,000	7,000,000	—	24,500,000	817
大正九年下半期	24,500,000	9,000,000	500,000	33,000,000	1,100
大正十年上半期	33,000,000	9,000,000	1,000,000	41,000,000	1,367
大正十年下半期	41,000,000	8,000,000	2,000,000	47,000,000	1,567
大正十一年上半期	47,000,000	13,000,000	1,000,000	59,000,000	1,967
大正十一年下半期	59,000,000	24,500,000	3,000,000	81,500,000	2,717

（一其）ータスポ用集募券債

百三十三萬五千圓に上つて居る、内四千三百五十萬五千圓は大藏省預金部の引受にかゝり二億一千七百八十三萬圓は公募又は銀行其他の引受によるものである、此外に舊農工銀行より承繼した債券三百萬圓がある、以上各債券の内には既に償還期限到來して全部若は一部の償還を行ひたるものもある、創業以來各期に於ける債券發行償還の狀況は左の通りである

債券發行高表

期別	繰越高	當期發行高	當期償還高	期末殘高	承繼發行高を一〇〇とする指數
大正七年十月一日農銀より承繼	三,000,000圓	—	—	三,000,000圓	一〇〇
大正七年下半期	三,000,000	—	—	三,000,000	一〇〇
大正八年上半期	三,000,000	三,000,000	—	五,000,000	一六七
大正八年下半期	五,000,000	一三,五00,000	—	一七,五00,000	五八三
大正九年上半期	一七,五00,000	七,000,000	—	二四,五00,000	八一七
大正九年下半期	二四,五00,000	九,000,000	五0,000	三三,四五0,000	一,一一五
大正十年上半期	三三,四五0,000	九,000,000	一00,000	四二,三五0,000	一,四一三
大正十年下半期	四二,三五0,000	八,000,000	二00,000	四九,五五0,000	一,六五三
大正十一年上半期	四九,五五0,000	一三,000,000	一,000,000	六一,五五0,000	二,〇五三
大正十一年下半期	六一,五五0,000	二四,000,000	二,000,000	八三,五五0,000	二,七五三

朝鮮總督府保護

朝鮮殖産銀行債券

食糧問題解決のため
わが朝鮮産業開發のため
朝鮮殖産債券を
お買ひ下さい
本債券は一般社債より
確實で
公債よりは有利で
あります

株式會社藤本ビルブローカー銀行

（其二）ポスター募集用券債

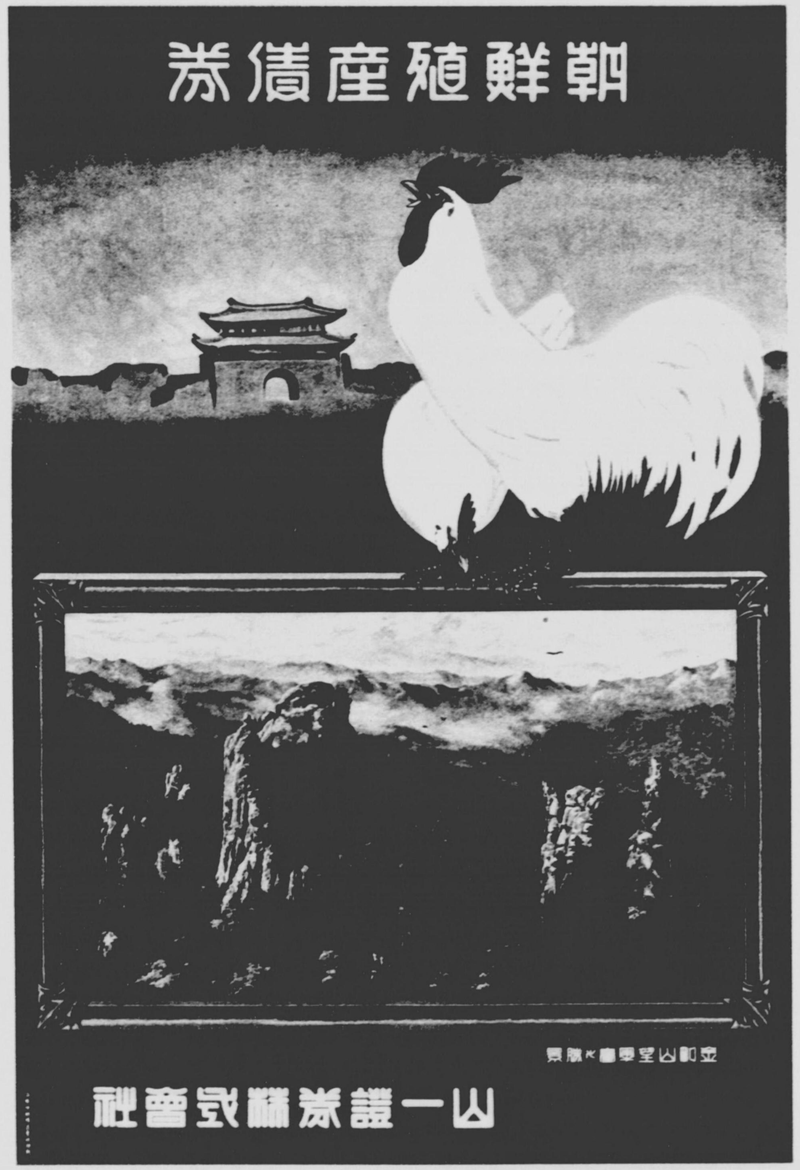
朝鮮殖産債券
金剛山望臺ノ風景
山一證券株式會社

大正十二年上半期	二、三五〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇
大正十二年下半期	八、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	一〇、三〇〇、〇〇〇
大正十三年上半期	一〇、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	一〇、九〇〇、〇〇〇
大正十三年下半期	一〇、九〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇
大正十四年上半期	一二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一四、一六〇、〇〇〇
大正十四年下半期	一四、一六〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一三、九六〇、〇〇〇
大正十五年上半期	一三、九六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇、〇〇〇
昭和元年下半期	一二、五〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
昭和二年上半期	一四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一五、六〇〇、〇〇〇
昭和二年下半期	一五、六〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一七、一〇〇、〇〇〇

第三節　發行條件

當行の發行債券にして大藏省預金部の引受にかゝるものは其取入資金の用途が特に低利を必要とする事業に投ぜらるゝものであつて其利率は五分一厘乃至五分五厘であるから金融市場の繁閑には殆んど關する所がないしかし一般市場に公募し又は引受けられたるものは發行當時の金融市場の狀況により其條件固より一樣ではない之を利率に見るに創業以來大正九年三月の恐

慌前に於ては七分内外にて之を發行することが出來たが、恐慌以降は金融俄かに引緊り八分に非ざれば公募し得ざる狀態となり、越へて十年稍小康を見せ七分乃至七分五厘利の發行を見たが、十一年再び八分となり、十二年九月關東地方震災以降は一層不利となり、十四年に入り市場漸く鎭靜を見せ七分五厘にて發行の機會を得、翌十五年續て五厘方低下七分となり、昭和二年押詰りては六分五厘より遂に六分で發行するを得た、各回の債券發行條件一覽表は次表の通りである

債券發行條件一覽表

回數	發行年月日	發行高	利率	據置期限	期限及償還方法	摘要
甲	明治四四年一二月一五日	一、〇〇〇、〇〇〇圓	六分三厘	大正三年一二月一五日	十五年間隨時償還	舊興銀より承繼 東洋拓殖會社引受
乙	大正六年四月一六日	二、〇〇〇、〇〇〇	五分七厘	九、四、一六	十七年間毎年三月、九月の二回、五萬圓以上宛償還	同上
第一回	八、六、二	二、〇〇〇、〇〇〇	五分五厘	一三、三、一	十五年間其他同上	大藏省預金部引受
第二回	八、一〇、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七分	一〇、一二、三〇	五年間毎年六月、十二月の二回、二十萬圓以上宛償還	公募
第三回	八、一二、二五	二、五〇〇、〇〇〇	五分五厘	一三、九、一	十年間毎年三月、九月の二回十二萬五千圓宛償還	大藏省預金部引受
第四回	九、三、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七分	一〇、三、一	三年間毎年二月、八月の二回五十萬圓以上宛償還	公募
第五回	九、三、一一	二、〇〇〇、〇〇〇	同上	一〇、三、一	同上 二十萬圓以上宛償還	同上
第六回	九、七、五	一、〇〇〇、〇〇〇	八分	一〇、七、五	二年間隨時償還	同上
第七回	九、九、六	七、五〇〇、〇〇〇	同上	一〇、九、一	同上	同上

第八回	九、一二、一五	五、〇〇〇、〇〇〇	八分	九、一二、三一	五年間年二回五萬圓宛償還	日本勸業銀行引受
第九回	一〇、三、一三	五、〇〇〇、〇〇〇	同上	一三、三、一	三年間隨時償還	公募
第一〇回	一〇、四、一五	二、〇〇〇、〇〇〇	七分	一〇、一〇、一五	大正十一年十月十五日期限	三菱銀行引受
第一一回	一〇、六、一	二、〇〇〇、〇〇〇	七分五厘	一一、六、一	大正十五年六月一日期限	同上
第一二回	一〇、九、一五	五、〇〇〇、〇〇〇	七分	一一、一〇、一	六年間隨時償還	公募
第一三回	一〇、一二、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五分五厘	一五、一二、一	十五年間毎年六月、十二月の二回、五萬圓以上宛償還	大藏省預金部引受
第一四回	一一、一、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	同上	一一、三、一	五年間毎年三月、九月の二回三十萬圓宛償還	同上
第一五回	一一、三、二七	三、〇〇〇、〇〇〇	同上	一四、三、三〇	七年間毎年三月、九月の二回二十萬圓宛償還	同上
第一六回	一一、四、二五	五、〇〇〇、〇〇〇	八分	一三、五、一	三年間隨時償還	公募
第一七回	一一、五、二三	二、〇〇〇、〇〇〇	同上	一三、九、三〇	一年半間隨時償還	南滿洲鐵道株式會社引受
第一八回	一一、七、一五	七、〇〇〇、〇〇〇	同上	一三、八、一	二年間隨時償還	公募
第一九回	一一、一〇、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	同上	一三、一一、一	同上	同上
第二〇回	一一、一〇、一一	三、〇〇〇、〇〇〇	八分	一三、一一、一	同上	同上
第二一回	一一、一〇、一四	二、〇〇〇、〇〇〇	五分五厘	一三、一〇、一	四年間毎年四月、十月の二回二十五萬圓宛償還	大藏省預金部引受
第二二回	一一、一〇、二〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七分五厘	一三、四、三〇	一年半隨時償還	三菱銀行引受
第二三回	一一、一一、一	二〇〇、〇〇〇	八分一厘	一三、一一、一	十八年間毎年六月、十二月の二回、八千圓以上宛償還	日本勸業銀行引受
第二四回	一一、一二、一五	五、〇〇〇、〇〇〇	八分	一三、一二、一	二年間隨時償還	公募

| | | |

第六十九回	第六十八回	第六十七回	第六十六回	第六十五回	第六十四回	第六十三回	第六十二回	第六十一回	第六十回	第五十九回	第五十八回	第五十七回	第五十六回	第五十五回	第五十四回	第五十三回	第五十二回	第五十一回	第五十回
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十月
四日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
昭和二十一年九月四日	昭和二十一年八月一日	昭和二十一年七月一日	昭和二十一年六月一日	昭和二十一年五月一日	昭和二十一年四月一日	昭和二十一年三月一日	昭和二十一年二月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日	昭和二十一年一月一日
金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓	金一万圓
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
大藏省預金部利率	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八銀行の二月一日利率、次年十月一日の二月一日利率、次年十月一日の二月一日利率、次年十月一日

第六十一回	昭和二、九、一	一、三〇〇、〇〇〇	五分五厘	昭和三、三、一	初回年中一萬二千圓以上、次五年二萬二千圓以上、次五年三萬圓以上、次五年四萬三千圓以上毎年三月、九月二回償還	大藏省預金部引受
第六十二回	二、九、一	五〇〇、〇〇〇	七分五厘	三、九、一	十五年間毎年三月及九月の二回、一萬圓以上宛償還	日本勸業銀行引受
第六十三回	三、一〇、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六分五厘	四、一〇、五	八年間毎年四月、十月の二回二十萬圓以上宛償還	公募
第六十四回	三、二、二五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六分	四、二、二五	八年間毎年五月、十一月の二回、二十萬圓以上宛償還	同上

備考　第二十七回及第三十四回は缺號とす

第四節　元利の支拂

殖産債券の元利の支拂は券面に記載せられたる發行條件を遵守して行はれ、利子及全額償還の場合は期日の到來と共に利札又は債券引換に之を支拂ひ、公募債券の分割償還の場合は其都度抽籤を以て償還債券を決定し當該番號債券所有者の請求を待ち債券引換に支拂ひを行つて居る、抽籤は償還期約一ヶ月前に當行々内に於て行ひ朝鮮殖産銀行監理官の臨席を乞ひ當行重役立會の上執行する、當籤番號は之を官報及新聞に公告し各地に於ける當籤債券所有者の支拂を受くる便宜に供して居る、既往債券元利支拂の成績は一回と雖も期限其他の條件の履行を違へたることなきは勿論第十六回債券五百萬圓の償還の如き時恰かも昭和二年の金融大恐慌時にありてモラトリアム實施中にありたるに拘らず毫も遲延することなく悉く期日償還を行ふことが出來た。

第六章　營業成績

第一節　損益計算

當行は前章に於て述べたる如く駸々として發達し來れる朝鮮の産業金融機關として官民の輿望を負ふて創立せられたものであり更に朝鮮に於ける金融の實狀に鑑み普通銀行業務、貯蓄預金業務等の兼營をも認められたものであつて一方には政府の周到なる指導監督あり、他方には民間の厚き同情あり、産業施設の普及、生産の增加等朝鮮經濟界の進展に伴うて業務年と共に發展の跡を示し、彼の大正九年春季の財界大反動に際しても幸にして大なる影響を蒙ることなく各貸付業務に於て各期皆相當の利益を擧げて今日に至つた、かくして一面債券及預金に對し比較的高率の利子を支拂ひ、又業務の發展に伴ひ異常の膨脹を見つゝある諸經費を支辨し、更に毎期各種の銷却を行つても尙損益の差引純益金は毎期漸進の一路を示して居る、即各期の總損益金及純利益金の計數は左の如くである。

損益計算表

期別	總益金	損金 損失金	損金 前期繰越金	損金 計	差引純益金
大正七年下半期	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
大正八年上半期	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
大正八年下半期	一、一二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、一二〇、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇	〇
大正九年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正九年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十一年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十一年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十二年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十二年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十三年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十三年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十四年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十四年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十五年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
大正十五年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
昭和元年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
昭和二年上半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
昭和二年下半期	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇

第二節　利益金分配

利益金の分配は法の定むる所に依り百分の八以上を缺損補塡準備金、百分の二以上を配當平均準備金として積立て、尙役員賞與金及交際費を控除したる殘額を株主に配當し若くは後期に繰越すものであつて創業以來各期に於ける分配の實際を示せば左の通りである

利益金分配表（單位千圓）

期別	純益金	前期繰越金	政府補給金	計	缺損補塡準備金	平均配當準備金	役員賞與及交際費	株主配當金	特別積立金	後期繰越金
大正七年下半期	七四	一	三五	一一四	六	一	七	九九	一	一
大正八年上半期	一一四	一	四五	一五九	九	二	一一	一四四	一	一
大正八年下半期	二六四	一	一	二六四	二四	六	二二	二一六	一	一四
大正九年上半期	四四四	一四	一	四五九	二四	一一	二四	二四六	一	二一
大正九年下半期	四四〇	二一	一	四四一	二四	一七	二四	二四六	一	四九
大正十年上半期	四六一	四九	一	五一〇	二四	一七	二四	二四六	一	五三
大正十年下半期	五一九	五三	一	五七二	二九	一四	二四	二四六	一	六〇
大正十一年上半期	一、〇八四	六六	一	一、一五〇	一六〇	四〇	二四	二四六	一	一四〇
大正十一年下半期	一、一九九	一四〇	一	一、三四九	一四〇	六〇	二四	二四六	一	一四六
大正十二年上半期	一、二四四	四六	一	一、二九〇	一四〇	六〇	二四	二四六	一	一一一

外＝三四九

大正十二年下半期	九〇一	四二一	—	—	一、四三三	一、四三三	一〇〇	一〇〇	八〇	六〇	六〇	六〇	—	四四三
大正十三年上半期	一、〇四五	四四三	—	—	一、四五五	一、四五五	一〇〇	一〇〇	八〇	六〇	六〇	六〇	—	五六五
大正十三年下半期	一、一〇八	五六五	—	—	一、四七三	一、四七三	一〇〇	一〇〇	八〇	六〇	六〇	六〇	—	四四三
大正十四年上半期	一、〇九七	四四五	—	—	一、四四一	一、四四一	一〇〇	一〇〇	八〇	七〇	七〇	六〇	—	三一〇
大正十四年下半期	一、一三六	五一〇	—	—	一、四六六	一、四六六	一〇〇	一〇〇	八〇	七〇	七〇	六〇	—	五九六
大正十五年上半期	一、八六	五〇六	—	—	一、四七五	一、四七五	一〇〇	一〇〇	八〇	七〇	七〇	六〇	—	五一三
昭和元年下半期	一、一〇〇	五一三	—	—	一、四七五	一、四七五	一〇〇	一〇〇	八〇	七〇	七〇	六〇	—	五四〇
昭和二年上半期	一、一〇五	五四〇	—	—	一、四七五	一、四七五	一〇〇	一〇〇	八〇	七〇	七〇	六〇	—	五九八
昭和二年下半期	一、一二五	五九八	—	—	一、八一三	一、四四五	一〇〇	一〇〇	八〇	六〇	六〇	五八六	一〇〇	六一五

備考　大正九年上半期に於て純益金前期繰越金の外に二十三萬六千圓の利益金を揭げたるは募集新株の額面超過金である。

右表の內株主配當金の拂込資本金(政府所有株の分を除きたる)に對する割合は大正七年下半期乃至九年上半期は年七分、九年下半期及十年上半期は年八分、十年下半期以降昭和元年下半期迄は年九分、昭和二年上半期及同下半期は年八分に當つて居る。但し昭和二年上下兩半期に於ける配當歩合の減少は當局の一般銀行に對する利益金配當減少の勸告に基くものであつて何等業績の不振より來れるものではない、而して創業以來積立に當てたる利益金は缺損補塡及配當平均の兩法定準備金並に特別準備金を通じ五百五十萬三千圓(昭和二年下半期決算の積立金を含む)に達して居る。

第七章　産業及公共貸付用途の概要

産業及公共貸付は既述の如く當行本然の業務であり當行の盛衰かゝつてこの貸付に存すると言つても過言ではない、殊に其貸出在高は當行債券發行の基礎をなし、當行債券は本貸付殘高によりて事實上保障せられて居る譯合であるから、之等貸付金の用途に就ては株主は勿論當行債券に利害を有する人々の普く知らんと欲するところなるべく、更に之等用途の說明は如實に朝鮮產業の現狀を語るものであり、ひいては半島開發の生きた記錄とも見らるゝので敢て一章を設けて其中堅をなす年賦及定期貸付の用途につき之が概要を述べることとする。

偖之等資金の用途は第三章第一節中に表示せる如く甚だ廣汎であつて事業の種類を以てするときは農業、工業、水產業、鑛業、商業、運輸交通等の各種に亘り等しく農業にありても水利、土地改良、林業、蠶業、畜產等の用途別があり公共事業には行政、敎化、衞生、土木等の用途があつて殆んど朝鮮統治諸般の施設一として直接又は間接に當行の資金に關係せざるものはないとも言ひ得る。當行亦創立の本旨に鑑み朝鮮總督府竝に地方官憲と密接なる連絡を保ち其方針に順應し朝鮮產業開發の大業に微力を盡さんことを期して居る次第である。以下之等用途に付項を逐ひ其概要を說明する

ことする。

第一節　行政

朝鮮に於ける行政は中央に總督府あり地方に道あり其管下に府、郡、島及面等があつて之を行ふ。

道地方費　道は內地の府縣に相當するも法人格を有せず朝鮮道地方費令により設けられた道地方費が公共團體と看做されてゐる、道地方費は各道に之を設け知事之が管理に任じ道評議會と稱する諮問機關を置き歲出入豫算其他重要事項に關し道知事の諮問に應せしめて居るが其事業は土木、勸業、教育、衞生、救濟、補助等であつて地方稅及國庫補助金を以て其主たる財源とする。

府　府は內地の市に相當し其所在地は京城、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、新義州、元山、淸津とし府の統轄者たる府尹は國の官吏であつて府尹の諮問に應せしむるため府に協議會を置く、府の事務の主たるものは一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理するにあるが試みに其公共的事務を例擧すれば(一)上水道(二)下水道(三)病院、傳染病院又は隔離病舍(四)社會救濟事業として公設市場、共同宿泊所、公設浴場、海水浴場、武德館、公設運動場、人事相談所、職業紹介所、簡易食堂、公設施療所、共同洗濯所等を設備する(五)其他市區改正、道路橋梁の改修、除穢、屠場、墓地、火葬場、市場、公園、公會堂、圖書館、消防、救濟、電氣事業等とし府稅、使用料、手數料等は其歲入の主たるものである。

面　面は內地の町村に相當し全鮮を通じて四百九十三面(昭和三年三月末)あり面にも亦面協議會ありて面長及面協議員を以て之を組織し其の取扱ふ事務は法令に依り面に屬せしめられたる事務を處理する外(一)道路、橋梁、渡船、河川堤防、灌漑排水(二)市場、造林、農事、養蠶、畜產其他產業の改良普及、害鳥蟲驅除(三)墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置、浴場、洗濯場(四)消防、水防(五)諸證明、公簿、圖面の閲覽等の事務を處理することが出來前揭以外の事務を處理せむとする場合は朝鮮總督の認可を受くべきものとなつてゐる、面の支出に充當すべき歲入は賦課金を中堅とし其他財產收入、使用料、手數料、夫役現品の賦課等を以てする。

光州面事務所

之等公共團體は年度內一時借入又は事業資金の起債を認められ(指定面四十三以外の面は事業資金の起債は認められず)てゐるが其歲計は施設の擴充其他の原因により比年增大、大正八年の千

七百六十九萬圓より昭和二年六千三百九萬餘圓となり正に三倍半し當行の此方面に對する貸出も亦一路進境を示してゐる。但し之等公共團體に對する貸出は其用途に從ひ之を一般行政の外、衞生、土木、其他の數項に分ち處理しつゝあるが故に之等に就ては其項に於て說明することとし本項行政資金貸出の各年に於ける消長を表示すると左の通りである。

行政資金貸出回收高表　（單位千圓）

摘要	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	大正十五年 昭和元年	昭和二年	合計
年間貸出高	空	二六空	九六八	六六六	一一三七	一一三〇	九四一	七六八	七一二	三〇七七	八九九七
年間回收高	元	一七四	五九九	七五三	五二一	一一〇〇	七四九	八三五	一一〇二	一一五六六	七四八〇
年末現在高	四四	二三三	六〇三	五三六	一一五三	一一六三	一四五四	一一三八七	一一五七	一四九九	—

第二節　教化

學校　朝鮮に於ける學校は其經營者により官立、公立及私立に大別することが出來、官立學校は大學以下十三校あり、公立學校は中學校、高等女學校以下千九百五十五校あり、私立學校は專門學校以下六百七十五校あつて、其總數は二千六百四十三校に上り概要左表の通りである。

經營者別學校數表　（昭和二年五月末現在）

摘要	大學	大學豫科	專門學校	師範學校	中學校	高等女學校	小學校	高等普通學校	女子高等普通學校	普通學校	實業學校	實業補習學校	各種學校	合計
官立	一	一	三	一	一	一	二	—	—	二	一	—	—	一二
公立	—	—	—	三	二	三	四五五	一三	六	一三七	四四	一六	六	一九五五
私立	—	—	三	—	—	—	一	九	九	八〇	四四	一	五六六	六五五
計	一	一	一〇	四	二	三	四五九	二四	一三	一四九	四九	七	五七三	二六四三

之等學校の經營に付當行の資金關係を有するは公立學校の經營者たる道地方費、學校組合、學校費及私立學校の經營者たる個人其他の團體で就中、學校組合と學校費とは其主なるものである。

學校組合　學校組合の制度は明治四十二年統監府公布の學校組合令に依り朝鮮在住の內地人が其子弟の敎育を行ふ爲め設置したるものであつて之れが設置は發起人に於て區域を定め其區域內に住所を有し獨立の生計を營む內地人三分の二以上の同意を得組合規約を作り朝鮮總督の許可を受くるを要する、組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の經費を分擔する義務を負ひ組合には議決機關として學校組合會なるものがあり議員は組合員中より選擧せらるゝものである、組合の管理は管理者之を行ひ管理者は組合員中より道知事之を命じ其任期を三年とする、但し府の區域を包含する組合にありては府尹が其管理者たる職務を行ふことになつて居

る、昭和二年末に於ける組合數は四百三十二あり其經營に係る學校は中學校一、(昭和三年度に於て道に移管)高等女學校二十二、小學校四百五十五、實業學校三、實業補習學校九、等とし其昭和二年度歲計豫算總額は五百九十二萬圓を算してある。

學校費　學校費の制は大正九年十月の實施にかゝり朝鮮人の教育に關する普通學校其他の教育費を支辨するため府、郡、島に之を催け府尹、郡守又は島司之が管理に當り其諮問に應せしむるため學校評議會がある、學校費の支出は賦課金、使用料、補助金、財產收入其他を以て之に充當するが昭和元年末學校費は全鮮に亘り二百三十二ありて其經營學校は普通學校千三百三十六、實業補習學校三十七、其他若干校で其昭和二年度經費豫算は千四百四十二萬圓である。

宗　教　朝鮮に於ける宗教は朝鮮古來の佛教、內地人の傳道にかゝる天理教、金光教等の神道、內地佛教及基督教等であつて之等宗教の寺社、布教所は鮮內各地に亘り五千餘あり夫々信者を有し幾多の社會教化的施設をもなしつゝありて其所要費金を當行に需むるものが多い。

當行の之等教化事業に對する貸付は大正七年末に於て僅かに七萬餘圓であつたものが鮮人教育の刷新に刺戟せられ九年以降急增し十三年末に於いては四百餘萬圓に達したが教育機關擴充の一段落と共に昭和二年末三百十二萬圓に減少した。

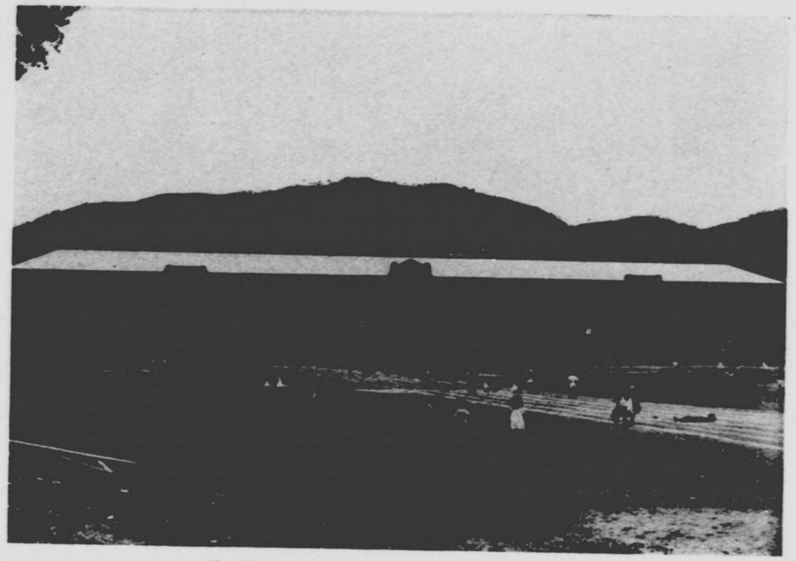

清津公立尋常高等小學校

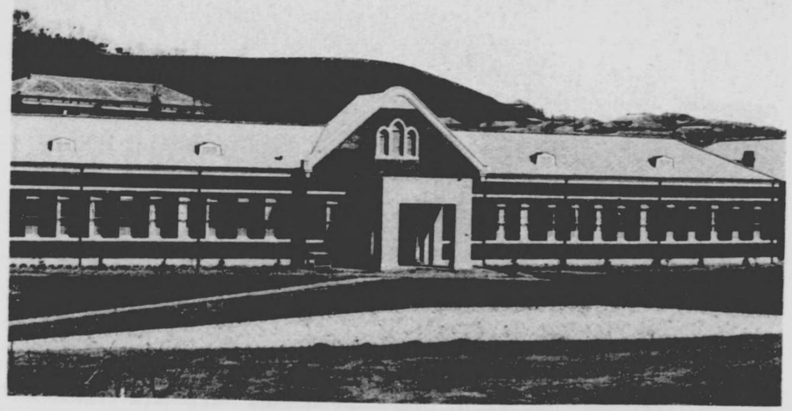

群山公立高等女學校

開城第一公立普通學校

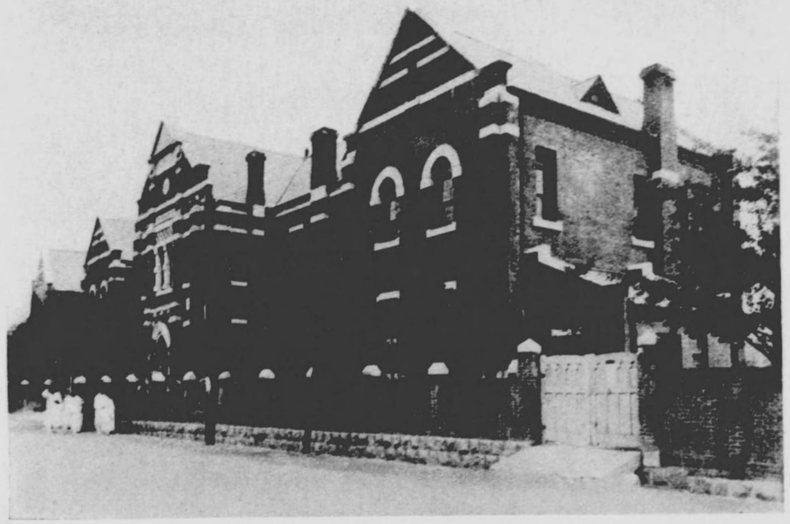

私立淑明女子高等普通學校（京城）

敎化資金貸出回收高表　（單位千圓）

摘要	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
年間貸出高	七四	一四四	一、二六六	一、一七五	一、六三一	一、八五四	一、〇九七	七六二	一、〇三八	一、五七四	一〇、七〇六
年間回收高	二	三三	二四〇	八九	五〇三	七六二	六二六	八九四	一〇四九	二、二五八	七、五七九
年末現在高	五五	一六七	一、二〇五	一、二九九	二、七〇七	三、七七九	四、〇五〇	三、八九七	三、八七七	三、二一六	—

第三節　金融組合聯合會

金融組合聯合會　金融組合聯合會に對する當行の貸付は主として金融組合の所要(其他產業組合、漁業組合及畜產同業組合等聯合會に加入せる諸組合の所要資金をも含む但し其加入組合數及貸出金額は未だ多からず資金の融通を目的とするものであつて金融組合に對する資金の融通は農工銀行時代に於ては直接に行はれたが大正七年十月當行の創立と時を同うして道を區域とする十三の金融組合聯合會が組織せられ各道內の金融組合は漏れなく聯合會に加入することになつた。聯合會は管內の金融組合の指導監督の機關である一面組合相互間の資金調節機關たる任務を有するものである。爾來金融組合、金融組合聯合會及當行は確然たる一金融系統を事實上に構成し單り當行が金融組合の爲めに聯合會を通じ其資金調節上の業務を取扱ふに止まらず金融組合

は當行の代理及媒介貸付業務を取扱ひ相俟て朝鮮の産業金融に貢獻することとなつた。

金融組合　金融組合は內地の信用組合に類する一種の庶民金融機關であつて金融組合令に依りて設立せられ各府郡島內に一定の區域を定め其區域內より加入する組合員を以て組織せられてゐる。但し此加入者は組合設立の趣旨に鑑み主として中流以下の階級に屬する者を選ぶもので ある。而して組合は此出資者たる組合員の金融を緩和し其經濟の發達を企圖するを以て目的とし組合區域が村落なると市街地なるとにより村落組合、都市組合とに分たれて居る。而して村落組合は設立と同時に基本金として一組合當一萬圓若は五千圓を政府より下附せられ又都市組合も同樣基本金の意味を以て聯合會を通じ當行より五萬圓若は三萬圓宛の低利資金が供給せられ(資源は之を大藏省預金部に仰ぐ)資金の充實に資せらるゝこととなつて居る。其業務の性質も村落組合と都市組合とにより自然多少の相違はあるけれども大體左記の事業を營むものである。

一、組合員に對し其經濟の發達に必要なる資金を貸付すること(都市組合の場合には手形割引を爲すことを得)

二、組合員の爲に預り金を爲すこと

三、組合員の爲に產業上必要なる材料の貸付若は共同購入を爲し又は組合員の委託に依り其生產物を販賣すること

四、組合員の爲に其生產物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること

五、朝鮮總督の認可を受け組合員に非ざるものの預り金を爲すこと

六、朝鮮總督の認可を受け銀行の業務を代理し又は其業務の媒介を爲すこと

七、朝鮮總督の命令ありたるときは地方金融の調節に關する業務を營むこと

組合には組合長、理事、監事、評議員等の役員があり此等役員は組合員中より選任するを原則とするけれども現に村落組合の理事は朝鮮總督の任命に係るもので組合長と共同して組合を代表し業務の執行に當ることとなつて居る。

金融組合の始めて設立せられたのは明治四十年五月であつて創立以來二十餘年を閱し今や朝鮮の庶民金融機關として重要なる地步を占め昭和二年末に於て村落金融組合五百、都市金融組合六十一、合計五百六十一組合を數へ、其組合員數は四十九萬七千餘人に達し、拂込出資金七百三十七萬餘圓、預り金五千九百五十二萬餘圓、貸付金八千五百六十五萬餘圓、朝鮮殖產銀行代理媒介貸付金一千十三萬餘圓を算するの好績を示すに至つた。

代理媒介貸付　當行が金融組合を通して斯かる貸付を行ふは當行の本支店が其業務區域の關係より平素區域內の金融組合と密接なる連絡を取り金融組合は當行本支店の爲に手形の取立其他の代理業務を取扱ひつゝあるを利用し當行本支店所在地より遠隔の地にある產業者の爲にも

其必要資金を供給し事業を援助せむとするの微衷に出づるものであつて其貸付高の消長は次表の通りである。

金融組合の當行代理及媒介貸付高表　（單位千圓）

摘要	大正七年末	同　八年末	同　九年末	同　十年末	同十一年末	同十二年末	同十三年末	同十四年末	昭和元年末	同　二年末
金額	一八〇五	四七三二	五九五五	八一三六	九八〇四	一〇一九一	八七三四	八四四〇	九〇四二	一〇一二四

備考　自大正七年至大正十年數字は各年度末次年三月末現在である。

次に金融組合聯合會は既述せる如く道を以て區域とし現在其數十三ありて孰れも各道廳所在地に其事務所を置き其所轄組合に對し貸付けたる資金は昭和二年末現在三千九百五十五萬餘圓を計上してゐる。

當行は之等聯合會に對しては其地位に鑑み常に最善の便宜を與へ取引の圓滑を期し貸付利率の如きも力めて低率を適用して居る、其貸出高は比年增加し昭和二年末一千九百二十二萬餘圓に達した。

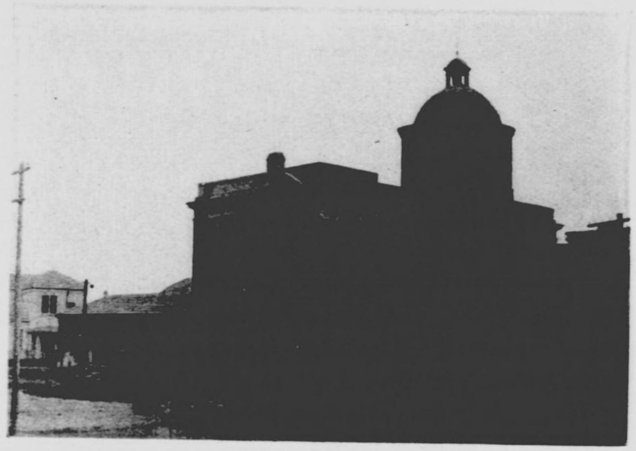

成鏡南道金融組合聯合會

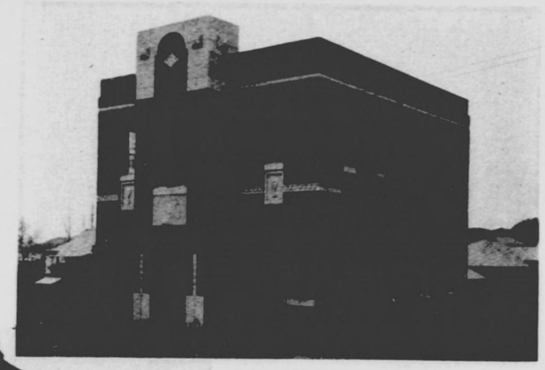

浦項（都市）金融組合

禧山（村落）金融組合

金融組合聯合會資金貸出回收高表

（單位千圓）

摘要	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
年間貸出高	六五一	六、六七六	四、三〇五	四、三〇八	三、八五〇	三、六七七	六、四八〇	六、〇七四	九、二三七	二五、一〇五	七〇、一三六
年間回收高	一八三	八八一	四、四八	六〇四	九、三六	二、四五五	五、一二三	八、七六七	九、八五三	二、三四一	五〇、九一三
年末現在高	四、六九	六、二六四	一〇、七八九	一四、三九三	一七、三〇七	一七、五〇九	一八、八七七	一六、一八四	一五、四五九	一九、三三三	—

第四節　衛生

朝鮮に於ける衛生上の施設は大部分總督府又は地方公共團體によりて營まれ僅かに醫院の經營に私營のものを見る狀勢にある。

當局の施設　今總督府の此の方面に對する施設を擧ぐれば醫療機關に於ては總督府始政以來京城に總督府醫院を各道樞要地に慈惠醫院を設置し且つ彊內各地に公醫を配置して診療に當らしめ漸次之を擴張し現在道慈惠醫院一、道立醫院二十八、公醫二百二十名を算するに至り、保健衛生に於ては京城、仁川、平壤、鎭南浦の各都市に獨力水道を敷設せるのみならず釜山、木浦、群山、元山其他市街地十餘ヶ所に對し多額の補助金を交付して水道の敷設を助成し又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奬勵する等飲料水の改善に力を用ひ其他衛生行政に就ては從來法制として見るべきも

のがなかつたのを之が制定の業を進めて醫師、齒科醫師其他療屬に關する法令、私立病院、飲食物並に飲食物用器具、藥品及藥品營業の取締、阿片、モルヒネ、屠場、屠畜、墓地、火葬場及埋火葬並に傳染病豫防、肺結核、地方病、獸疫豫防、清潔方法、消毒方法、檢疫其他公衆衛生に關する各般の法令を整備實施し、又傳染病及獸疫の豫防に付ては每年多額なる國費を支出して機宜の措置を講じ、天然痘の流行猖獗を極むるを以て極力種痘を勵行して其根絶を期し、除穢事業其他一般保健衛生の取締を勵行し衛生狀態の面目を改むるに力を致して居る。

地方公共團體の施設　道地方費、府、面等の地方公共團體に於ても其本旨に從ひ鋭意衛生狀態の改善に努力しつゝあつて其施設せる所病院の經營、上水道の敷設擴張、除穢、屠場、墓地、火葬場の經營等頗る廣汎に亘つて居る。

當行の本項貸付は主として地方公共團體の上揭施設に對して行はれて居るが猶個人經營の病院其他にも及んで居り貸出額は累期增進の大勢にある、本用途に對しては既往五百四十三萬餘圓を貸出し二百九十二萬圓を回收現に二百五十一萬餘圓の貸付を有して居る。

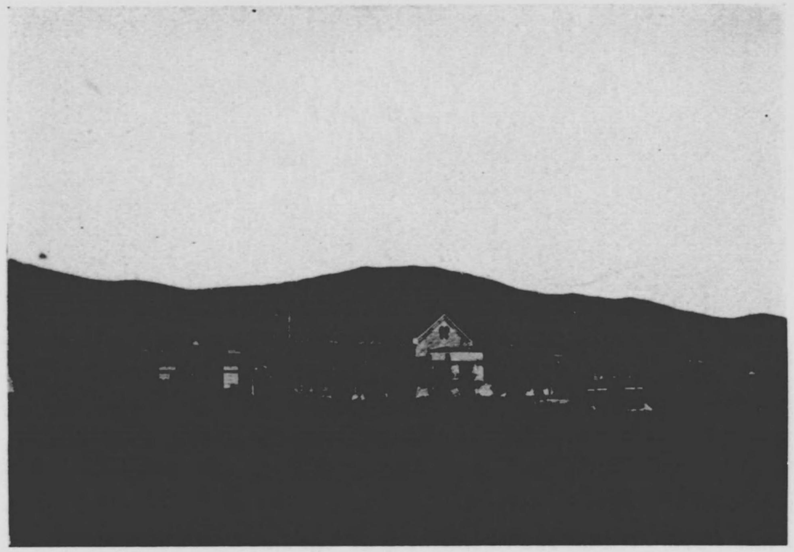

道立馬山醫院

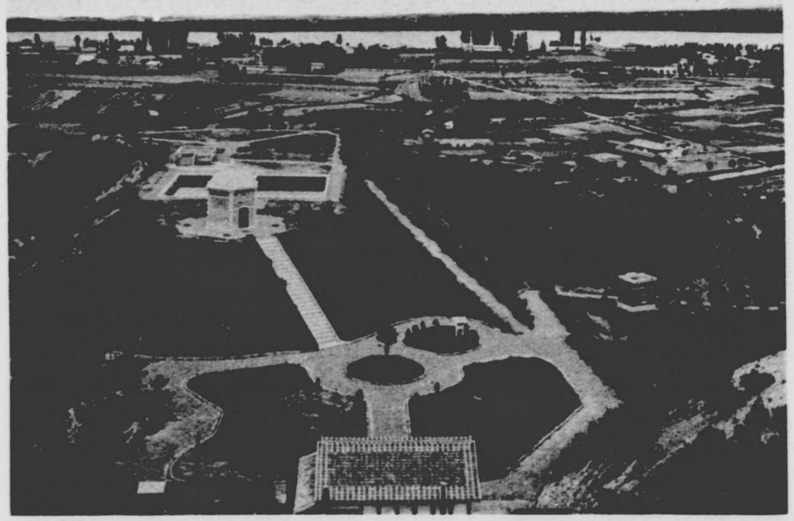

浦項上水道配水池

第五節　交通運輸

朝鮮に於ける鐵道は明治三十三年に開通せる京仁線を以て嚆矢とし其後逐年敷設延長せられ今や朝鮮の幹線たる國有鐵道許りでも昭和二年十二月末に於て千四百三十三哩を算するに至つた。

私設鐵道　朝鮮に於ける地方の開發は鐵道の敷設に待つところが多いので朝鮮總督府は一意國費を以て國有鐵道の敷設延長を進むると共に他面地方鐵道の敷設に私設を認め明治四十五年先づ朝鮮輕便鐵道令を制定して大正三年以降年々豫算に私設鐵道補助費を計上し重要線路に對し起工當初より一定の期間其益金が會社の拂込資本金額に對し所定の割合に達せざる場合は政府豫算の範圍内に於て補給することとし其割合限度を大正六年迄年六分、七年より七分、八年九月より年八分に引上げ斯業の奬勵に資した。時恰も歐洲戰後財界の盛況時であつたので内鮮事業家の注意を集め會社の新設されたるもの多く其の敷設免許哩數一千二百五十餘哩に達した。しかし之等會社の或ものは九年三月襲來せる財界の反動以降打續ける不景氣の影響を受け敷設資金の調達を困難とするに至り大正十二年九月遂に朝鮮中央、南朝鮮、西鮮殖産、朝鮮森林、朝鮮産業及兩江拓林の六社を併合して朝鮮鐵道株式會社を設立し、以て事業の進捗を圖り、今や約三百三十哩に垂

んとする營業線を開通し之に其他の會社線を合すれば私設鐵道營業線總延長五百二十四哩に達するに至つた。

之等私設鐵道の線路は概ね國有線を基點とし其經營は朝鮮、京南、朝鮮瓦斯電氣、金剛山電氣、圖們、价川の六會社に依つて行はれ昭和二年末に於ける既設諸會社の投下資本額は拂込資本金、借入金、社債取入金等を合し六千五百餘萬圓を算してゐる。

鐵道網計畫　朝鮮官私鐵道の發達上述の如くであるが尙未だ幼稚の域にあるを以て當局は昭和二年度以降十二箇年に亘り新に五線八百六十哩の建設並に其間に介在する私設鐵道五線二百九哩の買收及改良を計畫し、既成線の改良、咸鏡線、平元線の建設と相俟て斯業の面目を一新せむとし新規二億三千萬圓、既定計畫に屬する分八千九百萬圓計三億二千萬圓の經費を計上第五十二議會の協贊を經て愈々實施さるゝに至つた。亦私設鐵道は同上期間內に買收交付金其他合計五千七百萬圓の資金を投じ五百十哩の新線を敷設し買收漏既成線と併せて八百餘哩の開業線を得るの見込であつて、之が完成の曉に於ける官私鐵道の總延長は三千四百餘哩に達するであらう。

軌　道　軌道の主なるものは京城、釜山、平壤の市街電車で其延長は約三十哩で其他數ヶ所にガソリン又は人力による軌道がある。

當行は是迄二、三鐵道會社の需めに應じ本項資金の貸付を取扱ひ亦平壤市街電車の府營に當り

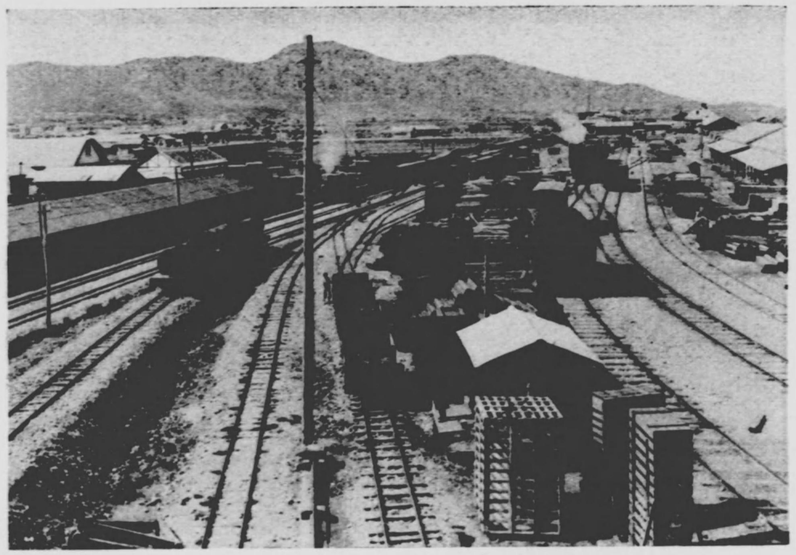

朝鮮鐵道株式會社線成興驛構內

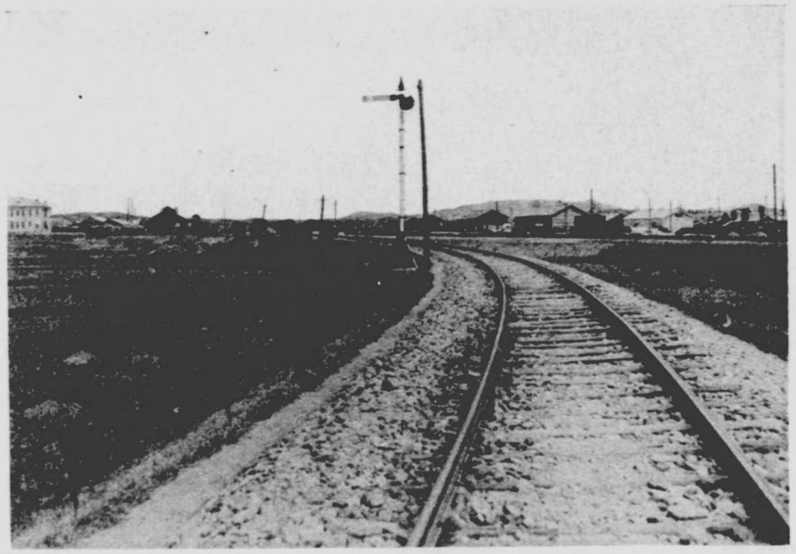

京南鐵道株式會社線天安驛の全景